

近付、歸國の願書付、下書吳様、漸々相頼、下書を貰ひ、右は眞字にて、私一向讀不し間、際者に見せし所、右書付の内、銀吳様と所有之不宜由、加筆致し吳様間、右の通認にて、私共四人廣東の役所へ持参仕し所、又々ホルトケシの役所へ書付持参仕し様に付、同所へ参り處、最初の通マテラより送書参不しへば、難相成ゆ由にて、當惑仕罷在り、水主三人の者、翌二月迄船に働罷在り所、右船同月十六日本國へ罷歸りに付、三人の者共私罷在り間屋土藏の脇へ集罷在り、私世話吳様廣東の商人も、同月店替仕引取りに付、無詮方役所へ願、錢貫食物を調暮し罷在り、右の内醫師の家へ度々参、何卒廣東へ渡り儀教吳様相頼申し所、醫者申は、此處へ、毎年廣東より太老爺とや官人駕籠に乗籠を打参り間、右を待合せ、かごへ取付敷様可仕、其節向にて尋は、日本へ送吳様、書付見せしへば、右役人同道にて廣東へ運行可やと教申、

此所に寺御座りて、私度々参錢などを貰ひ申、宗旨相分り不し、右寺にても廣東へ参度旨頼合仕し所、三月上旬右寺より私共呼に参り間、罷越り所、佑筆様の者兩人罷在、書付相認しを見せ、兼て頼合の儀に付、此書付明日出來、此方より廣東へ差遣は、左へば同所より迎参可中間、相待居り様申、然所四月廿四五日の比、ホルトケシの役所より呼に参り間、罷越り所、廣東領の役人罷在、私共四人請取、三里ほど参り處、廣東の内の役所へ暮頓着申、其節

萬次郎病氣にてかごに乗申、殘三人は步行仕し處、みの笠吳申、此役所より駕籠乗り役人付添申、夫より夜通し六七里も参、夜八時頃寺にて一宿仕し、翌朝五時頃出立、七時頃天朝とや役所へ一宿、此處より晝夜三日川船にて、五月朔日廣東の城下へ着仕し、夫より役人の内一人船より上り、知らせに参り所、間もなく迎参、私共同道にて役所へ連参申、其夜右の所に一宿、翌日右役所より六七町隔明家の二階へ私共差置、下に役人番致罷在り、

島々に罷在り内、月日相分不しに付、三ヶ月と十五日夜の月を月日に數へ罷在り、澳門(校曰、イツレモ青門とあり、澳門の誤なるべし)より天朝迄、四月下旬罷越り處、稻出穂の所も有之、植付青田の處も見へ、未植付場所も御座り、一年兩作と相見へ申、氣候は澳門と同じく暖氣つよく御座り、

私共食事、飯臺にて、飯は銘々に茶碗に盛、菜は魚類并野菜類砂鉢へ盛、四五枚箸添差出申得ば、曲録へ腰を掛、打寄給申、尤一日兩度食に御座り、

薪は松柏に御座り、

家作は、瓦疊上漆喰詰にて、二階板敷、下土間に御座り、

右廣東逗留中、私共明家え差置、番人附置、外出不しに付、城中并町家の様子相分不し、

尤船より右の所迄、通筋町并見や所、諸商賣物色々相見へ、賑々敷御座也、
街道は不殘切石を敷、下に水通有之、雨降りても木綿の沓履や也、

川々は大河に御座りて、間敷難計奉存也、右川々に色々の船數百艘往來御座也、

廣東に五月朔日より下旬迄罷在り所、送歸吳等にて、屋形船二艘、右の内一艘上役人七八人
乗今一艘へ私共四人外に役人二人乗や也、船中へ鍵二本高燈灯二本幡一本立や也、右幡白木綿
の四尺四方位にて、中へ廣の字を書付や也、尤川筋罷通りて、途中往來の船多く込合ひ節、私共
乗ひ船の役人船の先へ立出籠を鳴しよへば、往來の船左右へ除通しや也、

廣東領の内、六七日川船に乗や也、右川添所々に番所有之、右之所へ參り得ば、船中籠を鳴や
也、夫より廣東の境にも御座り也、川中船二艘鎖にて繋、役人罷在り、川往來の船々相改や也、
右の川に渡し場御座りて、渡船十艘位有之、船長女二人つゝ乗罷在り、往來繁々相見へや也、
大川筋罷通ひ節、耕作稻刈罷在り所も有之、田を打罷在り所も御座り、尤村々の川通、稻并諸
品不殘、小船にて運びや也、此地も一年兩作と相見へや也、

夫より、川筋段々罷通る所、六七十間の板橋御座り、其處より陸へ上り、宿付一宿仕り、翌日
六時頃出立、附添の役人并私共不殘かごにて、陸道七八里罷越り所峠御座り、夫より二里ほど
參、宿場御座りて一宿仕り、右通筋村々茶店なども多御座り、此通諸荷物運送往來繁々、駄付

見へ不や不殘人夫持に御座り、此耕作も右同所に御座り、

右宿へ付り所、私共へ附添の役人より、此所へ訴へる様子にて、暮頃同所役人と相見へ、駕籠
にて、先拂兩人割竹を引參や也、右役人私共へも、何かやへ共、一向相分不や所、暫時罷
歸や也、

翌日右の宿前川より、船にて川筋通や所、又々岡へ上り、陸地七八里參峠を過、川端の宿屋
へ一宿、翌日右の所より、又々船に乗や也、右通筋、畑に岡稻、砂糖の草、煙草、桑など相見
也、右川筋段々通ひ所、ナンキとや所、川幅百間程にて、船十艘鎖にてつなぎ船橋御座り、左
右に船橋有之、役人往來の船を改や也、尤往來の船は、船橋の中を明通や也、

右川筋の内、薪無之、炭の粉、土煉交、焚ひ所御座り、右炭の粉は、船にて賣に參や也、
右川通の内、キンチウとや城下を通や也、此所麥多植置や也、夫より浙江とや所へ、着仕り、
此所入海に御座り、夫より陸へ上り寺に一宿、翌晝出立又々川船に乗、二里程參り所、川中に
番所御座りて、向岸迄柵を結、暮頃より明ヶ迄往來通不や由にて、其夜番所の前へ船繋、翌朝
六時過柵を開りてより通や也、夫より三日川通、南京領乍浦とや所へ、廣東より凡六十日程に
て七月下旬着仕り、尤川筋登り通ひ者も御座り、又下りに通ひ者も御座り、

廣東より乍浦迄、多分川船にて通や也、船は二三日參り得ば、驛御座りて乗替や也、廣東の役

人は乍浦迄、始終付添参り、川水多くは濁水に御座り、飲水に相用ひ節、何か白き粉を入りければ、埃底へおどみ澄す、右川通に石山多く、竹木の山見へ不す、

乍浦の湊へ着船仕、役人陸へ上りす所、間も無之迎の役人一人、人夫一人連参、私共四人受取、手提物は人夫に持せす、其節右役人すは、貴様方船中へ忘る物無之やと、日本語にてすに付、是は定て本國近き所に可有之と驚悦仕、夫より町の内一丁程参、鑓鐵炮弓筋置の番所御座り、右の所へ私共控させ、役人断す、夫より宿へ連参り、右宿は長崎へ参り船間屋と相見へす、日本の言語能通す、則夜其家に一宿、翌日明家へ連参、私共二階に差置、下に役人一人通辭一人料理人一人附添罷在り、此地家作は廣東同様に御座り、

私共賄物、粥に豆腐香の物の類、砂鉢へ四五枚出す、晝は飯菜、魚鳥豕牛鶏卵野菜の類取出す、夜食右同断に御座り、尤大清國一統二食に得共、各へは日本の通三食づ、賄由、舌人すの事に御座り、食事仕飯は、銘々茶碗へ盛、菜物は砂鉢へ盛、四人前混出すに付、打寄給す、汁はヒにて汲す、右明家へ参りて、二三日過り所、役所へ出様舌人すの間、私共四人同道にて罷出す、右役

所、大門左右瓦疊上煉塀に御座り、門前に控罷在り所、内にて鐵炮を放、門を開す間、内へ入る所、左右に甲冑にて脇差を帶、弓鐵砲鑓幡を持、四十人ほど立並罷在り、玄關に城代と相見へ赤き笠を冠、服は袖細長き花色の織物に御座り、前へ臺を置、緋羅紗を掛、硯紙筆を置り、左右童子二人、近習役人三十餘人罷在り、城代は曲録へ腰懸、其外は立罷在り、右真中を通、玄關へ入、四人共に土間へ跪罷在り、通事へすは、廣東よりは是迄段々御介抱に被成忝奉存り、此上御厚情を以、早速日本へ御送被下度旨願す所、通事より城代へす上り、夫より私共名を尋すに付、書付見せり所、向にて留書仕、夫より黒丸盆へ饅頭五十計盛、三盆出す間、戴前へ差置す所、附添人宿へ持参す、夫より又々別の役所へ、私共連参りす、右役所の掛り前の役所同断に御座り、私共最初の通、舌人を以口上りす所、饅頭二盆出す間、戴旅宿へ歸す、

私共逗留の内、木綿の單物胴服一、綿入一、帶一、羽織一、夜具一、通骨折(校日不明)一、右一人前一づ、四人へ呉す、尤何れも日本の服の通仕立呉す、初に一宿仕の間屋に佛事御座りて、私共へ使参、罷越見り所、土間へ佛壇を飭、木魚一輪一差置、僧十人鼠色の衣、うらなし袖一尺七八寸に袂有之を着し、袈裟七條の様に相見へす、朝六時より夜四頃迄、四日の内讀經仕、尤右の内に三十度程休す、尤何宗に御座りや、相分

不や、僧へは一日に四度食事出やれ、

私共宿隣家に、佛事御座りて、見やれ所、僧十人、衣袖平口にて笠を冠、袈裟は前同様に相見やれ、尤讀經の内、鑰、木魚、篋、笛、三縁(線か)、手木、太鼓、右鳴物打拍子讀經仕り、朝六ツ頃より夜四頃迄づ、四日修行、前の通一日に三十度餘休やれ、

氣候は廣東より餘ほど寒く御座り、所の者咄り、年に寄雪少々降り儀も有之由、私共七月より十一月迄罷在り得ども、霜雪は降不やれ、

市中街道切石にて、下水通御座りて、廣東の通、履物は沓に御座り由、

此地南京領にて、城は無御座り、役所二ヶ所御座り、家數二千軒餘と相見やれ、廣東南京地續にて、川船往來仕り、

田畑一年一作の由、九月の頃稻刈やれ、

此地産物不足、多分南京廣東より相廻り由、

十一月に相成り所、南京より上役人三人、上下百人斗づ、にて参り、然所通事やれは、各地にて介抱に預り、衣類等迄貰り儀、右役人へ一禮や上り様にと、役人罷在り船問屋へ連参り付、夫より一禮や上り、

右役人は、南京と蘇州の役人の由、兩國の船八艘、長崎へ渡海に付、右船にて私共送呉り筈に

相成り尤、暇乞に、私共歌舞妓へ兩度迄連参りて、色々馳走御座り、其節役人より、扇子一本づ、呉り、右歌舞妓は、天后とや宮に御座り、役者南京より雇参り由町の内祭事等之節も、歌舞妓御座り、

十一月九日、右役人罷在り船問屋にて、飭御座りて参り所、初は彼地の風にて色々料理出やれ、其後日本風の料理出し振廻り、此節座敷の様成所、床へ掛物卓香爐傍置やれ、土間へ緋毛氈十枚計敷、上座へ私共、左右に船の役人十二人座り、盃と杯臺は和物、銚子は唐物、錫の鉢四十枚程の肴出やれ、右は魚鳥雞卵菓子砂糖蜜柑其外菓子類色々出やれ、外大井鉢へ七分目ほど水を入、其中へ大輪の菊二輪入差出置、船頭盃を初右水にて洗、私共へ進やり間、段々盃事仕り、夫より宿へ罷歸、翌十日右船八艘の内、南京船へ儀兵衛吉太郎、蘇州の船へ圓次郎萬次郎乗せやれ、即日より日和待仕り、廿七日出帆仕り、尤右船何れも、石火矢一挺大筒六挺鐵砲五十挺小筒百挺鎗百本程、船の左右へ建、口二三十挺礮石多船中へ入置やれ、尙又出帆の節、船の表へ艦迄四尺位、竹にて縁を結、右へ漁師の太網幾重も張り、其上へ布圍を掛圍、所々へ矢間明け置やれ、

同廿八日、沖にて八艘の内七艘は見へ不やれ、私乗船へ海賊船追寄り所、右船と二間程も隔り節、私乗船より大筒二挺鐵砲二挺打掛り所、賊船の者共船底へ隠、風下へ逃行やれ、右賊

船は百廿石位と相見、人數六十人乗る様子に御座い、夫より風悪敷相成、右の所へ船を繋ぐ處、其夜又々賊船一艘近寄る所、私共船挑灯を數多燈し、大筒一挺打る所、賊船逃去る十二月朔日より日和能乗出る、頓て日本の地近く相成りて、船の圍取拂、鐵砲の焔硝燒拂、大筒鎗の類不殘取納る、右の船に圍並鐵砲の類は、海賊の備の由に御座い、私並吉太郎乗る船は、午十二月九日長崎へ着船仕い、圓次郎萬次郎船は翌十日着船仕い、夫より長崎御役人様船改に御出被成、私共四人召連、御役所にて御尋御座い、漂流の始末夫々や上い處、揚屋とや所へ私共を差置、御役人附添罷在い、尤乍浦にて唐人やい、長崎にて御詮議の節、初め澳州へ漂着、夫より乍浦迄送られ參る段や上い様や聞いに付、四人共、教の通澳州よりの始末をよ上い、長崎御役所にて前後三日御尋御座いて相濟る、尤私持參の衣類等は、不殘被下置、大錢一文小錢四文御取上に相成、右代り錢廿四文被下置い、翌未九月十一日、御國許御役人様、長崎へ被遊御出御役所にて私共御請取、九月廿一日同所出立、十一月十三日江戸表へ着仕い、吉太郎儀は秋田の御役人衆受取る、水主萬次郎儀、乍浦より病氣にて參る處、病屈にも御座い、九月十三日私共長屋の内へ出い跡にて、香物入置い鉢打こわし、右のかけにて腹五六寸切り懸罷在い、然所圓次郎見付知せいに付、私共打寄介抱仕、早速附添御役人衆へ御斷る所、御檢使并御醫者六人參、疵口縫色々

御藥等被仰付い得共、養生不相叶翌十四日相果る所、御見分相濟、取片付被仰付、同所禪寺へ葬る、尤右萬次郎、夜具并衣類穢分は、御役所へ相願右寺へ差上る、尤萬次郎相果る節、爰元御役人様被成御座いに付、右の始末は御役人様より可や上と奉存い、右之通儀兵衛申分に御座い、

申正月 (即寛政十二年)

驚濤怪浪捲洪波、愁殺篙師喚奈何、救命只馮殘板片、浮游幸得傍山坡、
崎山越水路迢々、歷書華夷魂半銷、不是一番磨朽處、諸君那識浙江潮、
四裁乖離客蹤艱、幾回春夢到鄉關、休言異國凄凉甚、猶有同人活可攀、
故園回首路漫漫、料爾鄉心思萬端、此去定知波浪穩、一帆風順保平安、

右 日 本

定吉借義兵衛吉泰良萬次郎諸人、於乙卯歲、浮海遭風波入中夏、於今戊午冬日附送遠鄉、詩以贈之、時在小春二十有三日、

姑 蘇 祿 陸 源 □ □

南 漂 記 終

船は百廿石位と相見、人數六十人乗ら様子に御座ら、夫より風惡敷相成、右の所へ船を繫ぐ處、其夜又々賊船一艘近寄る所、私共船挑灯を數多燈し、大筒一挺打る所、賊船逃去る十二月朔日より日和能乗出る、頓て日本の地近く相成りて、船の圍取拂、鐵砲の燭硝燒拂、大筒鐵の類不殘取納る、右の船に圍並鐵砲の類は、海賊の備の由に御座ら、私並吉太郎乗ら船は、午十二月九日長崎へ着船仕ら、圓次郎萬次郎船は翌十日着船仕ら、夫より長崎御役人様船改に御出被成、私共四人召連、御役所にて御尋御座ら、漂流の始末夫々や上ら處、揚屋とや所へ私共を差置、御役人附添罷在ら、尤午浦にて唐人やらは、長崎にて御詮議の節、初め澳州へ漂着、夫より午浦迄送られ參ら段や上ら様や聞らに付、四人共、教の通澳州よりの始末をや上ら、長崎御役所にて前後三日御尋御座らて相濟る、尤私持參の衣類等は不殘被下置、大錢一文小錢四文御取上に相成、右代り錢廿四文被下置ら、翌未九月十一日、御國許御役人様、長崎へ被遊御出御役所にて私共御請取、九月廿一日同所出立、十一月十三日江戸表へ着仕ら、吉太郎儀は秋田の御役人衆受取ら、水主萬次郎儀、午浦より病氣にて參ら處、病屈にも御座らや、九月十三日私共長屋の内へ出ら跡にて、香物入置ら鉢打こわし、右のかけにて腹五六寸切り懸罷在ら、然所圓次郎見付知せらに付、私共打寄介抱仕、早速附添御役人衆へ御斷る所、御檢使并御醫者六人參、疵口縫色々

御藥等被仰付ら得共、養生不相叶翌十四日相果る所、御見分相濟、取片付被仰付、同所禪寺へ葬る、尤右萬次郎、夜具并衣類穢分は、御役所へ相願右寺へ差上る、尤萬次郎相果ら節、爰元御役人様被成御座らに付、右の始末は御役人様より可や上と奉存ら、右之通儀兵衛申分に御座ら、

申正月 (即寛政十二年)

驚濤怪浪捲洪波、愁殺篙師喚奈何、救命只馮殘板片、浮游幸得傍山坡、
崎山越水路迢々、歷書華夷魂半銷、不是一番磨朽處、諸君那識浙江潮、
四載乖離客跪艱、幾回春夢到鄉關、休言異國凄凉甚、猶有同人活可攀、
故園回首路漫々、料爾鄉心思萬端、此去定知波浪穩、一帆風順保平安、

右日本

定吉偕義兵衛吉泰良萬次郎諸人、於乙卯歲、浮海遭風波入中夏、於今戊午冬日附送遠鄉、詩以贈之、時在小春二十有三日、

姑蘇祿陸源 □ □

南漂記終

松前人韃靼漂流記

寛政七年六月、松前西在突符村孫太郎安次郎重兵衛、西地ヲコシリ島にて昆布を採らんとて、小船に渡るの間、漂流六七日にて漸く山を見出し、乗附ければ、船は岩にあたりて破る、即ち韃國吉林の内伊皮韃の地なり、三日ほご漬梨子昆布を食して飢を凌ぎ、濱つたいに人家を尋ね往きしに、人家十軒許ある所に出でたり、此處の人は、百會に髪を殘し、筒袖に襦袢の如きものと股引のゆるきものを着せり、則唐人なり、唐人とも漂民へ、日本と書きて見せたれども、詞通せず、夫より家へ入れ、粟飯を喫せしめ、皮にて作りし衣類を與へ、薪水の手傳して日を送り日本へ歸りたきこと度々歎きけるに、十月初同所出立、一夜泊にて家數百軒許ある處に着す、此所の唐人は烏髮にて後ろへ下げ、衣類は皮(?)にて製し、女は耳へ眞鍮の環を下げ、鼻の穴にも環を穿ちたり、翌年三月漂民小船にて西に溯り、四月末鹽谷のある所に着す、こゝより七日路にて船廠に着す、こゝにて豪商方に逗留、五月初馬に乗せ、官吏二人僕二人これ馬にて附添、寧古塔の役所に至る、こゝにて役人出で、吟味すれども通せず、わきの佛寺へ留めおき、番人をつけ、日々米菜を給

す、これより役人附添、又吉林に送らる、家數千軒あり、役所は大門練塀もあり、門を入り三町程にて廳に出づ、高き所に役人居て、左右に又十四五人列し、何れも衣服美麗なり、八月初同所出立、ケクリ(北京かといふ)に着し、九月初より川船にて蘇州杭州に送られ、翌年正月乍浦に着す、此時唐人大勢出迎ひて、銅鑼をならし、蘇州の官吏は戻る、乍浦の役所より、日本通商の荷主へ引渡す、二月五日役人の指揮にて、乍浦より出船、十八日長崎に着す、

松前人韃靼漂流記終

漂客東察加出奔記

文化三年丙寅七月異船に乗りて我が擇捉島に着せる六人あり、これ實に陸奥國北郡牛瀧村繼右衛門等の一行なり。繼右衛門等、享和三年十一月、下總銚子沖にて逆風に逢ひ、南海に漂蕩すること四ヶ月、又轉じて北海に漂流すること三ヶ月、翌年七月始めてホロモシリ島に漂着す。土人之を憐み、力を盡すこと多し。繼右衛門爲めにシムチ、ヤウ島を經、露國カムサツカ港に着することを得たり。時に露人歡を本邦に買ひ、通商を請はんとするに意あり、護送を約して待遇甚だよし。因りて船便をまちこ、に客居すること歳餘に及ぶ。たま／＼露國の使節レサノツトわが長崎に來りて交易を請ひ、拒絶されて歸るあり。露人聞て漂客を遇すること頗に冷なり。是に於て繼右衛門等憤怒し、我何ぞ彼らの救助を受けざるも、歸國するを得ざらんやとて、遂に意を決してシムチ、ヤウ島に航り、ラヌツア島の夷船に托し、千島群島を經て、其歲四月チリホイ島に到り、木を編みて一船を製し、此に至りて歸着せるなり。始め放洋の際、同人十三人、而して死亡相踵ぎ、今僅かに其半に及ばず。其間の辛酸果して如何ぞや。

漂客東察加出奔記終

督乘丸魯國漂流記

松前奉行支配調役下役村上貞助エトロフ島詰合にて、漂流人重吉相糺口書之覺、

尾張國名古屋納屋町、小島屋庄右衛門手船千二百石積督乘丸沖船頭、

重吉事なり
長右衛門、于三十二歲

水主 音 吉、于三十歲

一、私共魯西亞船より船を貰ひ、エトロフ島之内トシラリとや所へ上陸仕仕始末、御吟味御座り、

此段長右衛門儀は、生國尾張國知多郡半田村百姓にて、宗旨は代々門徒宗にて家内五人相暮、養父庄兵衛儀は、名古屋納屋町問屋時田金右衛門とや者方え通ひ勤奉公仕、私義は十五歳の時より船乗渡世仕、去る文化十四年伯父督乘丸船頭長右衛門に相代り、右督乘丸沖船頭長右衛門と改名仕り、音吉儀は生國御代官所伊豆國加茂郡子浦之百姓傳藏とや者の弟にて、宗旨は代々浄土宗にて御座り、十八歳の時より船乗渡世仕、督乘丸水主に相成ゆり、同年十月尾張様江戸御回米、并諸商物積入、私共兩人外十二人都合人數十四人乗組、同郡師崎出帆仕、江戸表え罷

越、問屋石橋彌兵衛を以、右御米相納、其外積荷物賣拂、同月下旬江戸出帆仕、夫より伊豆之
子浦に相繋、十一月四日同所出帆歸國可仕奉存處、丑寅之風強吹、夜に入遠州沖にて水主一
人、船より落し、暗夜とや可救手便も無御座に付、早速橋船を切落し流置ゆ、其夜八時頃
にも相成、風戌亥之方へ相廻り、強吹出に付、伊豆沖へ被吹戻、同五日同國子浦近く凡五里
斗にも御座に沖合にて橋を切荷打等仕、同國七島之内を流れ出、同月八日迄は伊豆之山々も見
へ渡りゆへ共、橋船無之上陸可致手段も無御座、追々南沖へ流出、其後は山々も相見不、戻
り船に御座に付、江戸出帆の節、米は五斗入七俵積入ゆに付、其餘大豆七百俵、外諸道具
類積入、食物至て不足に御座に付、一同中合、日々豆粥等仕給居ゆへども、米は翌成年正月
限に給仕廻、其後は皆々豆の粉ばかり給りゆ處、同月より船中圍ひ水も遣ひ切、折悪く永々雨
も降不、日々潮を焚、湯氣を取、炊用に仕相凌ゆ處、同三月頃より船中一同病人に相成、同
五月より七月迄之内に十人死亡仕、残り私共兩人半兵衛とや者都合三人、漸々相助罷在りて、
八月に相成大雨降ゆに付、雨水を取貯、飲用に仕り、魚を釣ゆ處、種々魚澤山に釣れゆに付、
是等食用に仕ゆ所、此邊何國之沖に御座に哉、至て暖氣にて、始終裸身に相成居、冬に相成ゆ
ても、中々寒氣杯事は一向無御座に、中には櫓の上へ罷出ゆ事さへ難相成程之暑氣に御
座に、此年沖合にて暮ゆへ共、遂に島山又は艇船等も見掛不、翌亥年二月十四日(萬年曆所持仕
候に付右體日

數は幾何國之沖合にて御座に哉、二本橋にて帆數餘多掛ゆ大船一艘、西より東之方へ船通りゆ
居申候、其間凡三里斗も可有之哉、塵を揚ゆ處、右船まさり艇り戻り近寄ゆに付、助け呉ゆ様
中聞ゆ得共、言語一向通じ不、右の船より橋船を下し、羅紗着物着し、同股引を履き、頭巾
をかぶりゆ者六人乗組罷越ゆに付、日本船の由中聞、助呉ゆ様仕形仕ゆ處、何か不相分ゆへど
も、元船へ可參段や聞ゆ様子に付、此方の船は乗捨、尾州御船印、浦賀御判物斗持參仕、異國
船へ乗移りゆ、其節水主兩人の者は大病にて、私義は達者に罷在ゆに付、夫々介抱仕、橋船
え爲乗移、本船へ罷越ゆ處、異國人共は船中猶生殘ゆ者可有之と存ゆ哉、船底まで無殘せんさ
く仕ゆ様子にて、捨置ゆ手道具等少々持參致し呉ゆ、其後何方之船に御座に哉之段、色々相
尋ゆ處、漸々ランタンとや所の船の由中聞ゆ、船は石數凡千五百石も積可、船頭名前はベケ
ツとや者にて、物書一人外に水主二十七人、其外獵師體之者多人數乗組罷在ゆ、右ベケツ至て
篤實の者にて、飲食は勿論、病人らは散藥を與へ、其外心付ゆ事、言語にも難及次第に御
座に、夫より四日の間海上丑之方へ相艇りゆ所、大成る島一つ見請、島は存不、本船より
皮船十四艘を下し、右獵師體之者共一同爲乗組、此島へ差遣ゆ、右獵師共はコーリヤとや所
之者にて、此島にも獸多く有之ゆに付、差遣獵斗爲致ゆ由中聞ゆ、其所より海上二日子丑の方
え相艇りゆ所、シツハンとや所へ着船仕り、此所は地方にて至て暖國にて御座に海岸より谷間

凡一里斗引上り、人家五六軒有之、皆役人體の者にて、風俗はヲロシヤ人同様に御座り、重立
 の者の名をヲテカと云ひ、私共三人之内兩人は病氣故、船中にては養生も行届兼可や間、致
 上陸の様右ヲテカに付、則兩人はヲテカ家に差置、種々養生も致吳や私儀は船に止宿
 仕り、毎朝陸え罷越、度々馳走に成や、此所は馬多く有之、往返始終馬に乗りや、同所に十
 日之間逗留仕、上荷積荷等相仕廻、出帆の處、海上十一日目に難風に出會、楫を折に付、又
 々此船にて難船仕の事に可有之哉と、心配仕の處、日本船と違ひ、難義に及び事決て無之趣、
 カピタンや聞、歌など唄ひに付、安心仕罷在の處、船中に乗組居の大工、早速作事等仕、無
 何事海上十日ばかりにてルキンとや所へ着仕、此所ヲロシヤ領分の由にて、川湊に御座り、
 海岸納屋壹軒有之斗にて、人家無御座、右地に住居仕の夷人、穴居之所相見得や、夷人の風
 俗は、皆裸身にして、誠に下帯も無御座様に見受や、此所より川上五六里も御座り哉、役人
 體之者罷在、餘程大き成村に御座り由承も得とも、私共は罷越不や、始終共船中に罷在、右
 船入津仕の節、役人體之者一人罷越や、此所にては何も交易等仕の様子も無御座り、右海上
 にて破損仕の楫、その外作事仕の内、材木川下ケや、人足之内少々日本詞遣ひ者一人罷越
 りへども、一寸逢ひ斗りにて名前は承り不や、凡此所に三十日斗逗留仕り、作事出來仕の上
 出帆仕、海上日數覺不や、餘程暫之内相掛シツカとや所へ着船仕、此所は海岸に人家有之、

凡家數二十軒も可有之、役人體の者も、多人數罷在、造船も仕の趣、賑々敷湊にてヲロシヤ大
 船二艘、何も三本橋に御座り、同小船五艘、メリケン船三艘、私共乗組の船共、凡十艘餘罷
 在、其内私共逗留中、小船二艘何方へか出帆仕、此所役人の名前はバラノフとや者にて、私
 ども兩度被招色々馳走に相成、只今所持仕の合羽劔牙類も、悉同人より貰請や、此所は土地
 住居の夷人共、甚以氣強にて、時々亂暴等仕の由にて、バラノフ居の處は、門も三重に相構番
 人等も嚴重に相守罷在の様子、同人居の所は、奥深く構、常は鐵砲も玉込仕置の由に御座り、
 凡此所に三十日斗も逗留仕の内、元船より鹽酒の類荷上ケ仕、皮類と交易致の様子にて、臘虎
 豹之皮杯澤山本船に積入や、然る所ランタン船の義は、此所まで交易に罷越や船に付、本
 國に歸船可仕の所、私共日本へ送り可返手段無御座り、ヲロシヤ國之内ヲホーツカよりは、日
 本への便り宜い間、右之所まで送り可遣とベケツや聞、同所出帆仕、海上四十日目に漸々カム
 シヤツカの崎を見掛て、猶ヲホーツカを心掛颯へ共、其節煙霧深く、晴へば風烈敷相成、
 遂に去る亥の八月十五日頃にも御座り哉、ヲロシヤの内カムチャツカ湊カハンとや所へ入船仕
 る處、當所役人ルダカフとや者の方へ被招、四五度も馳走に相成、同人や聞には、當年も日本
 人三人此方の船にて日本へ送り遣し間、來年にも相成は、其許義も日本へ送り遣可や
 間、必心配致や間敷由や聞、然る處九月中旬頃にも相成、ヲホーツカより歸帆の船有之者は

(校日不明)日本人送り越船にてエトロフ島近く迄罷越れ得共、風烈敷日本人上陸不爲致罷歸
由に御座に付、早速右日本人に對面可仕と上陸仕處、濱邊にて出逢薩摩船の人に御座
由承て、一同悦喜仕、扱其後は私共儀も上陸爲致、右ランタンの船は(是はイギリス)残りの品
此所にて交易致、右に付ベケツ儀もヲホーツカへ所用出來、私共送可返船に便船を貰ひ罷越
積にて、召仕ひ様の者一人召連上陸仕、後船之義は書役を船頭に相直し、同年十月頃かカ
港出帆仕、夫より私共儀も右薩摩之人々と同居仕居處私共失費之儀は、矢張右ランタンの
船頭より差出呉に付、いか様之譯合に御座哉、之段内々承り所、私共失費オロシヤ方にて
取扱ひ節は、其趣一旦カムチャツカ役人よりイルコーツカ役人迄立不申は、日本へ差返
しし事不相成由、左に得ば、遠方之儀、中々當年中には否相分中間敷、薩摩の人々は當年差
返に相成ても、私共義は今年も同所に逗留致し不申は、歸國難相成趣に付、左に得ば
私共いか程か無本意存じ可申、誠に極寒の地にて長逗留致しは、病氣の程も難斗、不便に
存間、是非當年之船に爲乗組呉様、右ランタンの船頭へケツより、ルタカフへ相頼趣承
之、別て忝存に義に御座、右に付私共三人エトロフのアトイヤ沖にて相別れ、始終衣
類飲食共ランタンの船頭の世話に御座、右之通にて去冬中薩州の人と私共、都合六人同居仕
越年仕處、當年氷解に相成、其節月日覺不申、五月二十八日御當國へ罷越は、アウエルと

中凡二千石積斗、二本橋のヲロシヤ船用意出來仕、船頭はスレツコと申者にて、水主其外へケ
ツ私共都合五十人乗組、風順不宜、六日之間滯船仕、漸順風に相成、同所出帆仕、此節より
半兵衛儀は不快罷在、服藥爲致呉得共不相叶、船中にて相果申、死骸は海中へ流申、然
る所右ランタン船頭ベケツ儀は、種々心配致し呉事故、大に愁傷仕、夫よりエトロフとク
ナジリ兩島の沖合まきり節、船頭スレツニ此沖にエトロフ島有之、此方にクナジリ島有之杯
中得共、日々煙霧深く、地方へ近寄難き由申、段々艇り參處、東蝦夷地方へ罷越、此方に
松前有之杯、船頭申居所、烟霧晴れ海上凡一里斗地方を見請、船頭指さし、此所エトモ
と申港有之、是よりは近くはば、其所へ罷越可申書付無之の間、引返クナジリえ可參段、薩
州の人々え申、夫より船を後へ乗戻し節、日本船二艘見掛ば間近く相見へ所、跡の方へ
乗戻し、跡船と同道致し、魯西亞船之跡方へ付參趣に御座、其翌日に相成處、右日本船
は何方へ參哉、見受不申、夫より又々クナジリ沖にてまきり居へ共、其節も煙霧深く、地
方へ近寄難申、尤クナジリのケラムイの崎は、此方に有之と、スレツニ申、扱地方を
見請より、凡十四五日目にエトロフとウルツフ兩島の間へ罷越、船頭スレツニ申、扱地方を
上存の外手間取に付、食物水薪共乏しく相成間、我等は是よりヲホーツカへ罷歸り、其
許共は小船に乗組、エトロフ島へ參り存寄に、差遣し可申、萬一小船にて難儀にも

は、一たんヲホーツカへ同道可致段や聞ひに付、私共一同、小船にて歸國仕度存、且右ラン
 タンの船頭へケツ義も、遠て小船にて疾く歸り上陸可然、左も無之は、又々カムチャツカ
 へ罷歸り越年致ひ事も難斗段、や聞ひに付、其段を船頭スレツニ歸國致し度旨や聞ひ所、左は
 は、小船にて罷歸可やとや、私ども荷物并食料等夫々小船に積入れ、本船より下し吳に付、
 フロシヤランタン人等に暇乞仕り、私共兩人薩州之者三人都合五人有之、小船に乗組、フロシ
 ヤ船に相分れ、エトロフの向へ漕渡り、既に地方近く相成ひ處、逆風強く吹出し、船寄難、ウ
 ルツフの方へ向掛戻りひ處、潮路に相掛、大に難義仕り、又難船可然哉と、一同心配仕ひ處、
 其内暮方漸く無難にてウルツフ島へ着船仕ひ、其節フロシヤ船は、最早何方へ艇り去ひ哉、相
 見へ不やひ、一兩日着船の所に滞留仕りひ處、出帆の勝手不宜ひに付、西南の方へ相廻り、入
 灣有之、穴居の跡四五軒も御座ひて、人は一人も住不やひ、此所に逗留仕り、風間見合ひ内、
 兩三日相立、ラリハ人の由、十三人斗り小船にて罷越、此所え一夜相泊り、翌日何方へか出去
 ず、夫より當月七日風に御座ひに付、烟霧も深く御座ひへ共、磁石一面所持仕ひに付、右に
 て方角を相極、エトロフ島より東北へ渡來仕ひ、何とや所に御座ひ哉、砂濱十五六町も御座ひ
 所に滞留仕、同九日風に御座ひに付、五時頃同所出帆、兼てフロシヤ人教吳に付、北面の方
 え相廻りひ所、夷人の小屋一軒御座ひ所へ着仕ひ處、夷人一人早速罷出、禮儀仕ひに付、私共

日本人之由や聞、同所に止宿仕度段や聞ひ處、最早是より番屋迄間も無之、同人同道可仕旨や
 聞ひに付、左は、罷越可やと又々乗船仕、右夷人同道にてシベトロへ罷越ひ所、村上貞助殿、
 右始末一通り御吟味之上、持渡ひ所の品、逸々御改有之、夫より御番所へ御差出に相成ひ旨や
 上ひ處、異國船中並カムチャツカ滞留中、邪宗門に加り、右の器物等持渡ひ義、且彼國の者共
 よりや含られひ事も有之罷歸儀にては無之哉之段、再應御吟味に御座ひ得共、私兩人存命
 さへ仕ひは、いか様にも仕り是非歸國仕度存寄に御座ひに付、決て邪宗門之咄等決て承不や、
 元より器物等は一切持參不仕ひ、此段持歸りひ衣類諸道具品々、先方より與へひ物、受不やひ
 ては腹立やひ様子に見受ひに付、持參ひ迄に御座ひ、元より船は乗捨、助命仕ひ儀に御座ひへ
 ば、此方より差遣ひ物金錢は不及や、其外共交易等仕ひ儀は無御座ひ、且彼國之者共より、何
 事も被や含ひ儀は決て無御座ひ、

子七月廿一日、

音 吉、

長右衛門、

エトロフ御詰、

御役人中様、

督乘丸魯國漂流記終

永壽丸魯國漂流記

松平豊後守手船千二百石積、永壽丸雇船頭、喜三右衛門、子三十歳

同人弟 角 次、子二十三歳

佐 助、

右ヤ口、

私共魯西亞船より船を貰ひ、エトロフ島之内トシラリへ上陸仕ぬ始末御吟味に御座ぬ、此度私共、三人生國薩州多城郡河内船間島とヤ所浦人にて、喜三右衛門兄弟は、母妻子共家内五人相暮、宗旨は代々禪宗に御座ぬ、佐助義は同所にて母共二人相暮、代々浄土宗にて御座ぬ、三人共幼少より船乗渡世、領主より雇はれ、右永壽丸乗組罷出、文化九申年十一月初め、本國より江戸屋敷えの回米積入、上乘役春成伊助村上友助兩人、私共水主ともに廿二人、都合廿五人乗組、同國協本湊出帆仕、同年十二月朔日瀬戸内小豆島に一夜汐掛り仕、翌二日同所出帆、同三日紀州沖え罷越ぬ處、戌亥の風強相成、檣を折帆桁迄打棄ぬに付、如何共可仕様無御座ぬ、日數十四日之間、同風にて南沖に流出ぬに付、荷打を仕、小き柱を拵へ、帆少々持ぬへ共、誠

に小き帆に御座れば、自由に間切事相成兼、唯々風に任せ相走りぬ處、翌五年正月迄、始終成亥の風にて次第に沖合に流出、一向地方へ可寄術も無御座、既に紀州沖にて難風に出會ひ節より、山々見失ひ、今は何國之沖に御座ぬ哉、一向分り不申、食料水薪等は差て乏き儀も無御座ぬ得共、一同心細く存罷在、同年八月迄洋中に漂居ぬへども、鳥山等更に見掛不申、始終船中寒氣強、時々雪なども降り、氣候不宜に付、乗組之者追々病人多相成、此節迄に上乗り役春成伊助村上友助外に乘組のもの等病死仕、存命之者十二人に相成罷在ぬ處、同月十一日の朝、大風に潮波打込、水船に相成、乗居る事不相叶、無是非橋船をおろし、船中要用之品、飯米手道具等可成丈ケ積入、十二人の内五人は病人にて介抱いたし、右橋船へ乗積、元船は乗捨、何も目當は無御座ぬへ共、流參ぬの針筋成亥の方へ向、帆を揚走らせぬ處、同年九月下旬に相成、酉の方に當り島一ツ見請に付、右島へ罷越見可申と、同月廿四日島根本浦の方、東風之時地にて碇綱をすり切、橋船岩磯に打當、破船仕に付、其節水主六人溺死仕、漸々私共三人水主三人助命仕上陸仕ぬ、然る處右六人海死仕ぬ者之内に、次太郎と申者有之、平生喜三郎の手代も仕、縫成者に御座ぬに付、浦賀御切手船印、其外諸書物箱に入、首にかけさせ置ぬ處、溺死仕、死骸も何方へ流去りぬ哉、一向見請不申に付、右御切手船印等一向揚り不申、尤喜三右衛門も、常體に御座ぬへば、右御切手船印等は、大切之品に御座ぬに付、自身所持仕ぬ義

に御座ぬ所、其節不快にて手足不自由に御座ぬに付、此後難船等仕ぬは、迎も助り申間敷被存ぬ、右次右衛門太夫を見込、右の品爲持置ぬ處、却て次右衛門相果、喜三右衛門助命仕ぬ段、いかん共詮方無御座ぬ奉恐入ぬ、夫より私共六人は海岸の岩陰に罷在、食物悉海失仕ぬに付、海苔木實等を給へ食用に仕、飢渴を凌ぎぬ處、折節雪降、寒氣甚敷、四五日の内に、右外三人の者は此所にて相果申、残り私共三人に相成、右岩陰に海苔木實を給へ、石を打合火を拵へ、三十日ばかり罷在ぬ處に、佐助角次兩人、人家にても可有之哉と、海岸を傳ひ西の方へ罷越ぬ所、何方も岩磯にて歩行難相成難所に御座ぬ、其日八時頃、凡三四里計参りぬ途中にて、夷人一人出會、言語は一向相分からずぬへ共、同道可致體に御座ぬに付、被召連又々西の方へ一里計り罷越ぬ處、穴居二三軒有之、男女十二人も罷在ぬ由にて、其夜兩人は其所に止宿仕ぬ、翌日夷人兩人召連、佐助角次右岩陰喜三右衛門罷在ぬ處え歸り参り、兩人の夷人鳥杯持参り吳、其儘罷歸申ぬ、翌日私共迎として、夷人三人罷越ぬに付、喜三右衛門不快故、佐助角次替るく春負、右三人の夷人に隨ひ、穴居え罷越ぬ處、言語は一向相分り不申得共、私共日本人と申事は、夷人共疾より承知罷在ぬ趣にて、鳥鯨の肉等鹽煮に致し吳ぬに付、少しづつ、食用仕ぬて飢を凌ぎ罷在ぬ、地名を相尋ぬ處、クリ、のハラマロタンと申所の由、漸々相分りぬ(是はエトロフ島の東北十二島に)此嶋は四方岩磯にて、長さ凡四五里も有之ぬへども、周邊大船繫淵等も無之趣に御座ぬ、其

後二三日相立、右夷人共居處相片付、諸道具船に積入、何方へか参り趣にて、私共三人も可罷越旨や聞ひに付、小船一艘に總人數皆々乗組、北東の方へ乗出し、渡海凡五里計りにて、又々一つ嶋え相渡りひに付、地名相尋ひ處、ランチマタンとや嶋の由や聞ひ、(エトロフ島より十)此嶋は長さ凡十里餘も可有之、四方岩磯多く、尤所々砂濱も御座ひへ共、大船繫湖等は一尙無之山御座ひ、此嶋の穴居は、周廻の内諸方に三軒づ、御座ひて都合六軒有之、人は住不や空室に御座ひ所、夷人共夫々相分れ、三所の穴居え入仕居相出来ひに付、私共三人も、一人づ、引分れ、三所に住居仕ひ、佐助角次は別々の家に御座ひへ共、近所にて御座ひに付、日々出會ひ所、喜右衛門義は、一人凡四五里計遠方の穴居に被養ひに付、同年十月頃より、翌春迄出會不やひ、然る處佐助被養ひ夷人、名前アットノとやひ者にて、ヲミトチャとや、先年松前箱館へ罷越ひヲロキセとや者の母の由やひ、越年中佐助に食物もろくく興へ不や、日々木樵に山へ遣はし、其外色々責使ひやひ、右ヲロキセ歸國の事を承知仕、日本にて殺されし事と相心得居ひ趣にて、時々其事杯や出しひ、翌戌年二月に相成、佐助難義にたへ兼、右の段角次に咄し、兩人同道仕り、雪中喜三右衛門方へ罷越、右の段や聞ひ處、喜三右衛門被養ひ夷人アキンハとや者、佐助の顔色を見請、大に疲勞いたし旨や之、氣の毒に存ひ間、不及罷歸三人共に此方に同居可仕旨や聞ひに付、是より三人一所に罷在ひ、其後右ヲミトノチャオロキセ歸國仕ひ趣

承知仕り、殊の外耻入ひ由にて、毎度佐助に居宅え罷越ひ様にや聞ひへ共、参り不や、兎角仕内、少々づ、言語も相分りひ様に相成ひに付、何卒日本へ送り歸し呉ひ様や聞ひ處、ホロモシリとや嶋にドヨンとや頭立ひ者有之ひ、右の者に承り不やひては相返ひ事難相成旨や聞罷在、同年五月初に相成、右夷人同船にて、小船三艘私共三人別々に乗せ、海上凡十三里も可有御座、ホロモシリ嶋へ渡海仕ひ、此島は凡十五六里可有之ひ哉、餘程之大成島にて、前島同様岩磯多く、所々に少しは砂濱も御座ひ、夷人の居所も右同様穴居諸方に有之ひ、凡廿ヶ所程も可有御座、右トヨン其外に夷人共男女凡三四十人も罷在、私共一同夷人案内にて西南浦砂濱御座ひ處へ参、右トヨンの穴居へ罷越ひ所、トヨン名前ホロホロニキリイチとや者にて、叮嚀に拶挨等仕ひに付、私共漂流の趣や聞、何卒日本の地へ歸し呉ひ様相願ひ所、此義はカムチャツカへ不や達ては相成不や事にてひ間、暫く此方に逗留致し可申、其内には右カムチャツカより年貢の皮取立の役人参可や間、其節いか様共右役人差圖に任せ可や段や聞ひに付、私共三人一同右トヨン家に被養罷在ひ、然る處五六日も過いて、右年貢取立の役人一人、名前はアテレンとや者、夷人共召連渡來仕り、私共罷在ひトヨンの家へ参りひに付、又ひ罷出日本へ差歸し呉ひ様相願ひ處、右役人限り開濟歸國爲致し儀相成不やひ間、一先カムチャツカへ相越ひ様にや聞ひ間、右役人に附添、罷越ひ者之内に、ヲロキセとや者有之ひ、則先年松前箱館迄罷越ひ

者に御座由、日本詞にて私共へ色々咄に付、私共一同驚入咄も承り可やと存ひ處、色々雑言等申聞、私共へ、其方共は御國恩を不存者に由間、再び咄も仕聞敷段申聞、其後は取合不申、其節箱館にて被下置いとや、衣類括着用仕居、先年はランヨハ島の者にて御座ひ處、同人箱館より歸國之上、ランヨハ島の者共、一同に此者をきらひ、右島處用無之段申上ひに付、只今はシムツチャ島、(校者曰今の占守島なり。)住居仕、甲必丹コロウイン之ヲ立を以て、カムチャツカ役人より、年々玉薬を取宛行、帶刀被許罷在由に御座ひ、夫より右役人五六十日も同所に逗留仕り、カムチャツカへ致歸帆、私共同道可仕段申聞に付、其船に乗組シムツチャ島に相渡り申、(本文ウシヨワ島ハエトロフより六島目ホロモ)此島は小島にて、凡三里ばかりも可有之に哉、夷人の穴居は渡り口より西の方へ三軒計り一つ所に在之、右兩島の間至て狭く、凡十二三町も可有之に哉、向岸の犬杯も相分り程の瀬戸に御座ひ、此間大船繫洲にてヲロシヤ船等繫ぎ申所の由に御座ひ、夫よりカムチャツカ地方へ相渡り、所々村御座ひ處を罷通り申へども、村名も承不申、日數三十日計りにて、ホリセスコイと申川湊へ着船上陸仕所、川端にオロシヤ人の家凡二十軒計も相見、役人體の者も罷在様子に御座ひ、此所に一夜止宿仕、翌日より船にて日數十四五日上り由内、所々逗留仕處、村御座ひ所も有之、又は野宿等仕てヘトロハウスマイカハニと申所へ參り、右ハーレンの家へ罷越ひ様、其日直に當所の頭役

ルダカフと申者の方え可參段申越ひに付、私共三人早速可罷越ひ處、同人段々町噺に挨拶仕、追々イルコーツカへ申達、歸國爲致由間、心配仕間敷、先年高田屋嘉兵衛も罷越居へ共、無事にて致歸國の趣杯相咄、則私共旅宿を申付申、賄方の事共、夫々申渡有之、元代官仕居仕家の由にて、餘程大家え案内致呉に付、罷越ひ處、右家にイムハルツと申醫師一人罷在、此者は去る酉年箱館え罷越ひ者の由にて、私共同居仕事にて、厚く世話致し呉申、ルタカフも日々罷越、少々日本詞も覺居、私共容體承り、食物の事共、夫々に申付、唯今所持仕衣類荷物等迄、皆同人吳懇に取扱ひ申、全く先年ヲロシヤ人共御國へ罷越、厚蒙御取扱ひ故の儀と奉存ひ、別て御國恩の儀難有奉存ひ、一體此所の重役はヘエトルイワノウイテイリユルフと申者御座ひ所、同人義は甲比丹ゴロフィン一同、一昨年王城の方え罷越、當時は留守に御座ひに付、右ルタカフ政役相勤居由にて御座ひ、成年は此所にて相暮、外に相替儀無御座ひ、是より亥年春に相成、氷海もひらき、ヲホーツカえ罷越ひ船有之由間、私共も乗組同所え罷越可や、日本へ罷越ひ船致用意申等にも間、心遣ひ致申間敷段、右ルダカフ申に付、「ニヲニシイ」と申、二千石計も積可や二本橋の船に乗組、船頭はイウエツカと申者にて、是も去る酉年、箱館へ罷越ひ者の由申、人數百十五人ばかり乗組、六月初頃右ガツニ湊出帆仕、海上凡四十日計にてヲホーツカへ着船、旅宿へ罷越、凡廿日計も逗留仕、其内番所ヲホーツカ

代官ミニイツケとヤ者の所え被相招罷越ひ處、至て叮嚀成る取扱ひにて、種々馳走に相成、私共日本へ差歸可や段、イルコーツカよりヤ來居ひ趣、同人ヤ聞ひに付、私共一同出帆のみ相待居ひ所、七月に相成ひ間、御當國へ罷越ひ私用意出來仕ひ由にて、乗船可仕旨、右のニイツケよりヤ聞ひに付、夫々暇乞等仕ひ節、右同人より、日本酒の由ヤ之、二陶相贈り吳やひ、右ヲホーツカ逗留中、去成年日本へ罷越ひ船の由にて、繋り居見請ひ所、一本橋にて艦表にやり出し御座ひ凡千石計も積可や小船に御座ひ、

去成年高橋三平殿、エトロフ御見廻りの節、當方ピンチベツ沖へ相見ひ船の由に御座ひ、此方にては二本橋と見請ひ處、漂流人ヤ立ひ趣にては、遠沖故見損じひ儀と奉存ひ、

夫より同月中旬「ハアウエル」とヤ船に乗組、船頭はスレニとヤ者にて、是も去酉年箱館へ罷越ひ者の由ヤ之ひ、人數男女とも凡五十四五人程乗組、同所出帆仕ひ處、海上凡廿日計にて、エトロフ島を見請ひに付、ウルツフの瀬戸を心掛走り込ひ處、山を見損じ沖合凡三里計之所へ罷越、地方相分り、其節戌亥之追手風強御座ひに付、地方つかへひ由にて、大騒ぎ、急に沖之方えまさり出やひ、

去成年當シベトロ沖に相見ひ船に御座ひ、本文ヤ立ひ通、全體シヘトロ沖へ參りひ積には無御座、ウルツフ之瀬戸へ寄ひ所、山を見損、右様走り込ひ趣に漂流人ヤ聞ひ、

夫よりウルツフの瀬戸へ參り、當御島瀧御座ひ所之近邊二三里之間、何か小屋にても御座ひ哉、人杯も見不や哉と、暫之間遠目鏡にて見廻、船も地方凡一里計之所迄乗寄せ得共、一向何も相見不やひ、

右瀧御座ひ所はアトイヤ崎より凡三四里の東浦方にてラツキベとヤ所之由、御當所より凡七八里も御座ひ哉と番人共ヤ聞ひ間、見張番所其間にアトイヤ崎有之相見不や所に御座ひ、

夫より時節も後れひ間、是より直にカムチャツカへ罷歸りひ由ヤ聞ひ間、私共は右瀧御座ひ所へ下し吳ひ様に、段々相願ひへども、橋船にて送遣し、萬一風惡敷相成ひ節は、橋船も破船に及び、水主之者共、其儘捨置罷歸りひ様相成可や間、當年は今一度カムチャツカへ可罷歸、船中イルコーツカより日本へ差上ひ書面も御座ひに付、來年は是非同道致し上陸爲致ひ様可仕旨、船頭レツニヤ聞ひに付、無據又々カムチャツカへ罷越、九月中旬頃右之カツニ港へ歸帆仕ひ處、日本人三人同所え罷越居ひ由承りひに付、逢や度上陸仕ひ處、濱邊にて出會、尾州船頭長右衛門水主兩人に御座ひに付、一同喜悅仕ひ、夫より越年中、同人共同居仕り、當春に至り、カツニ出帆よりエトロフ島へ罷越ひ迄之始末は、督乘九船頭長右衛門外一人ヤ上ひ通、少しも相違無御座ひ段ヤ上ひ所、私共三人ヲロシヤ國滯留中、邪宗門に成、右器物等持渡りひ義、

并彼國之者より被_レ合_レ事有之罷歸_レ儀にては無_レ之哉之段、再應御吟味御座_レへ共、右宗門之儀は、私共御法度第一之儀と相心得、罷在_レ間、寺院等見掛_レへごも、遂に立寄見物も不仕_レに付、ヲロシヤ人より拵吳_レ品相用持參仕_レ而已にて、邪宗門に携_レへ_レ諸品は、決て貰受不_レ、勿論ヲロシヤ人共と、右宗門の咄等仕_レ事無御座_レ、其外何様之儀も被_レ合_レて歸_レ儀は決て無御座_レ、右之通銘々相違不_レ以上、

子 七 月

角 次、
佐 助、
喜三右衛門、

エトロフ御詰、御役人中様、

文化十三年丙子年漂流人共相咄_レ儀、別段書留置、差上奉_レり書付、

松前奉行支配調役下役、エトロフ島シヘトロ詰、村 上 貞 助、

此度魯西亞國より歸國仕_レ漂流人共五人之者、口書取調_レ後、猶ヲロシヤ逗留中は勿論、船中等にて、見聞仕_レ儀、并日本之噂等_レ居_レを承_レは、無腹藏可_レ聞段_レ聞_レ處差て、珍敷儀見聞も不仕、且日本之事共噂仕居_レ儀も承_レり不_レへ共、少々は承知仕罷在_レ由にて、左の通

中聞_レに付、別段書留置奉_レ上_レ、

漂流人五人は尾州督乘丸船頭長右衛門同水主音吉、薩州永壽丸喜三右衛門同水主、佐助角次右之五人也、

一、督乘丸船頭長右衛門儀は、口書中に_レ上_レ通、初より伊祇利斯船に乗組罷在_レに付、魯西亞詞も一向存不_レ、カムチャツカ在留中は、薩州之者同居仕_レに付、ヲロシヤ詞覺不_レへごも、不自由之義も無御座_レに付、始終イギリス詞斗にてヲロシヤの詞は相分り不_レ段_レ聞_レ、此度ヲロシヤ船當島并クナジリ沖合にてまぎり居_レ節、夜に入又は煙霧掛_レり節は、一概に沖之方_レ乗出_レ罷在、夜明煙霧晴_レ後、地方へ乗寄_レに付、其内には又々暮に相成、又は煙霧掛_レ中_レ所、伊祇利斯の船頭_レは、ヲロシヤの船頭、未乗船不_レ鍛練_レに付、右之通幾日掛_レても、埒明不_レ、イキリス船に御座_レは、最早心掛_レ所へ、疾に着船可_レ致事に、歐羅巴船、海にて測量仕_レり、里程淺深等精敷相斗_レ儀は、畢竟暗夜煙霧等之中にて、無難にて、早速心掛_レ所へ可_レ參爲に御座_レ處、右様之乗方にては、測量も用立不_レ、扱々氣の毒なる事にて、見物致居_レても、心斗りもめ_レ由_レ之、部屋へ這入打臥罷在_レ由、一體ヲロシヤ船之、地方二三里に相成_レへば、即座に地方へ乗付_レ様に_レ騒_レぎ立_レ段、右長右衛門_レ聞_レ、一、漂流人共カムチツカ逗留中にて、ヲロシヤ人に出逢_レ得_レば、皆々被_レり物を脱_レぎ、群宜挨拶

等仕、何方へ遊びに参りても、茶菓子杯出し、至て大切に取扱ひ由御座り、右は同所代官より付置趣に御座り段、長右衛門外四人共中聞ひ、

一、漂流人此度貰ひ参り小船は、繪圖面之通にて、蝦夷船同様の小船に御座り付、彼地にて何に相用ひ船に御座り哉之段、相尋ひ所、右は魚類杯取ひ船に御座りへ共、矢張彼地友船にて澤山に御座り船之由、喜三右衛門中聞ひ、

一、口書中にも中立通、右同人船橋はラマコタンにて破船仕節之時化にフロシヤ船二本橋にて、凡二千石斗も積可中船一艘、亞墨利加より獵虎皮積入罷越ランネコタンへ舳り上り破船仕り、喜三右衛門右島へ相渡り節、皮類陸へ引上、フロシヤ人共番仕り罷在りを見掛り處、破船之容體、別に相替儀も無御座、時化にて破船に及び所は、何も日本船に替りひて、丈夫なる事も無之、様子に被存り趣、同人中聞ひ、

一、去酉年箱館へ罷越りシアナ船は、最早航海に相成不中、カムチャツカ湊に陸上ケ仕、麥の粉等入置り藏に相成居り段、同人中聞ひ、

一、魯西亞拂郎察と合戦仕罷在り處、此三年前より、合戦相止み由、右フロシヤイキリス合體仕、右フランスを責、遂に其國を責ふせ、國王は何方之島に御座り哉、遠島仕り、別に拂郎察王を相立り付、太平に相成り段、フロシヤ人中居り趣、薩摩之者共中聞ひ、

一、右合戦平治仕りに付、フロシヤ唯今にては大國に相成り、日本キタイ、カントン斗り、他國のよし、フロシヤ人共中居り趣、佐助中聞ひ、キタイは唐山の儀カントンは廣東の儀に御座り、

一、合戦之勝利を得り大將之畫像共、七八枚カムチャツカに参居見請り處、兩手無之者も有之、片足無之杖を突罷在り像も有之よし、漂流人五人共中聞ひ、

一、日本は小國にへ共、人皆宜しくに付、太平にて安心にへ共、フロシヤは大國にても不宜者澤山に居り間、油斷致りへば、何品によらず盗取り間、能々用心いたし可旨、ルタカフ毎度中聞り由、喜三右衛門中聞ひ、

一、喜三右衛門カムチャツカへ参り節、ルタカフ何か書付取出し見せり間披見仕り處、高田屋嘉兵衛彼地在留中厄介に相成り挨拶之書面にて此後日本人罷越りは、見せ可中様成文言に御座り付、嘉兵衛彼地に罷在り事は、着早々相分り由同人中聞ひ、

一、日本小國に御座りへども、胸中大ひ成者も在之、右之高田屋嘉兵衛杯は、フロシヤ國中にも稀成大器之者に御座り旨、ルタカフ中聞り由、右同人中聞ひ、

一、先年當方へ被召捕りカヒタンゴロフイン儀は、フホーツカ代官に付られり由、去年中板行に摺カムチャツカへ参りを、喜三右衛門見請りよし、當年乘参りし船中にて、右船オホー

ツカへ着仕の時節は、大抵右コロウイン當所着いたし居可や坏、船頭スレツニや居の趣同人や聞ひ、

一、喜三右衛門同居致居の者、イムハルツ、日本へ参の咄仕、此後ヲロシヤ船日本へ参間敷段、於箱館被仰渡に付、萬一ヲロシヤ船難風に出逢罷越は、いか、取計の哉之段相尋ひ處、其節得意之人有之申聞には、船は焼捨由被申聞段、喜三右衛門え相嘶ひよし、右得意之人とやは、則私事之由同人申聞ひ、

一、松前第一番之御役人有、服部備後守様、第二番には高橋三平様とや、村上貞助とや人も有之、右貞助は大方此節、箱館に相詰居、漂流人共致歸國は、出逢可や坏、振廻等の節、每度申聞由、其外の名前は、ヲホーツカにても承り、横文字を認の事坏や居由、喜三右衛門申聞ひ、

一、當年罷越の船中イルコフツカより之書面持参仕の趣、口書にも申立に付、右はいか様之書面に御座の哉、見請の事にも有之哉之段、喜三右衛門へ承りひ處、同人義も右船頭スレツニ爲見の様申聞の所、封印致有之旨申聞、爲見不申に付、いか様の書面に御座の哉存不や、尤書面二通御座ひよし、何方え差出ひても、其節は右船頭より書添仕り、三通にいたし差出ひ旨申居段、喜三右衛門申聞ひ、

一、右書面も所持致居へば、右船ヲホーツカより歸帆の節、再渡來も可致哉の段、喜三右衛門え相尋ひ處、其段は何之はなしも承り不申由、尤右書面には、漂流人共へ相渡差越の様申居ひ處、アドイヤにて相分れひ節、相渡不申の間、大方當秋歸帆の節、再渡來可仕義に奉存ひ旨、同人申聞ひ、

一、ヲロシヤ人共は、當島へ罷越ひ存寄にひ哉、又はクナジリへ参ひ存寄にひ哉、當島にては何所を目當にいたしひ哉之段、相尋ひ處、右兩島之内え参ひ由承りひ計にて、耽と何方へ當て参ひとや儀は承り不申へ共、去年ヲホーツカより出帆仕の節、並當年罷越ひ節共、當所より凡七八里も東北之方瀧御座の所を目當に仕、いつも同所沖へ参ひ節計、右の瀧の近邊三四里之間にて、遠目鏡にて見廻し、何か印とて御座の哉、人は罷有りひ哉、坏、申聞、右之所を目當に仕儀被存ひ旨、喜三右衛門申聞ひ、右瀧の御座の所之地名ラツキベとや、先年ヲシヨハ人ヲロキセヲロシヤ船に乗組の所よりは、凡五六里も東浦之方にて、アドイヤ崎之陰にて御座に付、一昨年より見張番所差出置ひ、トシラリとや所よりは、相見得不申所に御座ひ、一、右船中食物之數相成ひに付、ヲホーツカへ罷越ひ由申聞段、申立得共、當島は勿論クナジリ島にても僅の間には、食物續き不申事も有之間敷段相尋ひ處、萬一何方へ参ひても、此方より食物差遣不申節は、歸帆の節及難儀の趣申罷在由、漂流人とも申聞ひ、

一、ヲロシヤ人共、當シベトロに夷村御座の事は、存不申哉之段、相尋ひ處、先月二十七日小船を貰ひ、相分れり節、右瀧見得ひ所より、凡四十里計之所に村有之、夫々役所有之に處は、又餘程遠方にいへ共、右村へ達者成者差遣ひは、一同には役所へ可參、左にへば、夷人又は官人にても迎として可罷越由、船頭スレツニ申聞に付、道は山道に哉、沿岸道に哉之段相尋ひ所、其儀は存不申由相答ひ趣、喜三右衛門申聞、ヲロシヤ四十里は、當方十一里ばかりにも相當り可申間、當所に夷村御座の事は、彼等能存し罷在儀と奉存ひ、

一、彼地逗留中、交易之儀ヲロシヤ人共申居の事は承不申哉之段相尋ひ處、差て咄も不承ひへども、カムチャツカは別て不自由之場所に御座に付、日本は食物其外何品によらず澤山有之由何卒交易にても出來は、私共も難儀仕問敷杯申聞の事は、折々承り得共、皆卑賤之者之咄にて、役人體之者之相咄ひ儀は一度も承不申段、喜三右衛門申聞、

右之外、私見聞ひ儀も御座は、申聞ひ様、再應相糺ひ得共、差て申立ひ儀無御座、荒増右之通に御座の段、五人之者ども一同申聞に付、書留置奉差上ひ以上、

文化十三丙子年七月、

エトロフ島詰合にて糺ひ者、

村上貞助

永壽丸魯國漂流記終

文化十子薩州漂客見聞録

禪宗	松平豊後守家來	古渡七郎右衛門、	子五拾四歳
同宗	同	染川伊兵衛、	子五拾五歳
同宗	同	税所長左衛門、	子五拾歳

右申口、

私共儀唐國之漂着仕所、此度當子二番同三番唐船より送來に付、踏繪被仰付、國許出船積荷物并漂着之次第、彼地逗留中之始末、委細有體可申上旨御吟味御座、

一、此段四年已前酉年、松平豊後守代官新納次郎九郎儀、琉球國之内大島之爲在番罷越に付、私共并同役伊集院清右衛門、江川金六郎儀、右代官之附役之儀豊後守申付間、目付有川與左衛門、弟子丸六郎一同、同年三月廿一日薩州鹿兒島出帆仕、同四月廿八日大島之着船仕、先達て相詰ひ者と交代仕、去亥年八月迄在番仕罷在處、薩州より代り役差越ひ間、右代官并私共同役目附役と別船二艘に乗組、私共三人其外家來共十二人、船頭水主二十六人、雇水主琉球國大島之者八人、都合四十九人薩州阿久根政右衛門所持之船、二十三反帆六百九十石積伊勢田丸

え乗組、大島より鹿兒島え相納ひ黒砂糖三十二萬斤、尺筵二百束、并乗組之者共手廻り、諸道具船中糧米且彼地在番者より、薩州え之届物等、右船へ積入、去亥八月十四日、大島之内大熊とや湊出帆仕ぬ處、同夜五時頃西風吹出、雨降出ぬに付、右二艘之類船とも、一同大熊湊え乗戻り、同十七日風和ぬに付、猶又一同出帆仕ぬ處、至て順風にて走りぬ内、追々類船に乗離同廿二日、大島之内東古仁屋村役所之下に碇を卸、右役所え私共三人家來共召連上陸仕ぬ處、類船二艘共、大島之内津代湊え致着船ぬ段承り、夫より又々乗船、薩州を志し出帆仕ぬ處、同廿四日帆損ぬに付、船中にて取繕、同廿七日迄同様風順宜走りぬ處、同日夕七時頃より、俄に北東風に相成ぬに付、地方え乗寄可やと存ぬ處、夜に入度々帆杜鳴ぬに付、相驚、乗組之者共一同相働ぬ得共、同風吹募、甚危く有之ぬに付、帆を卸、船頭水主共は髪を切、神佛え祈願を掛、乗組之者共一同相働、同廿八日も身命限り相働ぬ内、同日晝八時頃、大島之内西方切とや所を二十里計に見掛ぬ得共、風強乗寄ぬ儀不相成、彌風募ぬに付、荷物勿捨、神佛え祈願を掛、同廿九日早朝より、猶又荷物勿捨相凌ぬ處、四時頃より追々風替りぬに付、亥子之方を志し走りぬ處、水際より楫折ぬに付、表(校曰、へさき)之方え碇三房下げぬ得共、間もなく二房切ぬに付、猶又一房下げ置、同夜家來共髪を切、讚州金毘羅伊勢太神宮え祈願を掛、同晦日雨降出、又々西風強吹出ぬに付、爲祈願、私共指料之大小海中に沈ぬ處、同夕四時頃より北風に替り、

九月二日迄同風吹續ぬに付、追々荷物勿捨流漂、何とぞ地方え近寄度存、神國を上げぬ處、今明日中地方見出ぬ神國下ぬに付、何れも相悦、同三日も同様流次第に致し居ぬ内、琉球國鳥之島にも可有之と存、三里程之島見出ぬに付、何卒乗寄中度、乗組之者共一同相働ぬ内、右地方も見失、吞水道切ぬに付、沙を煎水を取飯を焚、吞水にも仕飢餓を凌、同四日雨降出ぬに付、箱蓋等に請溜置、同五日より地方も見掛不や、其後は日々風に任せ流次第仕罷在ぬ處、水主薩州阿久根權右衛門儀、先達てより病氣に付介抱いたし遣ぬ得共、次第に差重り、同廿七日相果ぬに付、死骸は箱に入、船中に差置漂ひ罷在ぬ處、同夜四時頃小形之唐船二艘、私共船之近邊乗通ぬに付、唐國地廻りの船にても可有之と存、乗組之者共一同力を得、猶又流次第に仕罷在ぬ内、白鷺鷁を見掛ぬに付、彌地方近寄ぬ儀と存ぬ處、同十月四日唐國漁船と相見ぬ船三十艘程見掛、旗印を以招ぬ處、端船に唐人二三人乗組漕參ぬに付、地方へ挽寄吳ぬ様書付見せぬ得共、不相分様子に付、唐國は何れ之方にぬ哉と、是又書付見せぬ得共不相分様子にて、天地と認直に漕歸ぬに付、定て程遠有之儀と相察、其儘仕置ぬ處、翌五日又々漁船と相見、數百艘見掛ぬに付招ぬ處、十艘程近寄ぬに付、地方へ挽寄吳ぬ様仕形にて相頼ぬ得共、不相分様子にて漕歸ぬ、然處同日晝頃、五里計に地方を見出、右は唐國にぬ得共琉球人薩州え通路之儀は、唐國え對忌ぬ由、兼て及承ぬに付、琉球人交り居ぬては、如何と存、幼年之者之外は、月代を

爲刺、日本人之姿に仕替、實孝を孝助、伊久貞を矢太郎と名付置、右地方を志し色々相働近寄
 り處、船數百艘程繋り有之、其節風波強、殊夕方に相成り間、其所に碇を入船繋仕居り處、同
 六日風波強、三里計沖の方え被吹出、碇綱切れに付、鐵砲刀脇差其外米衣類手廻り等少々
 宛持、乗組之者共不殘端船二艘に乗移り、本船は乗捨、十五六町程漕放り處、端船之内一艘大
 波打込に付、今一艘之端船に乗移り右端船は乗捨置、追々漕退、凡一里程參り處、本船より火
 燃出、右は定て衣類等に火移、燃上り儀可有之哉、其儘に仕置、其節權右衛門死骸も焼失い
 たし儀と奉存り、夫より濱邊え乗寄り處、漁場と相見小屋十軒程有之、唐人二三十人程罷出、
 私共船え罷越りに付、船中水遣切り段、手真似仕り處、水并柿等持越相與りに付、打寄給り上、
 乘參り端船は乗捨、積込有之品を持、乗組之者共一同上陸仕り處、小き堂有之、此所は廣
 東省之内惠州府碣石鎮之内之由、北之方三里程先に碣石鎮と所有之由、其所之者共致仕形教
 りに付、右堂にて船中より持越り食物を給り上、水主共を岳え上、北之方人家之有無爲見り處、
 人家有之様子に付、右之所出立、半道程罷越り處、地方之役人之由、供二人召連罷越りに付、
 右之者え案内を頼、船頭薩州阿久根宅右衛門儀、其砌瘡病相煩罷在りに付、此所迄は水主共
 致介抱連越り得共、迎も歩行成兼り儀に付、右役人え仕形仕相頼り處、轎と唱左右并後ろは竹
 にて拵りて、中に腰掛有之、腰を掛前に足を載り木有之、凡二間程に拵り駕籠の様成物取寄、

宅右衛門を乗、人足體之者二人にてかつぎ、一同海邊鹽濱有之所一里半程罷越り處、廣德禪寺
 と寺着、此所碣石鎮と所之由、猶又右役人致案内、人家又は畑有之十五六町罷越、碣石
 城内役所え連參り得共、何之尋も無之、右城は二里廻り程にて、堀並橋無之、門は石門の様に
 拵、扉は鐵を張有之、城内には町家有之、役所は瓦葺にて寺之様に相見、町家凡四五百軒程も
 可有之、魚肉等多商ひいたし、又は吳服屋菓子屋米屋有之、右役人同道、前書之廣德禪寺え罷
 歸止宿仕、役人も付添居り、右上陸仕り所より、碣石鎮え罷越り途中にて女を見掛り處、髮
 を頭上に曲げ、小き唐團之様成物、其外不見馴造物、又は菊花を指、顔には白粉を附け、足は
 至て細く、衣類は絹或は純子に縫有之を致着、輕き者は木綿にて拵り衣類を着いたし罷在、
 同所にて水牛を見掛り處、鼠色之様に有之、角太く長さ三尺餘も有之、一體常之牛より太く、
 道筋之川にて數疋見掛、同夜逢難風致漂着りに付、日本に歸吳り様、書付見せり處、明日知縣
 官より送遣り旨文字を書、又は致仕形罷歸、右役人は王友光と者之由承り、同七日薪鹽野
 菜等唐人共持越相與りに付、私共方にて焚給り、同日唐人共大勢見物に罷越りに付、附添居
 り役人相制、私共罷在り寺之門を打り處、屋根に上り致見物り、然處右王友光參り、積荷物等
 之儀相尋り様子に付、夫々仕形仕相答り、然處船頭宅右衛門儀、病氣次第に差重相果り處、私
 共え附添居り役人より、僧を呼寄、致誦經、死骸は蒲團の様成物に包、棺は無之、役人付添野

原に有之の墓所ほしよへ葬なぐさせし、右僧は長き羽織はねおりの様成鼠色の衣を着、下には筒袖の着物を着し罷在
 り、右廣徳禪寺に逗留仕ひきうすひ内、町家所々にて挽臼ひきうすを牛に附け、素麴そまぐ拵しなひ粉を挽ひせしを見請、是
 は常體の牛にて、牛遣うしやひ者は居不いず、同夜鎮城より役人三人参り、陸豐縣りくほうけんへ送遣おくりひ段、文字
 を書仕形等にて相知せ、直に罷歸かへりひ處、同八日又々役人参まゐひに付、一同出立橋に乗せ、人足體
 の者昇参かきまゐり、田地又は人家等有之所六里程罷越、城内役所へ連参、此所陸豐縣とや所の由、町
 家凡千軒餘も相見、古城は石垣いしがきを築立、門は鐵張てつばりにて矢狹間の様成所も有之、土間つちまには瓦を敷、
 臺を置有之、下役體の者大勢罷在、漂流の次第相尋あひまひ様子に得共、詞通不つうず然處武器類相
 渡わたひ様仕形仕しひに付、武器類ぶきるるの儀は相渡あひわたかたく旨仕形仕見しせしひ處、彼方より朝廷法令てうていほうれいに付相
 渡わたひ様、猶又仕形しひ間、脇差は難手てんし放はなひに付、鐵砲五挺鎗三筋、其外家來水主共の所持しよの刀脇
 差等三拾三腰相渡あひわたひ處、追ては渡遣わたひ旨、書付見かきつけせしひ、夫より役人一同右の所立出たひ處、町
 家有之所にて宿屋二軒致手常有之、其所に止宿役人も付添罷在つゐひて、食事等彼方より持越相與
 ひに付、打寄給うちよこやひ右之所に致逗留居ひ内、督捕廳とくほつと書かひ提灯ていとうを燈ともし、知縣とや役人之小役の
 由、度々罷越よひ、其頃陸豐縣大官の由、水晶すいしやうの玉を首に掛、金の玉を飭かりひ帽子ぼうしを被かりひを
 見請、同十一日役人同道、陸豐縣役所へ罷越、早々廣東省へ送吳おくりひ様、仕形等仕、相頼あひ處、
 廣東總督かんとうとくへ遣置おくりひ得共、布政司とや役人交代こうたい中に付、外へ送遣おくりひ儀延引えんいん相成あひ段、文字又は

仕形にてや聞、右布司は藏くらを預あづかりひ役人にて、正三品位之由承うけやひ、右陸豐縣往來かうらいの場所にて、
 芝居有之しげひを見物に参まゐりひ處、佛堂有之、祭の様子にて、新に舞臺まいたいの様拵しな、屋根は無之、幕
 を張、六疊敷程の板敷にて、太鼓銅羅三味線たいこどうらさんみせんにて囃子立、男女の立出狂言きやうげんの様成事しやうじいたし、女
 之衣裳いしやうは袖太く襟有之、袴はかま着まいたし、衣裳は毛類又は絹木綿も有之、男女大勢致見物罷在、私
 共儀も打交腰掛うちまじりに腰を掛見物仕、茶杯爲給ちはいやひ、同廿七日水主共宿屋へ知縣の下役したやくの由参り、
 私共わがらへ罷越よひ様仕形仕しひ間参まゐりひ處、前書ぜんしよの役所へ連参り、上陸之節乗捨のりすて置おき端船はなぶねの代銀相尋
 ひ様子に付、其儀に不及段仕形にて相答あひこたへひ處、翌廿八日又々右役人参り、寒氣さむかの砌まへにて綿入等
 有之哉の段相尋あひまひ様子にて、總人數之寸尺改引取おしひ處、同十一月朔日、右役所へ被呼罷越よひ處、
 明日外へ可送遣あしたひ旨、致仕形見せ、小切せきれに朱にて「天朝廣東大憲賞給」と認有之しんひを、背せに
 縫付ぬいひ木綿綿入もめんたいれ三拾八、家來并水主共へ吳おくりやひ、且又端船代銀はなぶねだいぎん之由にて銀二十兩相渡あひ間、其
 儀不及段仕形にて辭退じたい仕しひ得共、強しひて相渡あひ間、請取うけとひ處、請取書付遣うけとひ様仕形仕しひに付、彼
 方より相渡あひ案文之通書面認差遣あひ、右銀は丸く有之しひを一ツ七なな二分程之懸目にて、花形打
 有之、錢に引替ひきかひ得えば七百四十八文又は八百文程に成なひ由、右銀を以家來并水主共の内、股引
 買調、外に縣官より錢二貫文吳おくりひに付貰請、水主共へ相渡、燒酒しょうしゆ家かなど爲調給おくりやひ、其所にて
 落花生らっかせいとや物、豆腐とうふを拵しな、或は油を取とりひ由、右油は揚物あひり又は燈油等にいたし、至て宜様子に有

之、豆腐は日本より下直之由承やん、然處右役所に先達て預置の鐵砲、并刀脇差三拾三腰相改、刀脇差は莖に包、輕き役人白紙にて掛紙いたし、相渡に付請取の處、同二日役人五人附添、陸豐縣出立、轎に乗り人足體の者昇參り、私共荷物も彼方にて持運びやん、其節宿々繼送之書付之由にて爲見に付、一覽仕の處、米一升料銀九厘七毛、菜薪銀一分、轎一ツ宛一人分に差出の様認有之、其後見請の送狀は、私共名前等認、賄等縣毎にて差出の様認有之、且又廣東本省にては法令にて、一刀にても帶の儀は不相成の間、隱置の様、外役人罷越仕形にて相教の間、柳籠裏または風呂敷に包持越、田畑山無之、岳有人家も少々宛有之所七里程罷越、海豐縣とや所之由着仕の處、右役人引取やん、此所は陸豐縣よりは手廣相見、町家數軒建續、旅籠屋體の所に止宿仕、同三日外役人附添、城内役所へ參の處、人數改有之、城内の様子は、一體陸豐縣之城内之様にて、城内に町家有之、要害宜所之由、平地にて門の上に櫓之様成所有之、夫より直に右役人附添、轎に乗七里程罷越の處、家數六軒程有之、嶺脚とや所へ着止宿仕、同四日右之所出立、羊躰嶺とや山一里餘も登り、夫より下りぬ處、鳳河渡とや所へ着、町家二十軒計有之、是迄の途中嶮岨成所にて、關所體の所有之、至て古く相見、番人も不居合、右關所之下を通り、左右は松山にて御座ぬ、又々川端に出船に乗、小川を二里程行ぬ處、幅二三町程之大河に出、又々枝川を乘通り、夫より上陸驛準とや所町家五六百軒程相見、役所體之所有

之夫より、教嶺とや所へ着、家數二十軒計相見同所旅籠屋體之所へ止宿、此所并往來の途中にて百姓體の者、大勢私共を見物に出やん、百姓家は瓦葺にて藁葺は無之、土藏の様に拵、黃白土にて塗立有之、右橋を昇參る者共は、海豐縣よりの通し人足にて、同五日教嶺致出立の處、右人足共平山司え參り途中にて、何歟致爭論の處、平山司着之上直に同所役所へ連參り、裸にいたし竹にて敲やん、夫より又々川船に乗り、右船は屋根有之、網代の帆を掛、役人乗船一艘、私共二艘都合三艘に乗組、夜通し乘參り、同六日歸善縣とや所へ致上陸、附添の役人同道にて城内役所に罷越の處、私共を引渡の様子にて、右役人は引取やん、右城は片方は大河にて、堀も有之、城内は町家建并、城外にも町家有之、内外千軒程も可有之、豐饒の地にて相見、私共右城内にて控居ぬ内科人と相見、長さ三尺程之割竹を以、三十程敲、或は長さ四尺程の首かせを入、何歟文字を書ぬ紙結付、又は足に鎖を入ぬも有之、其外長き鎖首に掛ぬも見請、右役所は開、外よりも大勢見物人有之、博羅縣とや所の由、船を付けぬ處、夜中にて町家之様子不相分、同所にて米等持越相渡に付、請取乗出、同七日鐵山岡とや所之由、船を付、此所は町家も相見、山無之田畑有之、畑には砂糖黍等植付有之を見請、夫より東莞縣とや所之由致船繋ぬ得共、夜中之儀にて土地之様子委く相見留不や、猶又船繋出、同八日大河へ出ぬ處、所々に人家有之の所へ着船、此所廣東省城下之由、番禺縣とや所へ參、其所之役人一人下役體之者

十人程罷越、上陸いたしむ様仕形仕に付、上陸仕處、右役人下役召連罷出、私共人数相改、右之所は川湊にて、潮差引有之、川幅東西二里計、南北一里計、北之方にて山遠く相見、其外一體平地にて一里程川上に家居し東西三里計、南北二里計も可有之、番昌縣の城も遙に見掛、在津船日々出入多有之得共、凡五六千船も繋居可や哉、其内疊船と相見の船は、川下の方二里程之所に三十艘も繋り居、西洋國阿羅國之船之由二艘着いたし、其外盜賊改之船と相見、小船數艘鐵砲五六百挺宛、鎗請笠等飾り、夜中廻り方致し由、鎗は日本之鎗より長く、雨晒にて鞘無之、竹之先に庖丁之様成物を結付しも有之、或は船之左右に石火矢等飾りも見掛、其外諸國之商館にも可有之哉、三軒程遙に見掛し處、赤白黒之堅筋有之吹貫之様成物を建有之、出入之人多く、右館より船え往來いたしむ様子に有之、或は官人交代と相見、船數艘着船、家内引越にもい哉、官女見掛し處、髪は曲げ有之、金銀にて拵し花を飾り、輕き女は髪を曲し迄にて打交り、櫓を押す、遊女等も居し由承り、船に乗歩行を見掛し處、髪は曲しにて留、右之内少々年輩之者は、額に切れを當罷在し、右番昌縣之湊口には、左右に出張所相見、上下に矢挾間有之、石火矢多備有之を見請、其餘は上陸不仕に付、委敷見留し義無御座、右之所に四十日餘滯船仕内、同役人二人總督より付し由にて罷越、近々廣南之内え可差送し間、私共所持の武器類賣渡し様仕形仕に問、其儀は難相成段仕形にて相答し處、法令に付何れ賣渡し様、代

りは黄金多分可遣旨文字を書又は仕形仕、強て相望し得共右難手放品に有之殊先年薩州之者池山喜三右衛門中原傳右衛門唐國え漂流致し節も、相渡し義無之、旁賣渡し儀難致旨、仕形にて相斷し處、右役人は引取、同十四日南海國知縣之由役人罷越、刀數相尋、歸國の上相納し儀にい哉、何れにも賣渡し様仕形仕に問、三十三腰有之得共賣渡し儀は難致段仕形にて相答し處、右之分致一覽引取し、然處同十七日、知縣之下役之由二人罷越、私共三人え木綿蒲團一宛、家來水主共えは同綿入四十四吳に付、賞請し處、同十九日役人二人罷越、人數並武具類等相改引取し、然處同廿二日冬至にて、前夜より繋り居し船々賑敷祭之様に有之、私共船え知縣より差送し由にて、鶏、家鴨、蓮根、豕、醬油、燒酒等相渡しに付き請取、此節歸善縣より私共乘参りし船は、番昌縣より着出し船三艘に乗替、外に賄船一艘有之、船繋致し居、同十二月十日、盜人有之由にて取騷、鎗長刀等持寄し得共、強盜とやには無之、粉を盗し由承り、同十六日番昌縣之寺え參詣仕し處、天台堂歟關帝堂にても可有之哉、玉虛宮と書し額掛け有之、至て立派に相見、佛前え二尺廻り程之伽羅を焚有之を見請し、夫より船え罷歸し處、同廿日知縣之下役之由二人、外に下役體之者二人付添出船、右知縣之下役は候補縣丞連聲和候補未入流周桂川とや者之由承り、南海縣とや所之由、暫船繋仕し處、大小之船々數艘繋り居、夫より夜に入佛山とや所通し處、廣東同様至て繁華にて川際遊女屋有之、川之方を正面に見せを拵

硝子燈籠を燈し、遊女共大勢罷在ひを見請、同廿一日廣さ七八町程之川え出ひ處、陸より船に繩を付挽立、三水縣とや町家五丁計建續有之所え着船、此所迄廣東之船にて參、同廿二日船三艘に乗別ひ處、船毎に飯米其外食物類、人數に應じ相渡ひに付、請取出船仕、同廿三日芦巴とや町家四五十軒有之所、着船繫仕、此所は用心嚴敷所にて、合圖之鐘太鼓間もなく鳴し、一時に一度石火矢を打ゆひ、右之所出船、同廿四日は何方へも船寄不ゆ、同廿五日清遠縣とや町家一里計建續ひ所へ致着船ひ處、手廣有之城も相見ひ得共、船中より見懸ひ段、委敷儀は見留不ゆ、此所にて船乗替出帆、同廿六日横石とや町家百軒計有之所え着船仕ひ處、川筋に峽山越とや所に寺有之、至て風景宜、左右梅樹多く有之、同廿七日何方にも寄不ゆ、同廿八日英德縣とや所町家千軒程も有之所え着船、此所にも城有之、追々見請ひ城も同様にて櫓有之、同廿九日右之所出船、補店とや人家少々有之所え着船仕ひ處、川筋に番所有之、私共え附添ひ役人通りひ節は、番所より銅羅を鳴し、右番所には番人二三人相詰、軒には文字失念何々汛と認ひ額掛け有之、番所之前には、白土にて道塚之様成物築立、朱にて丸く書有之、都て川筋には右體之番所を相見、何れも同様に御座ひ、同晦日附添ひ役人、豕鷄燒酒等差送ひに付貫請ゆひ、此所珍敷岩屋有之ひに付見物仕ひ處、穴之様成所三ヶ所有之、右之所に佛堂之様成所相見、廣東第一之所にて、觀音巖とや所之由承ゆひ、其夜は右之所之近邊川中に船繫留、當子正月朔日同

夜船繫仕ひ處近邊に人家有之ひ哉、銅羅を鳴しひを承ゆひ、夫より年始之爲祝儀、附添參ひ役人乗ひ船え罷越、祝詞中述ひ處、右役人も爲年禮私共船え罷越ゆひ、其節ヒヨウチャコとや物之由、紙にて張拔に拵ひ物打ひ處、其音鐵砲よりも相響ゆひ、同三日迄同所にて滯船、同四日船乗出曲江縣とや所え着、格別手廣く繁華之地にて、川向に町家數千軒建並、城も相見、川には商賣船數艘繫居、一町程有之船橋を架、此所之渡船には女計水主いたし罷在ひ、然處此所にて船乗替、同五日より乗出、夜分は川中に繫り、日々乘參ひ處、同十日南雄州とや町家數千軒有之所え着、太平門と書ひ額懸けひ鐵張門有之、右は南雄州之城門之由御座ひ、此所之川には、高さ并横幅五間位、長五六十間程之太鼓橋掛有之、橋之下は櫛形様成穴八つ明有之ひ、同十一日上陸仕、私共并水主共迄、輪に乗せ昇參ひ處、大庾嶺又梅嶺とや、左右共高山にて下には梅樹多有之、右は格別古木は相見不ゆ、此所にも町家又は役所體之所も相見、廣東邊より荷物夥敷持越ひを見請ゆひ、同日南安府とや町家數千軒有之所え着、宿屋體之所え泊り、同十二日川端え連越、右川には用水を取り水車左右に有之、私共を川船二艘に乗、川岸に繫居ひ處、北京え買物持越ひ歸路之由、迅羅國之者三人、廣東之官人湯太爺とや者致同伴ひを見請ひ處、右迅羅人は、齒黒く唐人同様之帽子を被り罷在ひ、然處夜に入何事しひ哉、紙にて龍の形を拵、中に火を燈し、鐘太鼓を打鳴しひを見請ゆひ、同十三日同所出船、此所より川上え乘參ひ處、同十

五日頼州府とや所町家數千軒有之所え着、堀之内に櫓相見、城有之、同夜は船繋いたし、同十六日船乗替、同所出船仕、同十八日十八灘とや川之山、所々に瀬多有之、船乗通の所は、瀬之間僅二間計有之、至て六ヶ敷場所にて夜分は船繋仕、翌十九日萬安縣とや、是又町家數千軒有之所え着、附添の役人より米等相渡、同日は風雨強有之に付、川中に船繋留、同廿日出船追々參る處、同廿二日吉安府廬陵縣とや所え着、町家多建續、城も相見、此所は歐陽永叔出生之地之由、附添の役人文字を書、又は仕形等にて爲相知ゆ、同廿三日同所同廿四日峽江縣とや所え着、是又町家多建續、夫より新淦縣とや所え着船繋仕、此所も町家多建續、翌廿五日同所出船仕、同廿六日豐城縣とや所え着、是又町家多有之、同廿七日同所出船、同廿八日南昌府とや所え着、至て手廣き所にて、町家も目および不申程に建つ、き、川筋一里計之間は、透間なく大船數千艘繋居ゆ、此所に滕王之閣とや所有之に付、見物仕の儀、附添の役人文字を書或は仕形仕に付、一同罷越の處、岸之際に入口有之、番人二人程出會、兼て入口には錠鎖有之、猥に人を不入様子にて、右之所より這入の處、入口八間餘、横十三間餘も可有之、閣には疊は無之、下は瓦を敷、二階は板敷にて、正面に王勃滕王閣と序並詩を書、乾隆元年九月九日觀察使凌濤書と認有之、天井は雲形之紙を張、閣之下にも序并詩を書、脇之方に韓退之之文有之、是は元和十五年潮州え左遷之時の事の由承ゆ、閣之外面には滕王閣と書以額掛有之、右

閣の前に三間四面之處有之、内之正面に西江第一樓と書以額を掛有之、右閣之棟木に、嘉慶十七年新に造之由書記有之、右之所出船其夜は川中に繋り、同廿九日同所乗出、同二月朔日瑞洪鎮とや町家五六百軒程有之川中之島之様成所え着得共、見物人大勢出故、船付不、同所乗出、同二日龍津とや町家二三百軒程有之所え着、此處は秦始皇之時、鑊耶之劍を捨の處之由承ゆ、同二日同所出船、人家百軒程有之所に暫船繋留、無程出、同四日安仁縣とや所え着、町家數千軒有之、此所にて附添の役人より米等請取、同所出船追々乘參の處、同八日貴溪縣とや所え着、是又町家數千軒有之、直に同所乗出、同十一日鉛山縣河口とや所え着、町家四五百軒程有之、同十二日私共乘の船乗替同所出船、廣信府とや所え着、町家數千軒有之、直に同所出船、同十四日玉山縣とや所え着、是又町家數千軒相見、此所え致滯船の内、其砌りより雇水主大島坊助、疱瘡相煩に付、附添の役人え爲相知、是迄參る縣毎にて、醫師罷越藥相與へ致介抱遣得共、養生不相叶同十五日相果の間、其の段附添の役人え相達の處、其所之役人えち達ゆ由にて、下役體之者一人附添、私共え立合の様仕形仕に付、爲見届長左衛門罷越の處、死骸を長手之箱え入、唐人共昇參り、北門外墓有之所え葬、其の節出家は參り不ゆ、尤も坊助病中玉山縣より參る醫師、致應對の處、藥味之内に大黃相用有之、日本にても大黃相用い哉と仕形仕の間、用い儀無之旨仕形仕相答の處、難症故大黃相用い旨是又仕形いたし

見せ、右樂一貼は凡そ量目一斤程有之。同十六日上陸仕、附添ひ役人より晝飯代として、一人前錢四十文宛相渡に付賞請。私共を輪に乗せ参り、道中には茶屋多、茶を汲み差出はものは女にて、凡そ九里程罷越は處、町家數千軒建續、遊女等も相見繁華成所え着、右は常山縣と申所之由、同所宿屋體之所に泊り、尤右錢は途中所々にて食物等調遣捨や、同十七日同所出立、幅一二丁程有之川端え出は處、又々船に乗せ漕出し、船中にて米相渡に付、受取、人家無之川筋乘参りは内、十里程之間、川之左右一面に蜜柑山有之所を乗通り、同廿二日嚴州府と申所へ着、町家數千軒建續は様子に遠方より見掛、此所は後漢光武帝之時、嚴子陵と申者不應召釣を垂は所之由、河岸上之方に釣いたしは臺二ヶ所有之、右は石之上に屋根を造り、下之方には祠堂と申堂一ヶ所有之を船中より見掛ゆ、夫より追々乘参りは處、同廿五日六合塔と申瓦葺にて六角に造立は六重之大成塔有之所え着、右塔は船付之場所にて都て右様之塔縣毎に見掛ゆ、此所は錢塘縣と申所之由、町家手廣有之所え着、右は五湖之内之浙江にて大海之様に有之、省城より南に當りゆ、右省城之西門之外は西湖之由に御座は、此所より上陸仕、裏屋之様成所を通りは處、堀端に出又々船に乗せ、省城之城外之由、五六町程も参り、水門を入城内え乗入は處、堀之左右は町家にて右堀は要害とは不相見、通船之爲計と相見、二町目毎に太鼓橋架所々に番所相見、凡二里半も参りは處、橋等有之、城門相見、右門脇之水門を通抜

は處仁和縣と申錢塘縣より家續の所にて町家手廣く三里四方も可有之所え上陸仕は處、裏屋の様成所を十町計り参、又々堀端に出、船に乗り漕出は處、水勢早く川の様には有之、同廿六日石門縣と申町家少々有之所え着、直に乗出夜通し、同廿七日嘉興府と申町家至て手廣所へ着、猶又乗出、夜に入平湖縣と申所へ着、閨夜にて町家等の様子相分不、同所乗出夜通し乘通り、同廿八日乍浦と申所え致着は處、巡檢司李太爺と申役人體之者二人召連罷越、私共え附添ひ役人え致而會、李太爺は東門と申門有之内え引取は處、日本え度々相渡は者之由、通事唐人二人参り、日本詞少々相分り、私共え附添ひて致案内、七八町程川下に船を下は處、石垣築立は上場有之、唐人共多人數罷出、私共を問屋の様成所え連参りは處、前書李太爺罷在、人別改いたし、鐵砲刀等も相改、無群右李太爺并私共え附添ひ役人も引取ゆ、右問屋の様成所は、二階造にて下は土間にいたし、私共は二階に罷在、朝は粥、晝は飯、魚、鶏、豕、野菜類等煮いたし、一日三度宛差出ゆ、然處同廿九日、私共え附添参りは役人罷歸は由にて、爲暇乞右役人乗は船え、私共三人罷越、是迄世話に成は禮申述、右役人二人え、私共持越は細綿一端宛、たばこ一入宛、喜せ留一本宛、下役の者二人え、綿木綿一反宛、差送罷歸は處、彼方よりも爲暇乞罷越ゆ、同所逗留中、同三月四日海關役所え、幼年の者共召連罷出は様、通事唐人申聞に付、雇水主清次郎八次郎佐五郎三三召連、通事唐人附添罷越は處、荷物會所の様成所にて、

朱洪とや役人體の者立出、私共刀致一覽度旨通事唐人を以て聞ひ間、承知の旨相答、其後清次郎外三人は奥の方え召連參、女多人數罷在、菓子等吳ひ由、持來ひ間一同罷歸ひ處、翌五日右朱洪罷越、刀致見物罷歸ゆひ、同七日海防官役所え罷出ひ様、通事唐人や聞ひに付、私共并家來水主共一同罷越、門内腰掛に控居ひ處、鐵砲三放打ひ上、儀右衛門とや所え呼入、同所迄十四五間計も有之、其間は左右に鍵又は楯之由にて笠之様成丸く拵ひものを持、多人數固罷在、後ろの方には見物人と相見、群集いたし居、右役人え罷出ひ處、希昌阿とや役人立出、書付相渡ひに付、一覽仕ひ處、今日呼出ひ義は、海防官之先例にて、多人數罷在ひは、見物人に付、決して驚間敷、私共儀も大勢之事故、喧嘩等不致様相制置可や、五月中には可送歸旨之書面にて、其節鉢に蜜柑梨子を盛差出、召連ひ者共えは菓子差出ゆひ、段々世話に預りひ禮、通事唐人を以て達ひ處、幼年之者とも殘置ひ様、通事唐人や聞ひ間、清次郎八次郎佐五郎三二は殘置其外之者共は罷歸ゆひ、然處清次郎外三人暫過罷歸、海防官之女共見物いたしひ由や聞ひ、然處前書李太爺罷越、希昌阿より相渡ひ由にて、箱持來、私共并家來水主共所持の刀脇差鐵砲等相改、右箱に入錠を卸、白紙の掛紙いたし、錠は私共え相渡罷歸ひに付、右箱の儘、私共罷在ひ所に差置ゆひ、同所逗留中、湯屋え度々罷越ひ處、石を組立、一疊敷又は二疊敷位の湯壺、三つ有之、初からにて湯を焚、樋より湯壺に入ひ様仕掛有之、唐人打込み、多人數這入、唐人共は銘

々湯錢差出ひ得共、私共儀は唐船荷主より差出ひ由にて、時々錢差出ひ儀無之、右湯には女は參り不ゆひ、然處同五月初旬日本渡海の船罷歸ひに付、蘇州に罷在ひ荷主方え飛脚を立ひ由、右に付私共儀は別宿に引移ひ様、通事唐人や聞、壹町程隔ひ出店之様成所二階に差置ひ處、同十一二日比と覺、荷主の由崇文松徐陸源とや者罷越ひ間、面會仕ひ、其後私共差置ひ所之書院禮之所にて、狂言の様成事いたしひを見物仕ひ處、顔を色々に塗立、官人體、又は女衣裳杯にて、銅羅太鼓三味線笛等にて囃子立、踊いたしひ得共、相分り不ゆひ、同廿五日通事唐人氷持參爲見ゆひ、如何いたし圍置ひ哉と相尋ひ處、冬の内山合の濕氣有之所を堀、其内に圍置ひ旨や聞、其砌生魚など持歩行ひ者は、多く魚の上に氷を載置ひを見掛ゆひ、右は暑氣時分故、魚痛み不ゆ様にいたしひ事之由や聞ひ、同六月朔日、荷主崇文松徐陸源より、私共え馳走の由、於天後堂芝居有之ひ間致見物ひ様、通事唐人や聞ひ間、一同罷越ひ處、天后堂は乍浦船場に堂舍有之、門内に舞臺を造り、官人體或女衣裳などにて、顔は種々に彩り、三味線笛太鼓銅羅等にて囃子立何歎踊いたしひ得共相分り不ゆ、私共は機敷に差置見物爲致、舞臺の脇は一面に多人數見物罷在ひ、右相濟ひ上、同所書院禮の所にて、煎海鼠、干鮑、豕、鶏、野菜類等の品々啗と不覺、凡三十種計、酒も差出、格別の馳走にて、其節は天后聖母祭禮にてもい哉、右の像を船に乗せ歩行ひを見掛ゆひ、猶又同所逗留中、役所より差送りひ由にて、籠具木綿蒲團、同襦袢、

菱木綿、袷羽織、木綿風呂敷、布帷子壹つ宛、木綿股引一足宛、沓二足宛、蓆一枚宛、蚊帳一張宛、其外扇子團扇手拭等、通事唐人より銘々え相渡、たばこ紙類は、度々呉に付貴請中、同七日通事唐人同道、觀音山とや所え罷越ひ處、天后堂より東に當り、海邊に續ひ小高き山にて、麓は草藪、山中所々に墓所有之、頂上は椋榎多く有之、其後荷主共より、菓子酒等差送、右は出船前酒にても振廻可や處、取込に付差送の旨通事唐人や聞相渡や、同日、此節日本渡海之船追々致出帆の間、私共之内引分乗組の様、且箱に入有之の武具も、勝手に取出不苦旨、通事唐人や聞に付、七郎右衛門並主右衛門權右衛門市次郎實孝佐五郎三二熊助可乗組旨や合、鎧、鐵砲、刀、脇差等、銘々取出、同日通事唐人同道、荷主方へ爲暇乞罷出、永々世話に相成の禮や述、立出、天后堂え參詣仕、直に乗船仕の處、十一日伊兵衛并藤右衛門休次郎十右衛門仁助伊久貞清次郎太左衛門乗組の處、同十三日一同出船仕、晝夜走り參、七郎衛門其外之者乗組の船は、同廿四日、伊兵衛其外之者乗組の船は、同廿六日、長崎着船仕、然處長右衛門其外之者は、居殘逗留仕居、同十四日長右衛門并郷四郎次右衛門十郎助右衛門小助富治八次郎乗組、同十五日出帆仕、晝夜走り處、風順惡敷、同廿四日肥後國天草郡崎津村え漂着仕、同廿六日同所より挽船を以被挽送、翌廿七日長崎着船仕、然處水主薩州阿久根八兵衛儀、瘡病相煩居、藥用仕得共、養生不相叶、六月十五日病死仕の旨、外水主共長崎着船之上

承船知仕、

右之通や上ひ處、唐國逗留中、切支丹宗門勤に逢ひ儀は無之哉、若右體之様子有之は、有體可や上旨、再應御吟味御座、

此段、私共儀唐國逗留中、切支丹宗門え勸め儀は勿論、右體之様子及見聞不や、如何と心付儀も毛頭無御座、若隠置外より相顯は、いか様御答にも可被仰付、

一、私共所持之武器類、唐國漂着之上、唐人共方え預り得共、取戻、此節持歸の外、彼國え殘置儀は無之哉、金銀錢所持不致ひ哉、且唐國逗留中、商賣ケ間敷不致ひ哉、委細可や旨是又御吟味御座、

此段、私共儀、琉球國之内大島より出帆仕の節、積乗の武器類、唐國漂着之上、國法之由や聞に付、唐人共え預置得共、不殘取戻、刀之身等一同此節持歸、外彼地え殘置の品曾て無御座、家來は勿論水主所之内、所持之腰物に至迄、此節御改請を通り、毛頭相違無御座、金銀錢之儀は、素より一向所持不仕、逗留中貫ひ錢、又は私共乗捨の端船之代りとして請取ひ銀を以、食物類股引等調ひ外、商賣ケ間敷儀決て不仕、

一、於唐國、新牌等相寫の儀は無之哉、且金銀其外貫物之分、御吟味御座、此段、龍牌とや物被與ひ儀無御座、衣類銀錢其外、貫ひ分、別紙や上ひ通持歸、御取上に相成

右之通少も相違不や上以上、

文化十三年子閏八月廿六日、

古渡七郎右衛門、
染川伊兵衛、
税所長右衛門、

唐國之様子

人物之事、日本に差て相替儀無之、廣東邊之者は一體丈け高く、其外は常體にて、男は髪を剃頭上に丸く残り髪を三つ打に組、後ろに下げ、天鷲絨縹子等にて拵帽子赤き糸にて飭、帽子上には眞鍮水晶等の玉を飭を被り、衣類は紗綾細等を襦袢に致、股引の緩き物をはき、黒紺淺黄色の縹子純子等を筒袖に仕立、裏は絹又は皮を付、胸をぼたん掛に致し、衣裳を着、綿入の膝迄有之足袋、縹子又は草にて拵沓をはき、雨天之節は裏に釘を打ひ沓をはき、傘を相用、役人之衣類も同様之内、羅紗等相用、水晶之玉を首に掛、帽子之玉も金にて拵玉を飭も有之、廣東より潮州え罷越ひ者之由、脊に釘を附ひ者有之、夏は衣服も仕立は同様にて肌着は麻、上着は多く紗之類を相用、帽子も藤を裂編ひ笠之上に赤き毛を付ひ物を被り、女は髪を頭上に曲げ、唐團扇之様成物、又は不見馴造物、或は菊花を指、顔には白粉を付、足至て細く、

衣類は絹又は純子に縫有之、袖幅廣く襟有之着物着、袴之様成物をはき、輕き女は木綿にて同様之衣服を拵え着いたし、官女は金銀にて造り花を髪に飭、立派に相見、遊女は髪を曲げ、笄にて留、年輩之者は額に切れを當罷在ひ、
一、暹羅國之者、丈け低く顔色并齒黒し、髪短く五寸程有之ひを結ひ儀も無之、後ろに撫付罷在、衣服は唐人同様にて、帽子毛氈之様成物にて拵ひを被罷在ひ
一、食物之事、米之飯粥、并鯉、鮓、鱒、鮎、鱒、家鴨、鶏、豕、鶏卵、海月、小海老、煎海鼠、干鮑、野菜に落花生とや物にて拵ひ豆腐、蓮根もやし等有之、都て右様の類を、醬油又は鹽煮にいたし、鉢皿に盛、臺に載せ、側に銘々腰掛を置、打寄腰を掛匙并箸にて拵ひ、味噌は無之、此外蜜柑梨子柿有之、燒酒、酢、醬油、茶は差て日本に相替儀無御座、尤落花生の油にて食物を拵、或は燈し油にも相用ひ、
一、家作之事、屋根は瓦葺にて草葺は見掛不や、町家はいづれも、土藏造にて、二階造之家多、下は土間に仕、又は瓦を敷腰掛ケを置、塗は黄白色之土にて塗り、役所體之所は門構にて寺之様に相見、南昌府にて見請ひ滕王閣は、入口八間餘、横町三間餘も可有之、下は土間に瓦を敷、二階は疊無之、板敷にて、天井は黄色之紙に煤竹色にて雲形を押ひ紙を張り、至て立派に相見、正面に王勃の序並詩を書、乾隆元年九月九日觀察使凌濤書と認め有之、閣之下にも序

並詩を書、脇に韓退之文有之、閣之外面には滕王閣と書ハ額を掛け、右閣の前に三間四面之所
有之、正面に西江第一樓と書ハ額掛有之、右閣之棟木に、嘉慶十七年新に造と書記有之、
此外百姓家も瓦葺にて土藏の様に拵有之、夜分は蠟燭又は硝子燈籠を燈し、挑灯も有之、行
燈體之物を入燈心を燈す、

一、城郭之事、所々にて見掛ハ處、櫓之柱は都て朱塗にて碯石鎮の城は石垣を二三間程築立、右
石垣は所々に高低有之、堀櫓は無之、日本之里數二里廻り程に相見、門は石門之様に有之、扉
は鐵を張、城中樹木之植込無之、家作は寺之様に相見、町家も建續有之、鐵砲等打ハ程之地面
有餘有之、陸豐縣之城も、石垣二三間程築立、門は鐵張にて矢狹間體之所有之、町家は無之、
城中家作は是又寺之様に相見、土間に瓦を敷、臺有之、下役體之者多人數相詰、陸豐縣之城は
平地にて、門之上に櫓體之所有之、城中町家建續、此所は至て要害宜敷場所之由承す、歸善
縣之城は、内外共町家有之、城之片方は大河にて堀有之、右城中に科人と相見、二尺程之割竹
を以三十程敲、或長四尺程之首かせを入、文字を書ハ紙を結付、又は足に鎖を入、其外長き鎖
を首に掛ハも有之、右役所は門開外より見物之者多人數有之、惠州府之城は小高き所え、至て
大造に築立、櫓有之船橋之向、城門有之、番昌縣之城は遙に見掛ハに付、睨と相分り不す、
右之所は湊口左右に出張所有之、上下に矢狹間を仕掛、石火矢數挺備有之、英德縣北江縣贛州

府等之城も、前書所の城と構同様之造にて塀之内櫓相見、吉安府之城も差て相替不す南雄縣之
城門は、太平門と書ハ額を掛、扉は鐵張にて鏡塘縣之省城は、城内に、堀筋通り、左右に町家有
之、右堀は二丁目毎に太鼓橋架有之所、番所相見、鳳河渡迄參ハ途中にて、關所體之所を見掛
ハ處、至て古く相見番人居合不す、都て川筋には番所有之、番人二三人相詰、軒には文字失念
何々汛と書ハ額を懸ケ、番所之前には白土にて道塚之様に築立、朱にて丸く畫き、右番所は役
人通行之節は、銅羅を打す、此外請笠鍵長刀鐵砲并、楯之由にて丸く笠之様に拵ハ物等見請
ハ處、鍵は柄至て長く鞘も無之、或は竹之先に庖丁之様成物付有之、長刀は矢張日本同様之造
にて、鞘無之、雨晒にて赤く錆出、石火矢鐵砲等も、差て日本に不相替ハ得共、至て龜末に相
見ハ、且又平山司え參ハ道中にて人足共爭論いたしハ處、同所役所え連參り、裸に致竹にて
敲ハを見請す、

一、土地之様子、一體打開き、碯石鎮より陸豐縣迄は、一向山無之岡計にて、右岡は途中所々
に有之、日本之立場之様に相見、家二三軒宛有之、其外は嶮岨の山も見掛ハ得共、はげ山かち
にて大度嶺梅嶺とや高山の下は、梅樹多、古木は不見、或は十里程續ハ、蜜柑山川之左右に相
見、右山は至て奥深目及不す程に有之、海は日本之様子に不相替ハ得共、荒波之場所は無之、川
は所に寄、幅二三丁又は七八町一里二里計之所、或は五潮之内、浙江は、大海之様に有之、番

昌縣之川は海嶺にて沙差引有之、同所に諸國之商館にも可有之哉、赤白黒之堅筋有之吹貫之様成物建ひ處、三軒程見掛、歸善縣より惠州府え通り川にて、船橋を作り掛ケ、南雄州之川には、高さ並幅五間位長五六十間程に相見ひ太鼓橋架渡、右橋之下には櫛形之様成穴八ツ明有之、南安府之川には、用水を取り水車所々に仕掛、十八灘と云ふ所は、川内瀬多、僅瀬の間二間位之所を乗通す、錢塘縣より仁和縣え能通ひ堀は二丁目毎に太鼓橋有之、所々番所相見す、

一、草木之事、差て日本に相替り不す、梅多棕椶竹も有之、松も多有之得共、大木は無之、十里程續ひ蜜柑山有之、其外龍眼肉樹、或女之髮に菊花を指ひを見掛す、此外心付程之相替ひ草木見掛不す、

一、鳥獸之事、豕、家鴨、鶏多有之、牛も見請け、耕作等にも遣ひ、水牛は常體の牛より太く、鼠色之毛にて角長さ三尺餘り有之、廻りも太く、寒氣の節川中に數疋居す、馬は武官之者騎ひ由、都て軍馬之分は鼻息迫不す様、鼻の先を切裂有之、陰囊も抜取、右之馬は、飼方龜末と相見、野馬同様に有之、此外首に白毛有之鳥、又はハツチャウと云ふ鳥より小形之鳥見請す、此外鳥獸見掛不す、

一、氣候之事、廣東は一體暖氣之方に相覺、乍浦は寒強、堀水も水、通船相成兼ひ由、私共を乍浦え送越ひ道中は、寒氣至て強く、當二月四日より七日迄、大雪降續、暑は私共逗留中五

月比之氣候、日本に差て不相替、雷は折々有之、地震は私共逗留中一向無御座、

一、産業之事、見世に魚肉多賣ひ所、或吳服屋菓子屋米屋等有之、何れも町並に見世を出し都て見世には、紙又は板に書ひ看板有之、帳面を控商ひいたし、或は織物いたし所も有之、石臼を牛に附素麵拵ひ粉を挽せ、右牛は牽廻りひは無之、牛計にて臼を挽、其外鹽漬等見掛け曲江縣之渡し船は、女計にて漕参りす、其外途中にて茶屋有之、女計にて茶を汲差出、遊女も有之、船に乗せ行ひを見請、佛山の遊女屋は川の方を正面に見世を張り、遊女居並硝子燈籠を燈し、醫師は私共の内、追々病氣の者有之節、罷越、脈を見ひて藥調合いたし相渡、雇水主坊助抱瘡相煩ひ節の、藥は大服にて一貼凡一斤程も有之、湯屋は石にて拵ひ一疊敷二疊敷、又は湯壺三ツ有之、湯は糶穀にて焚、樋を仕掛湯壺に入、拾人程も一同入す、唐人共は湯錢差出ひ由得共、何程遣ひ哉存不す、右湯は女は入不す、且又花形打有之銀錢、一掛目七匁二分程にて錢に引替ひ得ば七百四十八文又は八百文に引替す、

一、耕作の事、田畑有之、田は牛にすかせひを見請、畑には麥、菜種、薩摩芋、砂糖、畑之間には多分桑植付有之、田畑の様子日本の仕方に相替ひ儀無御座、

一、祝儀の事、去亥十一月廿二日、冬至にて前夜より川筋の船賑敷相祝ひ様子にて、私共えも雞豕家鴨燒酒蓮根等差送、當子正月朔日、私共滯船仕ひ近邊村里有之哉、陸手の方に銅雜を

鳴し、私共え附添ひ役人、爲年禮私共船を罷越、其節ヒヨウチャコトヤ紙にて張抜に拵はものを打ん處、音至て強、鐵砲よりも相響やん、此外祝の様子見掛不やん、

一、寺院の事、家作等差て相替儀無之、碓石鎮廣徳禪寺に、私共罷在ひ所は、觀音の樣成佛像安置有之、番昌縣の寺には、天后堂か關帝堂共相見、玉虛宮と書ひ額掛有之、至て立派に相見、佛前には二尺廻り程の伽羅を焚有之、又觀音巖とや高き岡、中程に差渡四五間計の岩穴三ヶ所有之、美麗の佛堂體の所相見、都て出家は羽織の長き樣成鼠色の衣を着、下には常體衣服を着用いたし、船頭宅右衛門相果ひ節、出家立出誦經いたし、野原に有之墓所に葬やん、且又陸豐縣にて佛堂祭事にも有之哉、舞臺を掛、屋根は無之幕を張、六疊敷位の板敷にて、太鼓銅羅三味線にて囃子立、男女立出、狂言の樣成事仕、或は乍浦天后堂にても同様、芝居の樣成事見物仕の處顔を色々に塗立、女衣裳又は官人體に仕立、銅羅太鼓三味線笛にて囃子立踊仕、右は祭禮にも可有之哉、天后聖母の像を船に乗せ歩行ひを見請やん、且又私共の内、坊助八兵衛病死の節は、死骸を長手の箱或棺に入、墓地又は程隔りひ岡え埋め、出家等參ひ儀も無之、都て唐國の墓所は、土を二尺計築立、石を建、法名は不相見、誰の墓と俗名を彫付有之、此外佛事等營ひ様子見掛不やん、

一、唐國逗留中、乍浦其外共靜謐有之の段及承やん、

右の通や上ひ得共、逗留中猥に外え出し不やんに付、諸事委敷儀は存不やん以上、

文化十三子年八月廿六日、古渡七郎右衛門、染川伊兵衛、税所長左衛門、水主總代熊助、

雇水主琉球人總代實孝、

古渡七郎右衛門染川伊兵衛税所長左衛門唐國より持戻りひ品々の覺

一 鍵	三筋	一 鐵砲	五挺	一 刀	四腰	一 脇差	同
一 刀身	一本	一 陣笠	二蓋	一 柄袋	七	一 胴薬入	五
一 口薬入	四	一 鐵砲玉	四十八	一 麻上下	一具	一 緞子野袴	二具
一 川越平袴	一具	一 火事装束	一揃	一 絹綿入	六	一 同裕	三
一 同單物	四	一 同綿入羽織	一	一 同裕羽織	四	一 同引解	一
一 縮緬單羽織	二	一 絹羽織	一	一 絹夜着	一	一 布肌着	一
一 木綿裕羽織	一	一 同單物	三	一 同蒲團	二	一 同肌着	二
一 布帷子	二	一 芭蕉布帷子	二	一 上布帷子	一	一 絹島	二反と一切
一 布	二反	一 芭蕉布	三切	一 絹帶	三筋	一 同小帶	一筋
一 布合羽	一	一 木綿合羽	一	一 布風呂敷	一	一 木綿風呂敷	六
一 眞綿	一捆	一 木綿	二切	一 剃刀	三挺	一 髮結道具	三揃

- 一紙 一包 一板付草履 一足 一紙入 三 一守 七包
 - 一小刀 二本 一木綿紐 一筋 一苧綱 一筋 一鉄 二挺
 - 一鏡 四面 一馬毛疵之圖 一枚 一書狀三十七封 一紙入外袋 一
 - 一柳籠裏 一 一枕 一 一方針 一 一硯箱 一
 - 一目鏡 一 一足袋 二足 一墨 一挺 一硯 二面
 - 一古毛氈 一枚 一火繩 三筋 一椰子水吞 一 一木綿袋 五
 - 一茶出 一 一椀 三 一箱 二 一立矢 一本
 - 一辨當箱 一 一酒入 一 一錫瓶 一 一多葉粉 二包
 - 一火打道具 一揃 一毛拂 一 一字引 一册 一秤 一挺
 - 一狀箱 一 一帳面 六册 一印形 三 一册 一挺
- 古渡七郎左衛門外二人唐國にて貨物品々の覺
- 一木綿蒲團 六 一菱木綿袷羽織 三 一木綿肌着 三 一蚊帳 二張
 - 一同釣竹 六本 一布帷子 三 一木綿股引 五足 一布股引 三足
 - 一木綿風呂敷 三 一團扇 三本 一蓆 四枚 一多葉粉 二箱、一包
 - 一扇子 十六本 一沓 六足 一手拭 三 一紙 少

- 一籠具 三組錠錠添 一墨跡懸物 六幅 一墨跡 五十九枚 一石摺墨跡 二册
 - 一四海總圖 一卷 一増訂敬信録 二册 一心普度録 一册 一草蒲團 一
 - 一木綿 三切 一平安散 二瓶 一足袋 一足 一巾着 三
 - 一木燭臺 三 一蠟燭 二包 一龍眼肉 一籠 一菓子四箱、十三包
 - 一櫛 三枚 一猪口 十 一箸 一膳 一鉢 一鉢 四
 - 一茶碗 六 一茶出 二 一小皿 一 一傘 一本
 - 一椰子水吞 一 一墨 二箱 一寫本 五册 一筆 一本
 - 一耳搔 同 一枕 三 一酒 一壺 一柄杓 一本
 - 一竹火入 一 一桶 一 一盃 二
- 古渡七郎右衛門外二人家來共水主并唐國出帆の砌乍浦にて致死失ひ者所持の分共持戻
ひ品々の覺
- 一船守 一包 一板切手 一枚 一刀 五腰 一脇差 二十三腰
 - 一錠穂 一 一縁頭 一具 一縁 一 一切羽 一
 - 一胴薬入 二 一口薬入 二 一鞍骨 一 一力革 一
 - 一野沓 二 一鹽手 一具 一鐵砲板かね 一 一小柄 一

一下緒	三通	一鏢	一指	一守	六包	一柄袋	四
一縮綿入羽織	一	一同裕羽織	一	一同綿入	一	一同單物	一
一縮綿	五反	一白紬	二反	一縮帶地	一反	一布	一反ト二切
一縮帶	二十一筋	一同解表	一	一同解裏	一	一同小帶	一筋
一同風呂敷	二	一同肌着	二	一真田打小帶	一筋	一木綿綿入	十四
一同裕	十七	一同綿入羽織	五	一同裕羽織	十五	一同單物	四十八
一同胴着	十九	一同風呂敷	五十五	一同帶地	一反	一同帶	十七筋
一同蒲團	十	一同小帶	二十七筋	一同合羽	一	一同解表	四
一同解裏	六	一同股引	一足	一同脚半	十二足	一木綿袋	十四
一木綿 二反ト七切	二	一越後縮帷子	一	一布帷子	八	一同羽織	一
一同風呂敷	二	一同帶	一筋	一同小帶	三筋	一革羽織	二
一書狀三十九封	十一	一帳面	三十四冊	一反古	十四摺	一紙入	二十一
一同外袋	七挺	一手拭	三十三	一髮結道具	三揃	一鏡	六面
一剃刀	十四本	一硯	四面	一蓆	四枚	一多葉粉入	十四
一させる	一	一砥	二挺	一枕	四	一提たばこ人	十

一たばこ一箱ト一包	一巾着	二十	一させる袋	一	一守石	五	
一小刀	四本	一缺	一挺	一毛拔	二	一足袋	十五足
一水入	一	一羽織紐	三掛	一錐	一本	一鐵槌	一挺
一鑪	一挺	一元結	少	一枝綿	十二	一方針	一
一印籠	五	一朋亂	三	一筭	二本	一櫛	十枚
一矢立	四本	一金入	三	一帛紗	一	一水吞	二十
一火打	三	一椀	一	一水懸	一	一手貫	一
一緒	一	一根付	四	一錫罐	一	一扇子	二本
一墨	一挺	一庖丁	一本	一笠	一蓋	一筆	一本
一錢袋	一	一錢入	一	一錢二十文	一	一箱	一
一胸當	一	一芋綱	四筋	一壺	一	一楊枝差	六
一丸藥	一瓶	一真綿	少	一革印形入	一	一箸	三膳
一釣針拵道具	一	一鐵砧	一	一鉛	少	一煙草入金具	一
一艾	少	一線香	少	一物指	一本	一刷毛	三
一耳搔道具	一揃						

古渡七郎右衛門外二人家來共水主并唐國出帆の砌乍浦にて致死失ひ者唐國にて賫物品
々の覺

唐錢三百九十二文 但丁錢

右は御取上爲代日本錢四百十二文御渡被成ル

- 一木綿綿入 三十九 一同股引 六五足 一同蒲團 四十三 一菱木綿袷羽織 四十三
- 一木綿肌着 五十六 一蚊帳 四十三張 一同釣竹 八十四本 一布帷子 四十三
- 一同股引 四十三足 一木綿風呂敷 四十三 一同扇 四十三本 一蓆 四十二枚
- 一たばこ 八箱七捆 一扇子 五十四本 一沓 六十二足 一手拭 三十三
- 一紙 少 一籠具 四十三 但錠鍵添 一緋綿入 一
- 一繻子着物 一 一明鏡胴着 一 一革着物 一 一菱木綿綿入羽織 二
- 一木綿袷 一 一同解表 二 一同解裏 一 一ウニカウル 一切
- 一眼鏡 三 一平安散 三十瓶 一人形 一箱ト三二 一髮結道具 一箱
- 一墨跡 百三十八枚 一畫 七枚 一唐曆 一冊 一枕 三十七
- 一櫛 一枚 一茶碗 四十八 一猪口 八十 一巾着 一
- 一基石 三百八十二 一椰子水吞 六 一蓋茶碗 二 一足袋 三十九足

- 一菓子 四籠ト五包 一筆 六十二本 一ぼたん 二十一 一指金 十
- 一毛氈 二枚 一氷砂糖 一壺ト一包 一剃刀 二挺 一句袋 七
- 一砥 二挺 一硯 一面 一火打 一 一葶綱 二筋
- 一盥 二 一孔雀尾 二 一九藥 三瓶 一鼻たばこ 四瓶
- 一耳搔 二 一木綿 一切 一火箸 一膳 一箸 四膳
- 一匙 四 一箱 七 一墨 三挺 一帯 一
- 一線香 一捆 一龍眼肉 少 一廣東人參 少 一蠟燭 一包
- 一紫金錠 三包 一茶出 二 一根付 一 一させる 九本
- 一苙 二枚 一胸當 一 一煙草入 一

右は私共持歸ル品々御改の上被成御渡儘に奉請取ル以上

文化十三年子閏八月廿七日

松平豊後守家來

古渡七郎右衛門

染川伊兵衛

税所長右衛門

古渡七郎右衛門家來

谷元主右衛門

宮原權右衛門

市次郎

染川伊兵衛家來

川畑藤右衛門

休次

郎十右衛門

仁

助

税所長左衛門家來仁助代兼

重信郷四郎

四本次右衛門

辻村十郎

助右衛門

小

助

松平豊後守領分薩州喜入浦水主

熊

助

同	水引	太	右	衛	門	出	水	與	右	衛	門	同	市	大	郎	同	勘	太	郎
勘	太	郎	代	兼	助	右	衛	門	同	三	太	郎	同	傳	四	郎	同	次	郎
阿	久	根	市	右	衛	門	同	太	右	衛	門	同	直	次	同	吉	次	郎	郎
同	五	郎	吉	同	五	平	同	五	郎	吉	喜	助	京	泊	五	平	喜	八	郎
阿	久	根	權	四	郎	泊	林	藏	水	引	休	次	郎	山	川	十			
京	泊	勘	四	郎	水	引	辰	松	平	豐	後	守	領	分	琉	球	國	之	内
同	清	次	郎	同	富	五	郎	實	孝	同	伊	久	貞	助					
同	三	次																	

右之通漂流人共被成御渡、私立合請取之、相違無御座に付、奥印仕ひ以上、

松平豐後守家來 福崎 助七

校訂者曰、漂流口書の數も甚だ多けれども、地名等の詳密正確なること、この口書に及ぶものなし、

薩州漂客見聞錄終

ペラホ物語

小倉 西田直養記

奥州南部郡大辻浦なる都村出生庄吉三十六歳、南海に吹流され、清より長崎へ送られ、長崎より南部領に歸るとて、豊前小倉を過ぎぬ、則文政九年丙戌九月三日、本陣大坂屋良助宅にて出會、その大旨を聞くに、庄吉二十八歳之冬、大辻浦の船神社丸八百石積に十二人乗組、いさば鱈魚大豆などを江戸へ運漕の爲め、文政三年庚辰十一月廿六日大辻浦出帆、同十二月六日房州沖にて西風はげしく吹出し、辰巳の方へ吹流され、楫も折れ櫓もなし、已に破船のやうすなれば、帆柱をきりおり荷物をはね出し、晝夜はたらく間に、水きれければ、なま米をかみてくるしみしが、晝夜にて考合すれば、正月廿日に當る日暮方に、辰巳の方に一つの島を見出しぬ、風に吹寄せられてその島に着んとする時、岩に中りて船は二つに裂け、辛ふじて岸におよぎ付ける時、兩人溺死して十人は漸く陸に這上り、山中を夜通し歩行けるに、夜明けの頃人家五六軒ある處に至りぬ、然る處、色黒く丈け高く、目おほさく、かみを亂し、あか裸かなる男二三人出來りて、此方どもを見てにげ出す、その時みなく、空腹なれば、物喰ふまねをして腹を

打て見せければ、家に歸りて里芋の大きなるを、人数前もち來りてみなく、與へければ、夫を喰ひて飢を凌ぎぬ、それより人家の百軒もあるべき處につれ行て、頭分とおぼしき處に滞留し、巳の正月より午未申と四ヶ年之間、朝起きても手水も遣はず、空腹になれば芋をくひ、晝は用もなくあちこちと歩行て日を暮し、夜になればねるのみにて、是といふ事もなく月日を送りける内、兩人は相果八人となりぬ、然るに、兼てシヤム國より十年に一度ほども來る商船ありて、其船たま〜來りければ、頭分の人に乞ひ、手まね物真似にてその船に乗り込み、西をさして行、琉球の外を廻りてシヤム國に付く、此處は彼の島とは違ひて美々しき處にて、飲食も殊の外によろし、四五ヶ月滞留し、そこより大船に乗せられ、東を差て行く事幾日といふ事を知らず、大濶といふ國をはるかに見て、夫よりオホモンといふ處に着き、十日ほどもかゝりてサホ(校曰乍浦)といふ處に着き、數日滞留、芝居などをも見物いたし、殊の外ちそふにあひぬ、それより得恭船に四人乗りて、残り四人は別船にて出帆す、餘ほど洋中に出、また難風にあひ、辰巳之方に吹流され、薩摩沖を過ぎ、遠州濱松に漂着す、その處の役人差をへて長崎に送られけるが、平戸洋にて又々難風に逢ひ、漸く長崎に入津しぬ、辰年出船して難風にあひ、巳年に彼島に着き、申年にシヤム國に至り、酉年にサホに着き、戌年に長崎に歸り、國を出て七ヶ年の間なり、かの前船も難風にあひたれども、是も無事に歸國せしよしなり、扱彼の島の

名をペラホといふと、庄吉のもの語りなり、是より下には、直養が庄吉へ問、庄吉が答へたりし事を書記しぬ、

春暖の氣候は、暖國にして、常に三四月の頃の如し、極熱とおぼしき時廿日餘もあり、

北斗は見たりしか、四年の間心掛けたれども、遂に見ず(此時庄吉がいふは、世界さいふものは丸きものなるべし)日月の運行は、真上にみへて、殊に近きやうなり、

風、雲、雨、露、霜、雪、霧、霞、雷、虹などは、風は大風なく、そよ〜風なり、吹けばいつにても西風なり、雲は横にたな引かず、豎に湧出るが如し、色赤し、雨は夕立の如きもの降りし事もあれども、まづ雨のなき國なり、露はあり、霜雪霧などはたへてなし、かみなりは鳴れども、落ることなし、大雷はなし、電はあり、虹はなし、流星常々に多し、

土地は砂交りか、眞土か、石などは如何、黒あかにて砂氣はなし、石は日本に替る事なし、山川、嶋嶼、田畠、池橋、港道などは、山はすべて平山にして、なだらかかなり、峨々たるはなし、草木繁茂して麗はしく、くろみわたりたり、川は小川はあれ共大川はなし、島は殊の外に多し、五六里の間小島なり、田は是なし、畠は平地一面なり、すべて里芋を植る(コアゴ)池はなし、橋は丸木なり、港は石を積みあげ、浪除けあり、道は作りし道はなし、自然と踏あけたるなり。

其國の廣さは如何、四年の間も、格別遠方へは行かすを得ば、委しくはわからねども、船に見わたるほどなれば、左のみ大きくは是なしとおもわる、なり、日本を洋より見るが如し。

潮の干満は如何、干満は甚しく、干るときは一二里も干瀉となり、矢張月の出入にて干満あり、

草木竹の類ひは、草は青々として多し、木は日本に見なれぬもの多くあり、花實とも麗しく、實の味ひは殊にうまし、紅葉落葉はなし、常盤木のみなり、枝を垂るれば直に根をおろし、亦上にあがりて葉を生じ、次第く上下する木あり、(考に、萬國新話などに出たる樹なるべし)此木は多く水邊に生るなり、亦日本のしゆるの如く、またのなき木あり、實のから器物となる、油もあり、この木至て重寶の様子なり、(椰樹なるべし、以下椰木と云けるは、庄吉が詞にあら)竹は根一つよりす、きの如く多く生じ、一本立のものにあらず、節の間長く大竹あり、竹の性極々よろし、鳥獸、魚蟲の屬は如何、鳥はすべて尾長く、日本の鳥の大きにて美しく、日本にて見る鳥はなし、鶏はむかしより居らざれども、近來シヤム國より持來る鶏なり、獸は素より一疋も居らざるを、近來シヤム國より牛と犬とを持來る、去れども牛を遣ふといふ事なし、たゞ無用に草を食ひ遊ぶ計りなり、格別多くはなし、たゞひとつの獸、むかしより居る、是はまつ見

ず、魚は川海ともに多し、すべて日本と異なり、美味なり、蟲は蠅はあれども虱蚤蚊などは絶へてなし、貝と鼈はあり、鮫の魚をとりてくふ、至て美味なり、魚をとるには、長さ一丈計の竹に、木の枝をすげ込み、蔓にてまき、投付てとるなり、また木の皮を編んで、すくひてもとるなり、鳥をば一向にとりて食はず、

男女の姿は如何、男は、かみを後ろの方に一つにして曲げ込む、髭長し、男女ともに鼻の掬をあけて、香草を通して、兩方よりその本末あり、耳にも穴をあけて、草を通す、男は手首より腰より下部まで入墨なり、貴人にあふぎ人ほど入墨多し、女は面にあかき土をぬり、前陰の上に木の皮をのみたるものを覆ふ、又陰毛をぬき、その跡へは△の形に入墨を爲す、男の陰莖の皮をきり、(下にあり)龜頭に入墨す、男は、色黒く丈高く目大きなをよしとす、都て爪長く、かみの毛黒赤く、髭ながし、白髪の人を見ず、手足の裏皮厚く、險阻をさけず歩行す、

男女交接の事、又は婚禮葬禮等の事ありや、産などのさまは如何、〇〇晝夜をさけず、夫婦ときまじりたるものは、晝も行はんとまゝなり、其餘は夜のみなり、〇〇親子兄弟を遠慮す、伯叔父母甥姪などは専ら取行ふ、〇〇の後、〇やうのものなければ、手にて〇ひ夫をば何にてもすり付るなり、上に〇〇て〇〇ことなし、すべて〇〇〇行ふなり、婚禮の如き事あり、

皮芋を椰樹の實のからにもりて、椰樹の油を水に交て呑む、油をば地を掘りてその内に湛へて置く、滅事なし、夫を呑むには、鼈甲のヒの如きものをもて酌て飲む、又芋をすろして食ふ事もあり、其ときは鮫にておろす、扱大勢うち寄りて芋と油にて歡びの宴のやうなり、夫婦となる時より外に、禮義らしき事なし、此時のみは、いかにも式の如く見ゆ、葬禮とおぼしき事はなし、人死すれば木の皮を編みたるものに包み、男をばうつ伏せ、女をばあふのけ、横にして葬るなり、上に平めなる石を置、是にも芋椰樹の油を手向、かなしみて歸る、翌日より哀傷の氣色なし、忌日法事らしき事なし、産は十月に満てうむ、難産なし、穢ものは木の葉などにて拭ふ、子をば直に川につれ行て水にて洗ふ、

君臣貴賤の差別ありしや、姦夫などは如何、是といふ差別見へず、去れども、獨り頭分の如き人あり、是と云ひてたゞ人に異なる事なし、業は一向なし、晝は起てぶらく歩行き、夜は寝、ひだるくなりて喰ひ、時々交接するのみ、姦夫はなし、

家居は如何なるさまにや、柱は掘立にしてかべなく、丸木を四方へ並べおくなり、床は大竹を二つにわり、木の皮にて編み付るなり、諸道具はなければ、おし入棚等はなし、一むらに大屋二十疊敷一軒あり、其邊に小屋多建てあり、晝は小屋に居て、女は木の皮をあみ、男は魚ころる道具など作る、夜はみなく大屋へ入りて寐なり、雪隠なし、岩の間などにて便す、跡

の穢を拭ふ事なし、又一向に付かず、庄吉なども、初めのほどはゆるき糞出けれども、おひく堅くなり、後にはほろくするやうなり、屋根は木の葉をもつて葺く、皮をも葺くなり、總じて雨降る事稀なれば、多くは家の内にも居らず、夜中などにも、木の下に居れば、露は葉にて止め滋ふ事なし、人々からだに木の實の油をぬれば、夕立ほどの雨にははちさて濡れず、

衣服、食物、器材、醫藥、藝能、その外の人事は如何有之哉、

衣服は、暖國ゆへ一向になく、庄

吉なども初めは着たりしが、いつとなく脱ぎすて裸となる、たびといふものなし、食物は芋と魚計り、器は椰樹の實のからのみ、箸はなくゆへ、手抓みなり、薬は絶てなし、また病一向になし、藝能事何もなし、

儲心にうかびたる事を云はん、四年のうち、喧嘩など人と云あひ打あふといふ事一つもなし、道を行くに、女來れば男除る、女は除けず、女は右を行き、男は左りを行く、女の小便するを見るに、立て行ふなり、年寄に行逢ひて敬ふさま有り、手をうしろに延して少し腰をか、ひるなり、居る時は足を投出し、人と對する時は、陰莖を横にとりて足の間に挟む、近來シヤム國より煙草わたり來りしゆへ、飲むなり、食事は三度の限りはなし、一度に芋一ツ宛なり、芋のさいは魚なり、食物も、一度澤山に喰へば數日喰はずともよし、夜行といふ事絶へ

てなし、夜は家に歸りて寝るものに極まれり、總じて夜は寝るばかりなれば、燈は絶て入用なし、器物はた、椰樹の實より外になし、近來シヤムより渡し商船斧を持來れり、夫より刃ものあり、むかしよりのきれものは、竹のへらなり、殊の外よく切る、なり、椰樹の實にすりてとぐに、奇妙にきれぬ、かみの毛なども、うら先の方は、竹刀にてきるなり、船は丸木にてかの斧にて木をくるなり、昔しは船もなきよし、帆は木の皮をあんべらの如くに編みて用ゆ、船の長には一丈より三丈迄なり、

儲、煙草をのみ魚を喰ふ事、定めて火食の道はあるべし、火をばいかゞして取るや、亦鍋釜などの鐵器ありや、炭ありや、火にてもものを煮る事、近來のよし、火をとる事は、昔よりあり、木と木とすり合せ、其間に木の葉の枯たるを置く、頻りにすれば、火出て葉に付く、元來暖國なれば、體をあぶるといふ事なし、また夜行なければ松明の用もなし、火をとりても火の用なし、然るに近來シヤム國より、おひくゝに事物開けてはへごも、むかしは魚をとりても生にて潮に浸して食せしを、今は赤土を水にて煉り、鹽釜の如きものを作りて、下に枯木をおき、火を燃して煮て喰ふなり、今は、その芋をも煮て喰ふ、煙草を飲むにきせるといふものはなし、木の葉をまき、筒として、先に煙草を詰て吸ふなり、炭といふものはなし、又湯といふものはなく、川にて體をすゝぐなり、

此書は、文政九年丙戌年九月三日、豊前小倉なる大阪屋良助宅にて、庄吉と問答して直に書しなり、元來座の上のおり聞たるなれば、草本いとも猥かわしければ、こたび大江戸に持來りて、斯は書改めたるになん、唯恨らくは、近來シヤム國より商船往來して、人間の事を知らしむる事なり、日を追ひ月を重ねなば、種々人間の態となりて、上世鴻荒の趣きを失はん、されど、夜は家に入りて寐るより外の事なしなどは、天地自然の理り、おのづから得んには、いともく尊くなん、

天保六年乙未正月、

西田直養記、

ペラホ物語終

漂客壽三郎手簡

本邦より放洋して異域に渡りしもの多きが中に、本談數人の如きは、本邦海岸に近づきたる再度に及べども、鎖國の法度嚴酷なるがため、終に上陸する由なくて、支那の住民となれるものにて、其情甚だ憐むべきものあり。今其海外より、蘭人に托して故郷に送れる書翰を原文のまま、掲げて漂談に充て、他の漂客の見聞を併記して、其實を考證す。

壽三郎の放洋は、天保六乙未年にして、此手翰を送れるは、同十二年のことなり。又尾州音吉等の漂流は、天保五年にして、壽三郎の開帆前年にあり。

接蕃年表に據る時は、此陳情書の到達したるは、天保十三年にして、幕府にても大に顧る所あり、直に令を全國に下し、眞に漂民を送還するために來航せる外國船は、之を砲撃すること勿らしめたり。蓋し是より先、文政八年、外船と見れば、一も二もなく撃沈すべき海防令を布きたればなり。

原文、轉寫の誤多し。もし別本に照して訂正せらる、諸彦あらば、幸甚し。(以上研堂)

肥後國玉名郡坂下手水晒

長崎

壽三郎

御役人衆中様

御家來衆

オホソレナガラ、ヒトフデチガヒアゲタマツリソロ。シカレバ、ワタクシドモ、天保六年十一月、オホカゼニテナガレ、異國人ヨリタスケラレ、マタ異國船ヨリ、センチン日本ヘカヘリケレドモ、オンウケトリクドサレズニヨリテ、ゼヒナクマタ外國ニカエリソロ。シカルニ、ワタクシ、チ、ハ、キヤウダイニ、ハナハダアイタイケレドモ、アワレヌニヨツテ、コノワタクシノチガミヲ、オリヨクハイ(慮外)ナカラオンヲクリクダサレ、チガイタマツリソロ。イジヨウ。

長崎、御役人衆中様、御家來衆、
肥後國玉名郡坂下手水晒、壽三郎、

上

大兄桂助様

弟

壽三郎

父親林助様

唐	道光二十一年九月出
吉	
信	
順風海上安全相送	

いづくその御人様おんひとさまでも、これを御うけとりくだされる御人様は、おほそれながら、私どもに、御ふびんをくわへられて、くにもとへ、御おくりくだされ。ごなた様にも、よろしく奉願候以上、カウビシニマカセ、イツビツケイジヤウツカマツリソロ、シカレバ、ドナタサマモ、ブジニオンクラシナサレ、コノアイダハ、ナニカニハナハダ、ゴナンダイニ(校者曰難題とは迷惑といふが如し)アイナリソウロト、ゾンジタテマツリソロ、ナガレシコトハ、ワタクシジシソノシワザデワナクトハモウシナガラ、オンヤクニンシユジウ、ナラビニ、オヤキヨウダイ、イツケシソルイトウマデモ、ナンダイニナリケルトソンジ、ワタクシ、アクニントモ、ツカウ(不幸か)モノトモ、フデニハシルサレズ。コレハ、オンユルシクダサレソロ。タハシ、ワタクシ、ワガクニエ、カエリタクコト、ウミヤマニモ、タトヘラレズソウラヘドモ、カヘツテハマダ、テンカサマナラビニワガクニノトノサマニ、ゴナンダイニナルコトニオソレテ、カヘリタクハナク。ワタクシノ、イママデノ、カンナンクロウハマツセカイニタトヘルコトハナク。シカシソノワケアラマシ。三十五日ナガレテ、ソノウチ十三日、ノマズクワズ。ソウシテイコクニ

ツイテ、チニアガリケレバ、クロンボウハルカムカウヨリマイルニ、シゼントチカヨリソノカタチヲミルニ、ハダカニテ、ユミヤカタナヲモツテマイリ。ワタクシドモコレヲミテ、コレヨソオニニマチガヒナシ、イヨクワレルニソウイナシトオモイ。カノクロンボ、ワタクシドモニテヤイヲイダシテ、キリモノヲワタサヌト、ユミデイコロスト、ヤリノホサキノヤウナルヤノチヲヒツクワシテ、ユミヲヒイテヲドロカシテ、ミナ、イルイ、ダウグニイタルマデ、モギトリソロ。ソノトキバカリ、セツカクチニアガリテ、イチメイヲワルトハ、ザン子ンシゴクトラモイソロ。ナラビニ、ソノクロンボノトコロニ、三十日カクマワレ、ソノアイダハ、マイニチ、カライモヲ、ハラハソンプンタベサセラレテ、イチドキニテ、ヤフイキノカヨウバカリノコトナリ。コレヨリオクラレルミチノコト。カイジヤウヲワタルニハカイジヨウニアイ、ソノトキモ、ヤウヤク、イノチヲタスカリ、マタ人ノカヨワヌオホヤマアルイワタニハ、カワヲワタリ、ヤマノナカニ、ハナハダヒルノオホキトコロナリ。コノヤマミチヲマイルニハ、タニノミゾノアルトコロ、ヒノヤツジブンヨリ、シバタキアアツメテ、子ドコロヲツクリ、ノジクヲイダシ。ワタクシドモヲオクルヤクニソワ、ユミヤテツボウヨモツテ、ハナハダヤウジンキビシクシテマイリ。コノナンジャウノミチヲ、四日ガアイダアユミノソロ。コノアヒダニ、ヒトイチニソナルトコロナシ。コノクニノナマイニキラトイフナリ。コノクニノジヤウカニマ

イリ、コノクニヨリ唐廣澳門トイフトコロニオクラレ。コノトコロヨリ尾張ノ人三人トモニナ
リ。コノヒトノナ、岩吉音吉久吉。コノ三人トモニ、アメリカトイフクニノ子(校者曰モリ
ソノ號)ニテ、江戸浦賀ノクチマデマイリソウロトコロ、ソノトコロヨリ、イシビヤテツボウ
ウチキダサレ、ソノイシビヤノタマデ、岩吉ワツカノコトデ、アヤウキイノチヲモウケ。ナラ
ビニマタ、サツマヘマイリ、コンドハワタクシト庄藏ドノト、サクウラジ(櫻島か)ニアガリテ、
オンヤクニシ、ツゲソウロトコロ、チガモツニ、イカリヲオロサセ、二日マタシテ、三日メ
ノアサヨリ、マタイシビヤテツボウウチキダサレ、マコトニソノトキノカナシサアワレ、カヘ
ス。モウミヤマニモナニモタトヘルコトナキ。マタ是非(なくか)唐澳門ニカヘリ、イマデ
スミイルナリ。タマシワタクシドモ、カヨウニカンナンクウイタシテ、タスカリシイノチナ
レバ、マタニツボンヘカエツテ、テンカサマノマタゴナンダイニナツテ、ソノウエニ、セイバ
イニテモアウヨウナラバマタ、カナシミノウエノ、ナニトモウスヤウハナシ。シカルニ、イ
マワタクシドモ、タベモノキリモノツカヒ錢トウモ、ワジユウイタサズソロ。シカルニワタク
シドモ、唐澳門ニイレバ、日本ヨリアクフウニテフキナガサレ、セカイニハドコニツイテモ、
ワタクシドモノトコロニオクツテマイルニヨツテ、ソノナンジャウヲイタサヌヤウニ、ミナ唐
舟ヨリ日本ヘオクル。マタオランダノフ子デモ、ズイブ、トコロニヨツテハ、日本エヲクラレ

ル、日本ノ人ナガレテマイツテ、カンナンクウヲイタサヌタメニ、ワタクシドモ、唐澳門ニ
スミイテ、フタヒ日本エカエラントオモヒアキラメソロ。タマシ、イコクノヒトハ、モロコ
シジントハ、イマカタキニヨツテ、(校者案ふに、此手紙を草したる道光二十一年は、本邦の天
保十二年に當り、英國と清國と、阿片のとあり)イコクノヒト、日本ノヒトヲタスケマキツテ、
唐人ニ、日本エヲクリテクダサレトタノンデモ、ウケトラズ。ヨツテ、ワタクシドモ、唐國ト
異國ノアイダニイルゴトクニアツテ、ズイブン異國ニモ唐國ニモ、タノマレルナリ。シカルニ、
オヤキヤウダイシウジユウモ、ワタクシハ、ナイサキトヲモイ、アキラメクダサレ。イマ、ワ
タクシ、ナニヒトツ、フジユウイタサズ。タマシ、ワガクニノコトヲモイカナシキバカリ。
ワタクシノ、ランシシヤウサマニ、ヨロシクランツタヘクダサレ。ナラビニ、トモダチシウジ
ウニ、サノトヲリヲ、ヨロシクランツタイクダサレ。ヨロシク子ガイタテマツリソロ。ナラマ
タ、ゴヘンシヲクリクダサレルヨウナラバ、チ、ハ、兄弟ナラビニ、トモダチシウエ、ナニホ
ドニランクラシナサレルカ、コノコトバカリランシラセクダサレ。ワタクシニ、カエルトイフ
コトハ、ランカキクダサルムヨウ。カクノゴトクニゴザソロイジャウ、ワタクシ、ナニゾ、テ
ジルシヲ、アゲタイケレドモ日本モノハ、ミナクロンボニトラレ、ソレユエ、ワタクシカキケ
ル、コノカタカナヲテジルシナリ。

(校者いふこゝに横文ありしなるべし脱落して知るべからず) コノヨコモジワ、ミ
是諱姓 横文字

ナワタクシノテ、カキケルナリ。

コレハ、ワタクシノ、カシラビトノシナリ。

コレ、オナシクシヤウジナリ。壽三郎横文字ジユサヅロ。

ヒダリヲカシラニシテミギヲヨムナリ

同所弟、壽三郎。

日本九州肥後國玉名郡坂下手永(前に水とあり)晒浦、

親 林 助 様
兄 桂 助 様

御役人衆様

庄 藏

御家來

順風海上安全相送

信

封

彌御平安奉賀候。然者、我去々年(三年前といふ)十一月朔日、天草より出帆いたし、かへるはづ
にて候へ共、大風にて吹ながされ、まことにあやうきこと海上三十五日流れ、其時内に、米水
みなきらし、十三日あいだ、たべつのまつにて、神や佛をたのみ、まことくくくるしきかなし
きことは、いのちかぎりにて御座ぬ。神や佛のおんちからにて、まるにらという所の國、くろ
んぼのすまわし所にながれつきぬへば、やうやくおかはひあがりぬ處、ほふくどみまわり
ぬへ共、はるかむかふより、十五六人まわりぬへ共、この人見れば、黒人にてぬへば、きるひ
もなし、まるのはだかに御座ぬへば、我ども此人見ておふきにおごろき、此人に手を合せおが
みぬへば、此人手合をいたして、我共をつれたれて、凡一里餘行ぬへば、山中に、し、ごやに
似たるちや四間あり。間ことに我共咄もわからぬゆへ、手合いたし、十三日もたべづにおると
たのみぬへば、此人飯物たべさせそのあぢわひは、御咄になりがたし。たべて済ぬへば、此人
すがたをながめぬへば、我ども命たすかりぬへ共、ごこのいづくにきたやら、おもひまわし、
まことにかなしきことは、日にましまさり、此黒人より、きるいかを見やはせまことにばか通
り相成、三四日に飯もたべずに、そこにつきぬ所、其まい、船ははりし、日本の方も、ごこや
らしれぬよふに相成ぬへば、我ども、なげきかなしめども、あそこにかへらぬゆへ、其時思ひし
り、まことにつみの人とあきらめ、日本にはふた、びかへらぬとさため我共、其かわりは、唐

國にて、日本人ながれれば、我共より尋ねいだし、おくることに相きめ、猶亦我共おる所は、世かひ中のことは、相しれ、又はせかいの人はみなあつまり所にて、ごこの國に日本人ながれれば、我共にしらせに相成ゆへ、たちまちに、日本へ、唐船にてもおふけんの船にても、我共たのみ、おくりつけるはづにきやめ。我共は、此道をあければ、我共日本人をおくるために、此處え居やれ、此段御知や上。然ば、我共只今にては、皆段なしより、あはれみをかかけられ、きるひばん物つかひせんには、ふじうけは無御座ゆへ、我共のかんなんのことおもひ出し、日本よりながれ人とき、ゆへば、よびよせ、日本へおくりつけるはづに御座ゆ。以上。

猶々や上。我の船中四人、おなじく處へ居やれ、みな人、神や佛の御力にて、びようきけりなく相暮しやれ、然者、我共の儀、日本より出でし日を命日になされ可被下。父母兄弟様、我共の不孝のことは、御りよふけん可被下。然ば我によふほ子供、御なんたいながら、よろしく御はからひ御せわなし下され。かへすぐ、よろしく、御奉願えや上。猶々や上、此事を、みな内々へ、御しらせ可被下。以上。

唐土廣澳門

丑年九月 日。

日本九州肥後國河尻正中島町

茶屋 嘉次郎 様

庄

藏

本談の参考として、他の漂流記録中より、壽三郎に關る談話の要を摘みて左に記さん。

阿波國初太郎の漂流録「亞墨新話」による時は、「初太郎亞米利加船に送られ、天保十四癸年正月澳門に上陸し、唐人に伴はれて大家に入りしに、主人はアメリカ人の由にて、此家に十ヶ年計以前に漂流したる肥後の國河尻の者庄藏壽三郎熊太郎といふもの三人居たり云々」とあり。

又其詩紀中に、「久吉音吉者、大日本尾州人、往年漂流、爲英船所救護、送至相州海岸、防禦嚴密巨礮交發、轉至薩州、防禦如前不得上陸、英船亦無奈、遂留澳門而去、二人乃役使變館二者有年、嘗至咬啗吧、又遊龍動、能通四方語、偶訪初太語其顛末、

久乙二人生尾州、爲夷役使澳門留、歸期一誤終難奈、洒淚河梁送我儕、庄藏等のみならず、久吉も同港中に住せしなるべし、

又播州源三郎の漂流口書には、

「播州源三郎等嘉永五子年、北亞米利加に漂流し、送還さる、時、唐國ハンカンに滯船中、日本言葉を使ふ者一人訪ひ來り、何國の人にやと問ひければ、一同打驚き、我々よりは、先づ其方は如何なる人にやと問ひ返したり。彼者答へて、予は肥前島原口之津の力松とよぶものなり、十三ヶ年以前(年數合)に肥後國庄藏并に壽三郎と合せて三人、肥後より長崎に渡る途中、洋上に漂流し、メニラといふ異國に着船し、それより當地に渡りたるに、これより先き、尾州の音

吉久吉岩吉三人當國へ漂着し居たれば、其後は六人一組となり、英國(校者曰米船なり)船に乗り組み、日本に送り届けらる、筈にて、相州浦賀沖へ進航せしに、浦賀より石火矢を發たれて、乗る寄りがたく、薩摩へ廻りたるに、又候石火矢にて取つきがたく、是非なく當所に歸り、最早永住の者となれり。云々。

同丑年二月より、源三郎等サンハイに在り。時に圖らず日本尾州の人、音吉と相知り、同人宅に逗留す。此時音吉は、英吉利商館に奉公せり。其家宅は、二間四方位の間四間あり、妻は天竺の婦人の由。且つ自身の經歷を説けるは、「予二十年前、尾州より江戸通の船にて、十四人乗組み、尾州を出帆せしに、風向悪しかりければ、志州鳥羽に入船して之を避け、再び出帆せしに難船漂流すること十二三ヶ月に及び、十一人まで死亡せり。されども、幸に英吉利船に逢ひ、予と岩吉久吉三人は助け上られ、唐國へ送られたり。其後肥前の方松肥後の庄藏壽三郎等三人漂着して六人となり、イギリス船にて日本へ送られしが、到底上陸しがたくして歸帆し永住の民となれり。其後壽三郎は死去し、庄藏儀は今に存命にて、ハンカンに住居せり。云々。」又外國船の日本近海にて打ち退けられしことは、嘉永四亥年十一月長崎に歸着せる、紀州蓬浦の漂人聞書によるに、「亥年二月香港島裁縫屋に滞在中或日英夷の咄しに、我等過ぎつる天保六年、通商の許を得んとて日本の都府に至りしに異國船打拂ひの制法厳しくして、浦賀より追歸

され、改めて薩摩の沖へ碇泊せしに、これ亦雨の如く大筒玉を打かけられたり、其軍兵中にも、十人許の武士一様に各一挺づ、の大筒を脇挟み、腰きり海中に入りながら、火蓋を切つて打ちかけたり、されば、車輪の如き火、頭上に烈しく飛び來り、我等は急に碇を切りすて、遁れ歸りたることあり、さてく、日本には怪力の人數多ある國なり。とて恐怖せり。漂人は、我日本には大筒を提げて打つ如きは、大力とはいはず、珍らしきことにあらず。と答ふれば、異人彌舌を卷て恐怖せり。漂客歸國の後、此ことを話せしに、或人、此筒といふは、真田流の紙筒を提げたるならんといへりと。云々

蓬浦の漂人、香港に着したる翌日。何方を當ともなく街上を散歩せしに、後より遙かに追かけて、呼び招く人あり。漂人其人に従ひて、宿所に至りしに、此家の業は裁縫商にて、數多の下人を使ひ、甚だ富める様なり。後ち聞く所によれば此裁縫商は、イギリス國よりの出店にて、名は某といふものなり。此人と、因縁や深かりけん、漂人を一方ならず深切に撫育し、子弟の如く憐みて、諸方の官民豪家に紹介しければ、彼方此方の富人、張臂になりて扶助し、金銀衣服を惠み呉れ、漂人は圖らず榮花の樂を受けたり。且つ、此人の盡力にて歸朝の心願早く遂げたりとあり。此商家の主人は、庄藏等なるべきこと、次の記事にて推察するに足れり。同漂人聞書の末に、本文にある裁縫屋某は、元日本肥後の人、又荒物屋某も尾州の人にて、兩

人英吉利船に助けられて、今は唐土に住居し、豪家となりて居る旨、長崎立山番所にて陳述せしに、決して口外すべからざる旨嚴命されたり。かくの如くなれば、此裁縫屋等の名は記載なきも、庄藏等六人中の人なること、疑ひなし若し果して然らば、彼等は歸國を得ずして、却て幸運の開けたるものにあらずや。

漂客壽三郎手簡終

亞墨新話

天保十五年甲辰八月、清船護送本州漂民初太郎、至長崎、於是臣齋藤惟裕、奉命以之歸國、則召之、使侍臣問流離之狀、民因盡說其所歷風土人物、太公乃命儒員臣前川文録之、小臣酒井貞輝實助其事、圖則畫史、臣守住定輝任之、書成賜題曰亞墨新話、使儒員臣那波希顔序之、謹案、民所飄至之亞墨利加洲、者距我日本數萬里、船車不通、書不同文、地志所載亦不能詳、想遐陬蠻夷、其人未必知聖人之教、而民之至也、有憐其流離而養之、且欲分財使成產者、有傷其懷父母之切而為之周旋、使得歸養者、亦可見普天之下率土之濱、斯民秉彜之性不期而同矣、我太公、愛一夫不獲之心、已喜民之生還、又以為其言雖鄙野、皆出跋涉寓目之餘、比之耳食之書荒唐無當者、則有間、不可不紀、是所以使臣文録之歟、若夫民之方飄蕩鯨海、轉徙夷境也、自期為異域之鬼、寧知一旦出萬死、歸故鄉、身抵公庭、仰瞻巍々、芻蕘之語辱賜採錄、何其多幸也、否之上九曰、先否後喜、漂民之謂也、

天保申辰十月、

儒員臣那波希顔謹識、

天保十二年辛丑の冬、我が板野郡撫養岡崎村の民市太郎が子初太郎といふもの、攝州多摩商船の

水手となりて、奥州南部に越えしが、途中難風に逢て吹流され、東南に向て百二十日ばかり洋中に漂ひ、後に西洋の輩に助られ、又東に行こと六十日にして、北亞墨利加の地に至り、留ること二百餘日、便船を得て唐土廣東の澳門に渡り、轉じて寧波より乍浦に至り、癸卯の冬終に長崎に護送せられ、今茲甲辰の秋、使臣齋藤寛作に従て府下に歸着し、八月二十二日城庭に召され、侍臣漂流の次第を詢問し、公聽に達せし後、文、命を蒙て其始末を書綴り、乙夜の覽に備ふ、既に長崎鎮臺の庭、糺問の口供あり、又寛作が船中にて録せし、話説の一冊あり、此二つを本として、更に初太郎が燕居の談を聞き、其詳なることを得て、酒井順藏をして稿を起さしめ、文これを潤色して遂に一巻を成せり、其地形里程の如きは、初太郎が親歴する所、確據とするに足るが如しといへども、原來學識もなき船子の、流離顛沛の間にありて、僅に聞見記憶せることのみなれば、争てか謬誤なきことを得ん、因てこれを地理圖説に考へ、又小出長十郎がいへる、經緯度數の説によりて、其訛の甚しきを正しぬ、末には諸部を分ちて、其言語風俗等の詳なるを記し、且他言の載る所をも採録して、以て一時の談柄とす、間々本録と同異あるは、蓋初太郎が見る所は、唯其一隅に止まり、諸書に載る所は其全州を論ずればなり、専ら意味の通じ易きを主として、敢て妄に筆墨を弄せず、冀くは其文義の拙きを容して、唯其事の新奇なるを賞し給はんことを仰くと云爾、

天保十五年甲辰の秋九月、

臣 文 謹 して 識 ず、

漂流海路畧圖、并經歷地方經緯度數、

- 日本下總國犬坊 北極出地三十六度四十分
瑪撒希爾東里差百十三度卅二分
廣東西里差二十七度六十八分
- 北亞墨利加瑪撒希爾 北極出地二十二度
廣東西里差五十二度三十二分
北極出地二十度七十分
廣東西里差八十八度六十八分
- 珊瑚從意私伐訶 右二所據輿地全圖

- 清國廣東 北極出地二十三度十七分
 - 鳥道 犬坊ヨリマサトランエ 弧度九十四度十九分 (但六尺一間五十間)
馬道二千五百七十六里 (一町三十六丁一里)
 - マサトランヨリマサトランエ 馬道四千八百五十分
鳥道三千三百廿六里半
 - マサトランヨリマサトランエ 馬道二千二百一十一里半
鳥道三千三百〇九里
 - 廣東ヨリマサトランエ 馬道八百八十六分
鳥道二千二百一十一里半
 - 廣東ヨリマサトランエ 馬道百二十一里
鳥道三千三百〇九里
 - マサトランヨリマサトランエ 馬道三千三百三十八里
鳥道三千三百三十八里
- 但此弧度ハ松前領北極出地四十二度六十九分ノ地ヲ切リ
- 初漂流せしより亞墨利加に至りサンホセに留せしことの話、
- 天保十二年辛丑の秋八月、兵庫西宮内町中村屋伊兵衛船、永住丸とて千二百石積、二十八端帆

なるに、鹽砂糖線香菽豆、並に糶米十五俵を積入、乗組の人数には、

- 沖船頭 紀州川佐美 善助 岡廻り 阿波 初太郎 初太郎兄 七太郎 伊豫 伊之助
- 能登 利三郎 伊豆 萬藏 奥州南部 要藏 同 三兵衛 播州明石東垂水 岩兵衛
- 能登 官次郎 同 惣助 九州 多吉 紀州 彌一郎

以上十三人にて、同月廿三日兵庫出帆いたし、九月十八日相摸國浦賀の湊へ着き、公の御改を
 受け、船問屋飯塚惣太郎方へ菽豆七十俵水揚げいたし、翌十九日曉天に浦賀を出帆し、奥州南部
 へ志し、乗行しが、東風吹出せし故、豆州の方へ乗戻し、同廿三日に大網代の湊へ入船し、十
 月四日に同所出船、房總の沖を乗通り、十二日夕方下總の國犬棒が岬の崎にいたり、地方を離
 る、こと五六里はかり、此所より奥の海へ乗か、るべきか、沖合風宜しからず、兎角して洋中
 に漂ひ居たりしに、其夜亥の刻と思しき頃より、西北の風烈しく吹來り、逆浪殊更盛なる故、
 帆を下げて暫しは凌しかど、子刻頃には、最早叶ひかたくなりて、荷物を少々海中へ投捨、
 翌十三日に至りても、風波猶烈しきゆへ、又々荷物を捨て、十四日の夜迄働きけれども、とか
 く凌がたく覺ければ、各談合して、さまざま凌き方のことを書て神關とし、一同に祈念して是
 を祈しに、帆柱を切るべき神關に取當り、心得たるもの則斧を持て、檣の上へ登り、是を切る、
 十にして二分ばかりも切込けるに、風波の爲に動搖するにより、檣忽ち折れて海に入りぬ、夫

より舳の方へ碇を二挺下げ、太き芋綱五筋を付て引しめ、船の遠く流る、を防ぎ、飯料を算ふ
 るに、漸米三俵ばかり残りたれば、其夜より十三人の食料に、米一升を粥として食し、唯神の
 助けを祈るより外詮すべき様なく、十九日朝巳刻ばかりにいたり、風風たり、各少し力を得た
 りしに、午刻より又辰巳の風にかはり、其夜亥の刻に至り、ますく烈しく吹き、雨も大に降
 來り、翌廿日の曉、卯刻より又西北風に變じて殊につよく成り、卯辰の方へ漂ひ流る、尤始て
 吹拂はれし時より、既に地方の山を見ることなく、其心痛臂に物なし、十一月七八日頃まで、
 同じ風荒く吹詰たり、此時に至りては、終に飯料も盡果たり、同十日頃には、船の外艦破碎し
 乍立動き海水船中に漏入様に成ぬ、十六日頃には、船の方破れしかば、端船を解放して是を捨
 て、七挺有し碇も追々に切て二挺残り、六筋有し芋綱も一筋になり、三筋ありしつく綱は二筋
 残り、又飯料を食盡してより後は、積込たる酒砂糖などを少しづ、食し、雨少き節なれば、
 香水も乏き故、成たけ鹽を食せず、故に氣力次第に衰へ、十分に働らき得ず、一向神佛を祈る
 の外なし、方位を考へ計るに、卯辰の方へ九分、巳午の方へ一分ばかり流る、やうに覺ゆ、
 冬の間は、始終西北の風烈しかりしが、既に其年も暮て、翌壬寅年の春となりぬ、たまく風
 のなき日も有れども、茫々たる大洋の内、雲と浪とを見るより外は、島に似たるものさへもな
 く、心ぼそきこといふばかりなし、海の靜なる時は、常に帆を縫ふ針を曲げ、鹿の角あるひは

松の木の節などにて餌に似たる形を作り、鱒九萬疋の類を釣てこれを食す、湖の色は、或は黒くあるひは青くなるのみにて、外に替りしこともなく、鳥は唯信天翁を見るのみなり、各心に思ふ様は、日本の内にて、東の端れにて吹拂はれ、夫より卯辰の方へ専らに流れしことなれば、所詮日本に近きことは思ひもよらず、されども三月の節に至り、海静にならば、鯉を多く釣貯へて食料とし、東南の風を待て、兎も角もして帆を作り、西北の方へ走るならば、運に叶ひ、日本の地へ近づくこともあらんか、神明の加護にや、此程の艱苦を受しかど、一人も病氣死亡の者なく、加之折く雨ふりて濁を助け、大魚をも時々は得て、これを食し、又船の包板にせいといふ貝の多くつきたるを取なごして飢を助かり、命を繋も、偏に歸るべきしるしにやあらむと、互に心を勵し居たりける、凡海上に漂ひ流る、事百二十日餘、里數は幾千里といふことをしらす、斯て二月中旬に至り、至極暖和の日になりて、或時やぐらの上に登りて、四方を眺め居たるに、はからずも西の方に當りて、遙に一艘の船を見懸たり、かゝる洋中にて見ゆる船は、外國の船なるにや、又は薩摩より琉球にかよふ船なるにやなど評し居る内、次第に近づき、帆數の多きを見て、扱こそ黒船なれと思ひ、一同に怖畏して船中に聚り居たりし内、其船漸々と近寄來り、暫しは其あたりに戻馬關(不明)居たりしが、遂に橋船を二艘おろし、一艘ごとに阿蘭陀の様なる人五六人乗り、三十目計の鐵砲六挺づ、積て、再三我船のあたりをめぐ

り試み、やがてこなたに乗移りたり、いかなる亂暴に逢ならんと恐ろしけれど、何をいはんも言語通せざれば、只一同に掌を合せ、拜居たり、彼等もこなたの飢渴に弱りたるを察したる體にて、彼本船を指さし、あなたへ來らば食事をも與へんといふ様に手合にて教へ、又船中に残りし酒四十樽、砂糖十七樽、并に釣金圍迄も、橋船にてかの船へ積取たり、是を争ひ留んにも、飢つかれて力なく、とはいへ僅に命をつなぐ頼としたる酒砂糖をさへ奪はれては、所詮我船に居たりともせんかたなしと思ひ、是非なく皆々衣類手道具を取かたづけ、遂に我船を棄て彼船へ乗移りければ、やがて米の飯の握りたるを、菜の鹽漬を持來りて各に與へて食はせたり、扱も此百日計の間は、穀粒を見ることさへも叶はず、暫にてもまごろめば、いつも飯のことをのみ夢に見る程なれば、船中の者ども、只朝夕に此事のみを思ひ、哀れ一たび飯を食たらば、死しても恨あるまじなど言あひけるに、はからずも此船に助けられて、一握りの飯を食ひたる時は、其味の旨かりし事、たどふるに物なし、振かへりて我船を見れば、破れ損じたること目もあてられず、よくも今迄は、かゝる船に乗りてありしことよ、今(に)も碎け沈みなんと思ひゆるものを、心づよくも風を待て、數千里の道を走り、再び日本へ歸らんなど、思ひけることよと、我ながら淺ましく思はれける、扱此助けられたる船は、何國の船にや知れざりしが、後に聞けば、伊西把爾亞の船なりしよし、長さ凡十三間計、帆柱二本、彌帆柱三つ、帆數十ヲ計か

りて、橋船三艘有り、船中の形勢、大抵蘭船と同じことにて、乗組人數廿八人、船頭たる者二人は、伊西把爾亞の者のよし、眼中赤く、髪も紅毛人に異ならず、其餘の船子は、皆瑪泥爾刺の者のよしにて、眼睛は日本人と同様にして、髪も黒き色なり、楮此船に乗てより、六十日計の間、東に向て飄行しが、初め兩三日の程は、三度づ、食事させしかども、其後は減じて兩度にし、袖と臙にて十三人を二た組に分ち、船中の諸用に使ふ、二時ごとに更番して、晝夜間断なし、其法甚だ嚴酷なり、少しにても怠る時は、綱を振廻して呵責す、無念なれどもすべき様なし、十日餘り過てよりは、船中水乏しきにや、己等ばかり少しづ、吞て、日本人には一滴も飲さず、咽かはさ身苦しみ、疲れ弱ること、漂流せし間よりも甚し、其上鹽氣を少しも食せしめざれば、後には氣力衰へはて、握飯を見るごとに、否なる位になりたり、されども猶責はたりて、帆柱の上の働をせよなど命じけれども、日本にてさやうの働をしたることなしと、さまざま手合して詫しかば、漸に許されたり、一二間をあゆむにも、目くるめきて倒る、様なれば、船底などにかくれ忍びて、しばしの息を休めんとすれば、やがて尋ね來りて、太き棒にてつき出し、打擲してつかふ、かくのごとく、苦しめらる、事故、初め助けられたる時のことは忘れて、唯恨めしくのみ思ひ居たり、五十日計になりて、皆一同に髪を切て海に流しぬ、此間船の行こと早き時は一晝夜に百七八十里、遅き日とても百里の内外は走りたりと覺ゆ、又船

底は銅にて包たる故にや、魚など付といふこともなし、頓て六十日ばかり乗ゆき、四月中旬と思ふ比、或日の未刻計に、左の方に國の有る所に近付たり、則碇をいれて、地方より三四丁ばかり沖にか、れり、此所砂濱にて、汀より五丁程上は山にして、少し高し、船人共橋船にて陸に上り、買物などする體なり、陸よりも人來りて船人と何か咄しをする様子に見ゆ、扱其夜の子の刻頃、善助初太郎彌一郎多吉利三郎伊之助總助七人の者に、橋船に乗上陸すべしとの事なれども、夜中といひ、殊に案内もしらぬ國のこと故、再三いなみければ、船人大に憤り、善助へ擲打などして強て催促なしける故、皆々せん方なく、橋船に乗移り、濱邊に漕付たる時、何れも速に上るべしとて、柁をふりあげて打べき形勢をなしける故、各恐怖して急ぎ陸へ上れば、橋船は其儘漕返すと、頓て本船の碇を上る聲聞き、直に帆をかけて行方しらす成にける、七人の輩、濱邊にて茫然として居たりしが、初太郎善助ややう、今日碇を卸せし時、陸の方遙に白壁造りの人家あるを見たり、いかにもして其處まで尋ね行き、身の上の事を頼むべしと有けれど、五人のものいふには、是迄慈悲もなく、我々を使ひ苦しめたる、船人の心に引遊べ見れば、此陸にある人もいかなる邪見の心を持たる者やらん、其上けふの晝、船人と陸の者と何やらんひそかに語らひたる様子なれば、悪き巧みをなして、我々を此所に捨おき、此陸の人に殺させんとす事なるべし、いかでかさやうの所にうかつに尋行て、漸に助かりたる命をば、又

失ふべきや、唯此濱邊に夜を明して、明日にもなりて土地の様子、物の有さまをも能々伺ひ見たる上にて、兎も角もなすべし、去にても萬里の波濤に漂ひ、かゝる遠き外國に來りて、衣食の縁にも離れ、しらぬ濱邊に捨られたれば、所詮助かるべき命には非るにやとて、皆大聲をあげて泣居たり、兩人又や様は、たとひ殺さんとの巧みあるとも、此しらぬ國にて、何方へか逃行べき、もし今宵を逃れたりとも、明日は必殺さるべし、迎も遁れぬ命ならば、一夜を延たりとて何にかなるべき、爰にて心を苦しめんよりは早く殺されたるこそましならぬ、我々は是非尋ね行へし、若しや此陸の人、慈悲ありて某等を勞はる體ならば、早々に迎に來るべし、若我々再び歸らざる時は、最早害せられたりとおもひ、各覺悟あるべしと約束して引別れ、月影にたどりて行こと三丁計、かすかに人聲の聞ゆるま、兩人こなたより聲をかけしかば、向よりも同じく應じ、頓て近づきて月影に兩人を見て、大に驚きたる體なりしも、兩人を引つれて、一丁餘り行き、人家二軒ある所にいたる、外上面に廣き床のごときものをしつらひたる上に、阿蘭陀人の様な服を着したる人廿人ばかり集り居たり皆々驚き、事を尋る體なれども、言語通せざれば、漂流艱苦の有さまを色々に手合にて知らせければ、心得たりと見へて、先兩人に水を一杯づ、飲しめ、何國の人なるにやと仕形して尋ねけるゆへ、日本々々と再三呼ばりしかば、聞えしと見へて、ハッポン々といひて合點したる體なり、兩人又々五人の者の濱邊に残り

居るよしを、手眞似にてしらせければ、かの始に行逢たる一人の男附添て、又濱邊に戻り、五人をも引つれ、元の所へ立歸りけり、やがて其邊の大樹のもとに、牛の皮を二枚しきて、七人を一所に臥さしむ、夜深くなりて二三人の人何やらん、用事ありげに幾度も其邊を行めぐる故、すはや殺しに來るならん、今にもいかなる憂き目にや逢らんと、恐ろしくて、しばしもまどろむこと能はず、後二間には、爰には獸を多く畜置たるゆへ、其番をす、其ころ四月中旬なれども、日本の七月頃の氣候にて、暑氣強し、しかれども蚊は至て少し、既に其夜も明渡りければ、二軒の家より婦人二三人出來り、七人の者を迎へて各其家につれ行き、コウビイといふ茶のごときものに砂糖を入れたるを、一人くんに飲しめたり、扱三人と四人と、二組に引わけて家の内には入れず、軒よりさし懸をして萱の如きものにて日覆を造り、其下に牛の皮を敷て食事を興ふ、唐黍の餅と鹽漬にしたる獸肉と、芭蕉の實なども食はせけり、芭蕉の實は赤く熟したる、此二軒の家居、一軒は土藏造りにて、壁の厚き事三尺計、長さ五間奥行四間高さ一丈計、東向に戸口一ヶ所明けて、屋根は萱葺なり、萱は形菅蒲に似て長さ壹丈程幅七寸程成拾枚ばかりを一把になしたるにて薄く葺けり、家の内は土間にて、床の上に更紗木綿の蒲團を敷て臥所とす、釜屋は別に建て、竈は土にて作り、鐵の鍋又は炮烙の如き物にて煮焼す、一軒は掘建にして壁をつき家根は同様なり、兩家合して二十人餘居住す、人物は色白く髪黒く眼の色も日本人に同じ、但土藏造りの内に居る主と覺しきもの一人は、西洋同断の人物なり、

此處はアメリカ洲ハ、カリホルニヤの内カボサンロカといふ所なり、山下の濱邊にて狭き所と見ゆ、二軒とも豚鹿羊の類を多く飼ひ置き、人家多き所へ商ひ渡世にする體にて、數多圈を設て其中に飼ひ置り、此所に二日留りしか、其間、朝は茶に砂糖をいれて飲み、食ては晝と晩と兩度づ、食す、三日目になりて、二百石積計の船に、獸肉を脯にしたると、豚の油とを積入れ、七人の者をも共に乗せて、何方へか送るべき體なり、此船小さけれど、底は銅にて包み、其餘の所も西洋船とかはることなく、帆柱は二本建て、船子は四人乗なり、此船にて東に向ひて走り、三日目の巳刻ばかりに、一ツの濱邊に着たる、此間五十里計もありしと覺ゆ、左の方は地續き白濱にて、山も連りて見ゆ、頓て濱邊へ鞍置馬十二三疋率來り、此所の人物、前の所に同じく、馬鞍とも日本にさして替らず、但鞍は白木にて、銀の金物を付たり、各馬に乘られ、口付一人づ、附添ゆく、中には馬の尻に乘られたる者もあり、又船頭と覺しきものも、同じく附添て北の方へゆく、初め二軒家に居たる者の内、一人同船にて來りたるか、是も馬に乗りて何方へか急ぎ行體なり、大方我々の事を役所などへ告行しならんと推量せり、扱夫より十七八丁行て、人家七八十軒ある所にいたる、此所はバカリホルニヤの内サンホセといふ所のよし、北亞墨利加州の内メヒコといふ都の支配の地なり、突當りの家に行たれば、役人體の人三人居たる故、則馬より下りて會釋をなし、側を見れば、以前の黒船に残されし六人の内、七太郎萬藏兩人參居たり、大に

驚き様子いかに尋れば、兩人答ていふ様、彼船此濱邊へ水を汲に上りたる折から、我々を此濱へ捨て、何國ともなく行たる故、昨日より此所へ來り養はれ居るなりとて、互に別れしよりの始末、并に船中に残る四人の事共をも咄し合ける内に、町人體の者廿人計來りて、九人の者を一人宛思ひくりに連歸る、中にも初太郎一人残り居たるを、年齢五十歳ばかりに見ゆる人品よき人來り、連歸らんとするに、此家の主人が妻と思しき婦人、夫は寡婦ともおぼよきが、何分我家に留置べしといふ様子にて、右の人と互に暫し争ひしが、遂にかの人無理に初太郎を伴ひて、一丁半程行き、其家に至りける、此家の體を見るに、長さ五間幅三間計、堀建造りにして白壁をつけ、屋根は萱葺なり、家内は男女十人住す、下女二人下男一人あり、家の内は總て土間にて、各一人宛の臥床を居へ、其上に蒲團を敷たり、人物初めの所に同く、色白く髮黒く、男女とも奇麗なる方なり、衣服食事も初に同じく、唐黍小黍獸肉を糧とす、朝起たる時は、茶に砂糖を入れたるを飲み、パンを食す、パンは小麦の粉を、鶏卵にて練りカステイラのこごとく焼たるものなり、男女とも履をはく、男子の沓、牛の皮の油拔を用ゆ、底は三枚重ねなり、是は暑氣はげしくして、砂地焼るゆへ、底を厚くするよしなり、表は鹿羊の皮を用ゆ、此地北極出地二十五度計に當り、暑氣盛にして、砂の色まで赤黒く焼る程なれば、道一丁計にても、跣にて行ことは難し、しかれども、日々巳刻比より涼風南方より吹來るゆへ思ふよりは便易きよし、實に造化の自然と思はれたり、又男女

とも四五日目は、濱川に往き水を浴す、いづれも膚を人に見せず、女は猶更慎みふかし、此所にて初太郎を初め九人の者、皆頭髪を其所の風に作り、衣服も土人の姿となれり、初太郎が寄宿せし家の主の名をミゲリチヨウサといふミゲリは名にてチヨウサは苗字なり、名を上につけていふ事、外國の風俗なり、妻の名をイナシヨといふ、二男三女あり、男子の名はプラス長女はアントウニヤ次女はセンシラン末女はヘソス幼男をアゴステンといふ、扱もいかなる因縁にや有けむ、ミゲリチヨウサ初太郎を憐れむこと大方ならず、衣服なども皆新らしく縫て着用せしめたり、初め其衣服を着て町へ出、一同の者に逢たる時は、各驚き羨しとなん、善助を連歸りし人も、同じく不便を加へ、あはれみければ、婦人なき家なりしゆへ、初太郎が愛せられしほごにはなかりしとぞ、されども兩人は家事諸用等に少しもつかはる、ことなく、安樂に暮しける間、氣力平生にまさりけり、其餘七人は、朝は山に入りて薪を採り、或は田畠を耕す助けをなし、又は水を汲み庭を掃なごして、日々を送る、少しの暇ある時は、九人一所に集りて、故郷のことを嘯し合の外、他事なし、扱ミゲリチヨウサは、おもふよしあるにや、しきりに初太郎に、アメリカの語を教へんといひければ、ども、外國の詞を覺へて何かせんとして、一應はいなみしが、言語を覺へたらば、早々本國へ送り歸すべしとのことゆへ、せん方なく少しづつ、は習ひ覺へけり、文字は二十八字横文字にて、くはり様さまく六かしき故、書覺ること能はず、只初太郎といふ名の文字だけを本覺へけり、

家主二日目く衣服を着替れば、初太郎にも同じく着せかへ、食事なども家主にかはることなく、我行く所へは必伴ひゆく、かく愛することは、其者、己が女子をもつて初太郎に妻あはせんと思へるよしなり、ある時娘と初太郎を一所によせて、婚姻の式はかやうくと教られしこともありしとなり、又折くは、家主に伴はれ、鐵砲にて兎を打に行しこともあり、此所にては、北辰も日本よりは餘程低く見へ、土人の咄しには、日本の晝は、此地の夜なりなど、いへりとぞ、(原註、カリホルネと日本の東邊とは、百度計の違なれば、晝夜相反するとは云かたけれ共、是は亞墨利加と日本との、總體の地形をもつて言たる嘯なるべし、凡カリホルニヤの地、双方に海を受け、内海の方をバハカリホルニヤといひ、外の方をアリタカリホルニヤといふ其間の打越、四十日路(原註、地圖經度の説を推せば、内より外へ越る日を四十日路といふはいぶかしき様なり、是はサンロカ岬より新アルプの方へ山越に行路なりを聞誤りたるにや)ありと云但し道は近けれど、山路險地にて人家少き故なるべし、城下をメヒコといふ、總て土地の廣きに比べては、人家至て少し、扱寅の四月中旬過、各此サンホセに至りてより三十日計を歴て、善助の家主なる人、ラツパスといふ所へ歸るとて、此人はラツパスより、役義にてサンホセへ來り居たるか、主用にて荷里に歸るよしなり、ラツパスも人馬食物の用意し、善助をもつて、ラツパスへ歸れり、又四五十日を歴て、總助伊之助利三郎三人の家主、是は皆百姓體の人にて、他所へ稼に行とて、各一所に連行

て、共に働かせけるよしなり、初太郎七太郎高藏彌一郎多吉の五人は、皆サンホセに留り居ける、夫より三四十日を過、八月上旬に成て、家主ミゲルチヨウサ、公用ありてマサトランといふ所へ行へさよし、城下メヒコより、書翰にて来りしかば、急ぎ彼地へ行とて、留守は女子供計なれば、諸事初太郎に托し置き、妻子にも其旨を告げ、船便を求めてマサトランへ趣けり、サンホセよりマサトランへは、外辰の方にあたり、四百里もありて入海を隔たり、地球全圖に見海なる四百里といふは、餘程遠方なれども、此國の人々、これほどの海路をば大儀に思はぬ體にて、五日程にて容易に渡海するよしなり、(原註、里數遠近は聞誤たる事も有べし、經度の説によれば、東紅海の幅は四百里には足らざるべし、筋違にわたる故か、又は入海の長さの事を聞誤たるならん)夫より以後は、初太郎ミゲルチヨウサの妻子どもに、留守を大事にいたし暮しける、四月中旬過と思ふ頃より、十月下旬迄、凡二百日計もサンホセに居たりける、此間雨ふることに至て少し、六月の内夕立二度聊雷鳴あり、八月に一度風雨ありしのみなり、

亞墨利加より便船を得て、唐土廣東へ渡りし迄の話、

ラツパスの船頭にベロンといふ者あり、兼てサンホセへは、時々来り、ミゲルチヨウサと親しく往來し、初太郎をも能見し居たりけるが、十月の初め頃、初太郎ベロンの旅宿へふと往ければ、ベロン初太郎に向ひ、其方日本へ歸國の志あるにやと問、初太郎、老たる父母ある故、

郷里を思ふの情暫くも忘れがたしと答ふ、ベロンが曰、然らば我善きに計ふべし、ミゲルチヨウサは其方を養子にせんとの志ある故、かくのごとく寵愛いたすなり、しかありては歸國の期有べからず、我常にマサトランへも船にて往返するにより、彼地の案内を委しく知れり、紅毛船折く彼地へ來ることあり、此比も一艘來り居る由風の便に聞り、紅毛は日本へも通商する事なれば、我往て其蘭船に頼みなば、歸國せんこと安かるべし、先善助と一所に相談あつて然るべしとて、ベロンより使をもつてラツパスへ書翰を送り、善助が家主へ達し、其旨を遣し置、其後ベロンが船に、善助をのせてサンホセへ伴ひ來りけり、總助伊之助利三郎等も、家主と共にとくより歸り居たりし故に、九人集りて評議し、誰かベロンとともにマサトランへ渡り事を謀らんと言ければ、各やす様、善助初太郎の兩人は、別して愛せられし故、言語なども餘程心得るべし、七人の者は、日々産業につかはる、間、言語をも知ること少し、餘程の海路大義なれども、兩人渡りて宜しく取計ひ給はれど、辭を揃へてやければ、兩人承知して、初太郎は善助を家主の宅に伴ひ歸り、家内の者へ對し、マサトランへ用事ありて往たきよしを、何となく晰しければ、ミケルチヨウサの妻子、いかなる事にて行やと問ふ、初太郎、彼地の様子をも見だし、又は家主に逢たきよしを答ける故、妻子も留ること能はず、マサトランは繁華の地なれば、見苦しからぬ様とて三日計已前より新しき衣服を數々製し、且朝夕の食事にも、種々

の馳走をなす、善助も同じ家に逗留して有けるが、十月廿八九日頃ペロンの船出帆のよし告来れば、家内の母子少しは様子を推したる體にて、もしや歸らざることもあるかと、名残をおし、初太郎が手をとり抱きしめて歎き別れけり、凡此地にては、男女老少貴賤の分ちなく、深く睦じき人々に遠く別る、節は、互に手を取合抱き合て別る、ことなり、扱ミゲリチヨウサの子は、馬に乗り、又七人の者も一所に濱邊まで來り見送り別れけり、初太郎善助の兩人は、ペロンの船に乗り、見る事凡四百石積ばかりにて、帆柱は二本、乗組は七人なり、即日出帆してサンホセより卯辰の方へむかひ航行しが、天氣宜しく風強かりければ、五日目にマサトランへ着しけれども、折節阿蘭陀船來り合さざりければ、ペロンに同道して、其所の領主ホロチルといふ人の家にいたり、便船にのりて歸國いたし度よしを頼みける、彼人や様、北亞墨利加の内にも、折節は唐土へ便宜もあるべし、先開合せ見るべしと有けるが、其後程なく彼人の所より幸四五日の内に、唐土へ出帆の船ありとのこと知らせ來りければ、兩人ペロンに向ひ、サンホセに残れる七人の者は、我等よりは艱苦も多し、何とぞ一所に連歸りたしと言ければ、ペロンがいはい、此地より唐土へ便宜ある事、一年に一度か二年に一度なり、此船に乗後れては、いつか歸らん期を知りがたし、其上海上四百里もあるサンホセへ、七人の者を迎ひに往かば、往返の間も數十日かゝるべし、彼船いかでむなしく待て有べきや、誠に得がたき幸の便船なれば

歸國の志あらば早々に乗渡るべし、七人と同船することは、とても叶ふまじと有ければ、兩人談し合て言やう、先我々計にても、恙なく歸國して、皆々の無事を告げなば、舊里の人も喜ぶべし、少しの義理をたて、此便船におくれば、九人ともにむなしく此國に朽果んこともはかりがたしと、心を決し、然らば先、我々兩人のみ渡海すべしと念頃に頼ける、ペロン承知して、初太郎善助をいたはりて、此地にどいめ、さまざまに世話いたし、問屋のごとき家に止宿いたさせけり、かくする所へサンホセの家主ミゲリチヨウサ、先達てより此地に有しが、此ことを聞つけたりと見へて、頓て尋來り、初太郎に向ひ、其方歸國せずとも、我家にあらば、行々は娘と妻合、銀一萬枚(原註、アメリカには銀甚多し、銀錢一枚は、かけ目七匁五分ほどありとなり)も遣し、商賣をさせ、一生安樂に暮さすべし、何とぞ止まるまじきやと云しかば、初太郎やす様、是まで數月の間の御高恩は、蒼海よりも深く、今又かく念頃に留め給ふこと、まことに有がたくは心得ども、老たる父母を國に残したれば、何卒歸りて養ひたく存じ、御心に背さぬなりとて、只ひれふして歎きける、ペロンも側に在て、いろく詞を添へ、歸國させ給へとす、めしかば、ミゲリチヨウサ漸に納得し、乗船の前になりては、互に手をとり抱合て名残を惜み別れけり、凡此マサトランの地、人家七百計、家のありさま土藏造りに赤き瓦を葺き、多分二階三階の造りなり、軒は一町の間同じ様に揃ひ、町幅も廣く、酒店には硝子の壺を

多く並べ、種々の名酒を賣り、呉服店には羅紗羽毛綴西洋布毛布の類を饒たて、其外肉店なども甚多し、此所の問屋の主ペロンと共に、初太郎善助兩人を引連、此地の大家を巡り、日本人を歸國せしむるの由を述て合力を頼みければ、銀錢を五枚十枚、あるひは二三十枚、拔群の豪家にては、五十枚も貰ひたり、都て其數三百六十枚ありし、内百枚を船賃として彼船へ渡し、衣服をも少々調べ、残り百四十枚を兩人に與へ、歸國までの雜費にすべしとなり、三日目にはペロン兩人に暇乞してサンホセに歸るなれば、其時兩人より、七太郎をはじめ七人の輩の事を、吳くとしたのみければ、ペロンや様、一時には雜用多か、りて叶ひがたし、便船のあるごとに、二人三人づ、追々に送り返すべしと、心よくうけ合ひ、始の船にてサンホセへ歸りける、かのミグリチヨウサが、初太郎を子のごとく愛せし恩義も忘れがたけれど、又ペロンが兩人を故郷へ歸さんどて、さまざまに世話せしも、信實あるしかたなり、いづれ神佛の加護にてか、る善心の人くにくめぐり逢たるなるべし、されば是より万里の波濤を凌ぎ、日本へ歸らんことも心安かるべしと、頼もしくぞ思ひける、かくてマサトランに逗留する事五日壬寅十一月上旬彼便船に乗て、マサトランを出帆し、西の方に向ひ颯りけり、此船長さ十七間帆柱二本帆數十餘り彌帆三つかゝる、乗組九人皆亞墨利加人なり、唐土へ買物に行く船なる故、荷物はなく銀ばかりを積たるなり、順風に多くの帆をあぐれば、其船の速なる事言語に及びがたし、又

船頭副船頭ともいふべき者、常にともに事を相議し、天文を考へ、海路を測り、船の遲速をためすこと、掌をさすがごとし、しかのみならず、幾日の何時には、何方に磯ある所を通るべし、何の刻には、何れの方に山を見るべしといふ事を、二三日も前より知り、幾千里の道を走りても、淡へ入船する時は、丁ごよろしき所へ少しも違はず乗入る、なり、又種々の道具眼鏡などにて、日輪を望み度數を測り、今は此船何十何度何分の所にありといふことを審かに知るよしなり、船中の人、初太郎等にや様、唐土日本の船は、山を見失ふ時は、盲に同じ、我等が船にては、晝は日を山とし、夜は星を山とす、故に萬里の海上に浮べども、日と星をさへ見失はざれば、泰然として恐る、事なし、若數日雨ふりて日と星を見ざる時、甚心を勞するのみ、又洋中にて、いかなる風波ありとも、恐る、ことなけれども、唯陸近き所にて、磯に觸れんことを恐る、とぞかたりける、既に其年も暮れて癸卯正月となり、洋中にて春を迎ふ、漸く唐土近くなれば、海水の色濁れり、其濁れる所より、餘程沖にて唐土の漁船出てあり、地方を離る、こと數十里なる故、常に通ひ船ありて、米薪水杯を送るよしなり、マサトランを出しより、凡七十日にして唐土廣東の湊え澳門といふ所に着す、外國にては、頃は正月中旬の事なりけり、着船より三日目に、初太郎一人陸へ上れといふ故、善助と一所に上りたき由、共に頼みければ、承知せず、これによつて、持來し銀錢六十枚づ、をわけて、善助に別れける、夫よ

り端船にて陸へ上り、少し行けば、唐人數多参り來りて、色く尋る體なれども、言語通せざれば、砂の上へ我日本人と書て見せければ、黙頭である所に伴ひ往けり、唐人の體は、皆頭のまはりを剃て頂の髪ばかり丸く残し、三つ打にして後ろへたれたり、衣類も今長崎へ渡來の唐人とかはることなし、此地人家凡一萬軒ばかり商家軒を並ぶされども町幅は至て狭し、伴ひ往かれし家は、大家にして長さ二十間ばかり、奥行も同じ程にして、下は敷瓦、二階は板張なり、屋根には赤き瓦を葺きたり、家主はアメリカの人なるよしなれど、阿蘭陀人の風なり、總じて此地の人物、七分は唐人三分一外國人入こみたり、外國の商船三十餘艘も、碇をおろして繋りたり、天竺呂宋喫吃喇を始め、諸國の人々徘徊す、天竺の人は、面體唐人にかわらず、頂に髪を少し残し、餘は残らず剃て、長き頭巾かぶり居る、丈け高く身肥たり、呂宋の人も同様なれども、天窓のかぶりものは、蘭人に似たり、其餘西洋人は、大抵一樣なり、又此家に、去る辛丑十月に漂流したる、加賀領能登の國鳳至郡水月村の者惣七彌三兵衛と云ふ二人、又十ヶ年計以前に漂流したる、肥後の國川尻のもの、庄藏壽三郎熊太郎と云三人、皆一所に居たり漂流の始末より、今に至るまでの次第を具に物語ければ、いと哀れにおもひける、斯て初太郎は、正月中旬より此家にて、右の人々等同居し、食事は所持の銀錢を出て、米魚肉の類を調へ、自分日本風にこしらへて食し、頭も髪も日本風になしたり、始て月代をせし時はこ

どに嬉しかりしとなり、最早此處にては、曆もあることなれば、月日をも委しく知りたり、又逗留中に肥後の者に誘はれ、所々見物せしに、社と思しきは一向に無く、佛閣はあまたあり、何れも日本の黄葉宗の寺院に似たり、戲場もありて見物せしか、本より何ともわけは分らざりしなり、定芝居にては無く、所々へ廻り來るを雇てさせることゆへ、木戸などいふこともなく誰にても見次第なり、男女の姿は長崎にて商ふ繪圖に少しもかはることなし、女子は足の小さきをよしとする由にて、幼きより緒にて足を纏ひ大きくならぬ様にする故、大人の足にても七八歳の小兒のごとく、歩行ふり腰をかゝめてこの外見ぐるしきなり、正月中旬より四月十日まで、凡九十日ばかり澳門に逗留せり、

廣東より乍浦に護送せられ日本に歸りし話、

四月頃になりて、此所より乍浦へ便船ありとの事にて、右能登の者二人初太郎と同じく、其船に乗り四月十日に出帆す、此時肥後のものいふには、近年唐土と西洋と戦ひのありし跡なればアメリカにて貰ひし衣服銀錢の類所持して行かば、西洋の間者と疑るべし、此所に残し置て然るべしといふにより、其詞に従ひ、ことごとく肥後の者に與へけり(校者曰、肥後人、銀貨を卷上げたるか)總て漂流人を、外國より送り來るに、廣東の都下に着すれば、官命ありて陸地を護送す、廣東より江西へ越へ鄱陽を渡り浙江にいたるなり、若澳門へ着く時は、寧波にても

福州にても、便宜次第船にて送ること定法なりと云、此便船したる船は、乗組十人にて、諸事長崎にて見る船に同じけれども、地まはり故小さきなり、湊を出て東へ向て乗行こと十八九日にして、福州の内厦門の澳の島に船か、りす、是迄行程三百里餘、厦門は繁昌の地ときけど、此島には、人家只一軒あり、日本にていは、番所ともいふべき體なり、爰に滞船すること五六日、五月上旬厦門より東北の方へ向て乗ゆき、三百里も來つらんと思ふ所にて、船を繋ぐ、此所をチンモウといふ地勢東うけの灣洞にして、双方の山の崎に人家百軒程づ、あり、皆漁をもつて業とするさまなり、唐土の海邊都て片灘にして、山岸の所もあり、又砂濱もあり、山岳も遠く見ゆれども、彼國人等、一圓山島の名を教へず、又磁石なども見せず、陸近き所は、多分濁りたる海にて淺し、只福州の海邊のみ澄たる所あるなり、五月下旬になりてチンモウ出船、六月十日ミンボウといふ所へつく、按にニンボウなるべし、即ち寧波のことなり、此間も三百里もありしならん、澳門よりニンボウ迄凡九百里計と覺ゆ、此所廣き所なれど町幅は狭し、日本の大坂のごとく、縦横に堀を通じ、運送至て自由なりと見へたり、則上陸して役人體と覺しき家に十日ばかり逗留す、是より乍浦へ、海を渡れば僅に五十里程なり、しかれども、川船にて送ること定りなるよし、同廿日寧波出立、川船に初太郎能登の人二人船頭水主都合八人乗組、別に警固の船に役人も乗たり、所々にて附届け案内する體に見ゆ、船の體細く家根あり、川筋は狭き堀川にして、左右に

堤あり、川幅五六間又は四五間の所もあり、水は濁りたる様にて動くこと少し、左右は田畠連りて米穀よく熟せし體なり、風よろしき時は帆をかけ、風あしき時は岸へあがりて引き行なり左右とも甚廣く、近く見ゆる山はなし、同廿五六日ホンチウといふ所につく、即ち杭州なるべし、此所の役人受とりてミンボウの役人はかへりけり、閏七月に閏月ありしなり、九月迄逗留す、此所人家大坂ほども有て、町の様子奇麗なり、されども市中往來の節は、いづれも駕籠に乗る故に、市店の飾り様など委しくは見しらす、駕籠は、左右後の三方板にてはり、左右に窓あり、簾をかけたたり、出行ときは、見物人何方にても多し、同十日又川船に乗り送らる、こと前に同じ、乍浦迄の内、二ヶ所にて改を受たれども、其地名は知こと能はず、同十二日乍浦に着すミンボウよりは二百里もありしと覺ゆ、船より上り直に駕籠に乗りて役人の家に行き、則駕籠より下りて、案内して一時ばかり待居て役人出來り、中にも重役の人と見へ、小高き中央にて曲襟にかゝり、紋編子の装束を着し、玉の飾ある笠を戴きより、左右に下官十人ばかり、並びて立たり、通詞唐人出で、漂流の始末年月一通りを尋れば、則其次第を演説す、事終りて通詞附添ひ明家のごとき所へ連行ける、此家に奥羽の漂流人六人居たり、是も丑の十月に吹流され、辛苦を嘗て漸此所へいたりしとなん、伊達郡半田村十吉なる者の船のよし、仙臺領の者三人、石の巻石濱氣仙三ヶ所の者なり出羽宮上の者二人南部領の者一人、初太郎等合せて以上九人となる、是より一同になりて日本へ渡る

事なれば、今は心強く思ひける、去ながら七太郎を始め七人の者と、斯のごとく一所に成たらば、いかばかりか嬉しからむ、又善助がことも心元なく、思ひ居たり、此所にての食事、朝は粥晝晩は飯なり、二番作りの米なるよし、至て下米なり、菜廻りは油あげ豆腐或は太刀魚大根の類を煮たるを食す、凡此地は、宜しき湊にて、人家一萬軒ばかり、されども日本の兵庫に比ぶれば、家居あしき様なり、諸人群集する事は極て賑やかなり、寺院も多くあり、店屋さまざまある中にも、日本の品々を賣る店あり、醬油昆布など價殊更懸隔なり、其外紙類傘染木綿索麩煙草味噌の類まで、日本の物多く有、九月八日になりて、計らずも善助來れり、様子いかにと尋れば、二月中旬、澳門へ着、夫より段々の海路を経て、舟山といふ所に着しける、漸く此所にいたる由を述べ、初太郎に別れて格別の艱難はなかりしかど、一人に成し故心細かりしと有ければ、各無事を賀して共に悦びたり、乍浦に留る事凡百三十日、其間五日に一度づ、浴す、又町内歩行の節は、必役人附添て徘徊す、故に思ふ様に見物すること能はず、扱十一月十六日に、奥羽の者五人善助長次郎喜兵衛重吉文藏を、源寶といふ船に乗せて出帆す、同廿三日に初太郎善助次郎兵衛 彌三兵衛 以上の四人を、永泰といふ船に乗せて出帆す、惣七は乍浦に乍浦逗留中に、籠一つ木綿蒲團一つ同綿入一枚、并沓一つ、外に品々の物を此程より世話いたし呉ひ唐人より贈るよし、通詞や聞されしゆへ、則貰ひ受て持歸りたり、扱唐土の人に暇を告

げ、纜を解て乍浦の湊を出る、此船乗組人數九十五人、初太郎などは舳の方の綱など置く所に居て、甚不自由なりしとなり、湊を出てより島などを見て、名を尋れど、前の船と同じく其方共が聞しとて不用なりとて少しも教へず、磁石等も一向に窺はせず、是船頭よりの言付なるよしなり、廿三日出帆して、同晦日夜半まで走りけるが、五島の山に火を焚を見て、天へも登る心地せしなり、翌十二月朔日、朝には早山近くなれり、總じて唐船渡來の節、五島の山見ゆる所に至れば、鶏を殺し酒を祭りて祝儀をなす、歸國する節も、唐土の山を見れば、同所に祝ひをなすところ、此時も船中大に祝ひ喜びて、四人の者にも共に酒肴を與へしとなり、十二月三日肥前長崎の湊に恙なく入津す、頓て御奉行所の御請取となりて、揚り屋へ入りぬ、翌四日に源寶船も入津して、彼五人の者も一所になりたり、三日目に立山御奉行所の白洲に於て、始め漂流より外國に至りたる次第御尋あり、則亞墨利加より唐土へわたり、澳門より寧波杭州を經、乍浦にいたり、唐船に乗り、當湊へ歸りし趣具に言上し、踏繪といふ事も濟たり、長崎の御役所にて、外道佛の像を、銅に鑄たるものあり、外國に往しもの、其後も再三微細に御尋あり、籠居の間、御賄ひは、邪宗門に入たることなき云證據に、此給板を踏ますなり、籠居の間、御賄ひは朝は汁に香の物、晝は魚類の煮付、晩は茶漬なり、折々御役人來りて、願の事もあらば遠慮なく申上へし、神參なども調ふべしと、懇に申聞られたり、月に三度づ、湯に浴し、月代は調はず、缺にてはさみ居たり、四月下旬にいたり、申談して衣服の願をせしに、六月八日に各單

物一枚帯一筋づ、を下さる。去冬着船の節、早速下帶一すじ手拭一つ傘下駄を銘々に下されたり、かく官府の御惠に浴し、數年の憂苦も頓に忘れ、しかのみならず、不日にして舊里に歸り、父母の顔を見るならば、いか計嬉しからんと樂しみ居たりけり、既に今辰の年に移り春過ぎ夏たち、秋七月廿五日に至り、番の者のいふ様、各の内何方かは知らねども、御役人迎に來られしと有ける故、初太郎思ふ様、爰に一所に居るもの、皆遠國の人なり、善助と我と兩人は第一に近ければ、定て我々の迎ひならむと、心の内に樂しみ居たり、廿八日に一同御奉行所へ出たる時、阿州より迎に參りし由を仰聞られ、八月五日御引渡に相成、同廿一日故郷に歸り着しなり、

校訂者曰、以上は、上卷全文にして、中下卷には、メキシコの衣食住言語動植等の記事あり、されども左ほど必要もなければ、省きぬ、

亞墨新話終

漂客談奇

無人島へ漂流仕ゆ後、アメリカ船へ被助揚ゆ土佐國の者三人口書、

松平土佐守領分土佐國高岡郡宇佐浦

一向宗 筆之丞事 傳 藏、亥四十八歳

同國幡多郡中ノ濱

同宗 同人弟 五右衛門、亥二十五歳
同宗 萬次郎、亥二十三歳

右三人ヤル

私共儀無人島へ漂流仕ゆ處、アメリカ船へ被助揚、所々被連越ゆ後、猶又アメリカ船に乗組、傳間を出や琉球國へ上陸致しゆ處、御當地へ送り被越ゆに付、踏繪被仰付、國元出船積荷物并漂着の次第、彼國逗留中始末委細有體可や上旨、御吟味御座ゆ、此段や上ゆ、

私共并傳藏弟十助、宇佐浦虎右衛門都合五人、十一ヶ年巳前丑年正月五日、傳藏所持の船乗組白米三斗薪水相積入、漁業として朝四つ時頃、同浦西山とや所より出船いたし、同國西寺鼻とや處を志し乗出し、同日は凡八里程も參り漁致しゆ處、西風烈敷佐嘉とや湊口へ沙繋いたし、同七日曉六つ時過乗出し、追風にて凡八里程參り、西寺鼻地方より辰巳へ向三里程沖にて漁繩

を出しや罷在、九つ時頃繩を取揚る處、魚類品々漁有之、同日八つ時頃西風烈敷相成、船を地方へ漕寄度相働、凡一里程地方近く漕寄る處、風靜に相成るに付、十助虎右衛門猶又漁業可致旨や居る内、戌亥風俄に烈敷雪霰交り降出し、次第に吹墓地方へ乗寄がたく、櫓を高波に被取殘櫓楫等損身命限り相働凌罷在る處、追々荒波強く致方無之、風に任せ吹る、未南之方と覺、翌八日四つ時頃迄は國許地方相見、右吹雪相止、又は降り、同日晝九つ時過に相成、國許地方も見失ひ、戌亥之風に任せ漂ひ、同九日夜四時頃より雨降出し、北風に替り、同十日も同風にて、同十一日朝より雨晴ひへ共、西風烈敷、同十二日も同風吹續島山等も一向相見不ず、同十三日朝四つ時頃東南之方に相當り、二里程に小島を見出し、一同力を得乗寄度得共、船具も無之其上漂流中、米并取溜り魚も絶盡し、食事も不致相勞れ罷在るへ共、何卒乗寄度、板小切れ等を櫓の代りに致し相働、同日夕七つ時頃に漸右島磯邊え漕付、銘々手廻り少々と桶等持上陸致る處、至て荒磯にて乗参りし船は、直に破船に及び、右島海岸に、二間四方程の岩穴有之島の様子見請る處、凡一里程も可有之、水等涌出る場所無之土地にて、無人島に有之、不見馴る白萱の生茂り、鳥は海岸に多く見懸け、國元にて藤九郎と唱へ、大さ鴻程も有之、羽色は白黒交りにて夥敷居る、其節卵をかへし居、人参りても逃行不ず、右之鳥を取、肉を生にて給日和宜敷節は、磯を傳ひ貝類拾ひ取、夫を食に致る、右岩間の穴に住居致、初の程は日々鳥類

取得安く、追々人を恐れ、鳥も逃ひて容易に取得がたく、其外鳥類渡り驚など参りるへども、取道具も無之、種々工夫致しむへども、取得不ず、正月下旬の頃には、追々右鳥も卵をかへし立去るに付、其後は磯貝等嶮岨荒磯を傳ひ、漸少々宛取給るへども、次第に食用乏敷相成る故か、傳藏十助は相煩、立居も不自由にて穴内に打臥、頻りに歸國の儀存出し、神佛祈念罷在る處、同四月下旬頃と覺、雨降續き後、晝時頃にも可有之、大地震致し、同日八つ時頃、右穴の山上より、大岩崩れ穴の前に落、一同驚るへども、穴内に罷在る故、怪我無之、同六月四日頃と覺、朝右穴より起出る處、萬次郎儀東の方凡海上十里斗沖合に白帆數多掛る船を見出し、虎右衛門五右衛門三人にて、小高き所に衣類を竿の先へ懸け、手を廣げ、何卒乗寄る様に頻りに相招きし處、追々近寄、凡三里程沖へ本船を繋ぎ留め、傳問船二艘を出し、不見馴人乗組追々島近く漕來りし間、一同力を得相招ひへば、異國人にて一船に六人つ、乗組罷在、右の内一人は、人物の様子相替り、色黒く何れも筒袖の衣類股引をはき、帽子をかむり罷在、助呉の様手招いだし得ば、異國人も合點之様子に得共、荒波にて乗寄兼、乗移りし様異國人共手招致るに付、萬次郎虎右衛門五右衛門游付乗込、猶又二人島穴に煩罷在るに付、助呉の様仕形致し頼入る處、是又合點致る様子有之、萬次郎五右衛門は一艘の傳問船へ爲乗組、直に本船へ乗戻、虎右衛門は一艘の船に差置、異國人六人之内、一人島へ游上り、岩穴へ参り、手招を以

同道可致旨やんに付、傳藏十助相驚き、詞懸ひ得共、言語不通、猶豫之内、右異人傳藏を抱いて磯際へ進行の節、傳問船参り居、虎右衛門乘罷在ひを初て及見、相歡びひ儀にて、猶又右異人立戻、十助を連参りひ處、傳問より繩を投渡し、右繩へ取付せ引揚、直に本船へ漕歸り、夕七つ時、前本船へ乗移り、五人一同落ち合ひ處、右船頭體之者より何か相尋ひ様子にひへ共、詞相分り不や、日本人とや儀は相分りひ様子に付、漂流いたし島に罷在ひ旨仕形致ひ處、是又相分りひ様にて、獸肉等爲給介抱に預り、右船島に近く寄ひて、全く一心相貫きひ哉と存罷在ひ處、日和宜敷故、島へ上り魚にても釣可やと乗寄ひ儀之旨承り、猶又衣類等島に残置ひ旨、仕形致ひ處、承知之様子にて、翌五日期傳問船一艘出や、色黒き異人一人乗組、私共罷在ひ島へ残置ひ品持かへり吳、同日五つ時頃出帆致ひ節、私共は船下之方に罷在、方角は不覺ひへ共、東南之方へ乗出しひ由、夫より船中水夫手傳致、所々鯨漁致し、鯨杯五程も漁有之、同年十月頃と覺サントウニス八島之内オアホとや處へ着船致ひ處、右船は北アメリカ州之内ヌベツトホル仕出し、船頭ウイユルムエーチワヒウフケルトとやし、船號チヨンアントセイムスホウレントとや鯨漁船にてアメリカ人オアホ人アフリカ人も二人罷在、都合三十四人乗組にて、最初は手招等を以通辨致しひ得共、數月船中罷在ひ間、追々詞も可なり相覺、手招交りにて用辨致ひ處、船頭や聞ひは、此所の役所へや出、宿等相定ひ上上陸可爲致間、暫らく船に罷在ひ

様や聞ひに付、其儘罷在、此所は南請之湊にて湊内凡半里計有之、入ひ幅至て狭く、鯨漁船大小凡五十艘も繋り居ひを見請、湊外にも船相繋ぎ居ひ、此島は凡五十里程南北に流れ、東西は平地三十里程も有之、家數千軒計も相見、然る所三十日程を經ひて、上陸致ひ様や聞、私共五人とも船頭召連役所體之所へ連れ参ひ處、アライツハナとや役人體之者、罷在ひに付、私共一同低頭いたしひへば、挨拶之體にて「アツハク」とや、彼國之禮義之由承、其節日本漂流人の段やの様子にて、萬次郎儀は、若年のものに付、船頭之本國へ連歸り、介抱可致又ひ連渡ひ儀も可有之と其段役所へもや置ひ様子にて外四人は此所え差置介抱相頼ひ越や聞置、役所を出立、萬次郎へ相別れ、同人は船頭連歸り、乗船いたし、日數三日程相立出帆致し、四人之者共は右役所五六軒東之方に、二間に三間程の萱葺にて堀立柱之家有之、木品はハウとや桐に似寄ひ木を相用、右家には男女多く住居致ひを、役所よりや付ひ様子にて、隣家へ爲立退、私共四人者家へ差置、敷物は「アカ、イ」とや川端に相生ひ太き蘭の如くなるを干、織立ひ疊様成物を土間に敷差置、食事は一日に三度づ、里芋薩摩芋を蒸搗ひを爲給、菜は家鶏魚類等を鹽煮にいたし、右は役所より被や付ひ様子にて、隣家より世話致、時々持越爲給、私共罷在ひ家は、役人之下役カウカハイとや者の家之由承り、然る處、傳藏義國元にては筆之丞とやひへごも、オアホ人共呼ひ節、分りかねひに付、呼能様に當名に相改、同所に半年程も世話に相成罷在ひ得

共、何分働は不致、永々世話に相成ひも氣之毒に存ひ間、銘々稼いたし相暮可や旨、一同や談、其段前書役人體之下役之由カウカバイとやものへや立ひ處、不馴事働致ひも難澁可有之、乍然や立は尤の事に付、稼可致旨、若夫にて及難義は、又々世話いたし可遣旨や聞ひに付、是迄之宿に罷在、四人共自ら近邊所々被雇、勝手働又は掃除等致遣し、最初は古着之衣類等を貰ひひ處、懇意之者も追々出來、働方も事馴ひ處、折々は被雇先へ寢宿りも致、其後は賃錢として、銀錢を貰受、右銀錢を以何れも獨身にて相暮し罷在ひ、然處七ヶ年己前、己年七八月頃より、十助義痢疾相煩ひひに付、其段懇意の者并カウカバイへも相咄ひ處、醫師罷越、脈を見ひ上、介抱も行届間敷ひ間、自身宅へ連越養生爲致可遣、傳藏弟之儀に付附添介抱可致旨やひ間、任其意、傳藏五右衛門附添半道斗罷越ひ處、宅有之、右醫師は百姓之由、食事等迄世話致吳ひに付、傳藏五右衛門は醫師宅へ罷在、介抱致、藥は煎藥には無之、日本之御府様之物を水にて相用、木之葉の様成物を水にて浸し、附藥被致、體へ塗付ひ得共、追々差重り、養生不相叶、六ヶ年己前午年正月日不覺相果ひに付、近邊之者へ爲知ひ處、世話致吳死骸は櫃に入、オアホ人并私共一同にてかつぎ、右家より五六間程へた、り小高き所に、家主代々の墓地有之、右の處へ持越埋すひ、其節アメリカより參り居ひ者の由、坊主には無之、出家體の者一人罷越、何か唱事致ひへ共、相分り不や、石塔は無之、木にて拵へ日本の卒都婆様の物を建、右に横文

字認め有之ひへ共、是又相分り不や、右木を建しはオアホの國風の由、其後傳藏虎右衛門五右衛門一同相稼罷在ひ處、同年十月頃と覺、北アメリカ州又ハットホルとや處、鯨漁船船號はロ、デ船頭はコヲカンとやもの、乗組二十五人にて日本地方へ漁業に罷越ひ旨及承ひ故、便船相頼、歸國致度存、船頭へ相頼ひ處、承知ひに付、虎右衛門傳藏五右衛門一同乗組ひ積にや談ひ處、虎右衛門は、船中相恐れひ由、何方にて暮ひも同様に付、居殘度旨やひに付、傳藏五右衛門兩人右船へ乗組、同月下旬オアホ出帆、南の方を志し乗出し、キアンとや島へ乗寄、湊へ乗入薪水を取入、此所へ二ヶ月程滯船致し、五年己前未年正月同所出帆、子の方へ向乘行日本への東洋乘通り、同年三月下旬松前近海へ罷越、鯨漁致、其節船頭より、松前地續の由承本船は二里計沖に相繋ぎ、晝八つ時頃と覺、船役一人差添、傳間一艘出や、異國人六人并傳藏五右衛門乗組、同所北海岸へ一同上陸致ひ處、畑地に里芋抔植付有之、九尺二間程の明き小家二ヶ所有之所へ、異國人一同參りひ處、家之内に草履草鞋等掛て有之、近邊人家相尋ひへども、人出逢不や、小高き所に野火を燒、暫時人便相待ひへ共一向相見え不や、其節船頭や聞ひは、無人島同様之場所にて、又々難義可致旨に付、日本の地方宜敷場所へ送り届て可遣旨や聞ひに付、一旦上陸も致ひ間人家相便り可罷越旨やひへども、猶能地方へ可遣本船へ歸ひ様任や、傳間に乘戻、右上陸致ひ所多分蝦夷地之由跡にて承り、夫より本船は子の方へ向乘出し、鯨漁いたし大

東洋乘通、同八月迄鯨二十三本程漁いたし、同九月下旬オアホへ歸船致、最前之宿に罷在、同雇稼致居ひ處、虎右衛門儀はオアホ之内ホノル、とや所大工棟梁キスタハイトとやもの、弟子に相成、同人方へ日々通ひ罷越やひ、

一、萬次郎儀は、オアホにて傳藏外三人に相別れ、被助の船へ乗組、三日程過同所出帆致し、午の方へ乗出し、三ヶ月程洋中を颯りひ内、アメリカ文字覺ひ様船頭や聞ひに付、折々船中にて文字を習ひ處、二十六文字有之、少は文字書覺、然る處暫異國に罷在ひ故、日本之年月相覺不や、彼國曆數千八百四十二年、天保十三寅年 正月相當り申候

此曆數之義、在留之阿蘭陀人共へ相尋ひ處、日本にて書面之年月に相當りひ旨や之ひ、

キンシノルブルフとや島へ船繋、

此島之儀は、阿蘭陀人共へ相尋ひ處、キングスシループに可有之とや之ひ、全く本國人共音便之訛を、漂流人共承り、其通りや立ひ義と相聞ひへ共、此外地名等はや立ひ通り相認めやひ、

周海一里餘も可有之、人家まばらに相見、端船にて島へ漕寄、島人共夥敷集り參り、男女裸にて木の葉を以下帶之様覆罷在、一體人色黒有之木にて拵ひ翫之弓を持參り、買吳ひ様に仕形致し、詞は通不や、鐵輪又は鐵鎖りの損物等、都て鐵の物を相好、右は庖丁等に打直しひ由、水

主共、右弓を買取、代り品鐵之損じ物差遣し、私も弓相求、代り水主より一統に遣し、追て歸國之上船頭之子供へ吳遣しひ儀に有之、處々に小島相見、同様裸島にて何れも自立の所の由及承、この程船繋薪水取入、近海鯨漁致、同三月イスハニヤ領ギアン島へ船繋、

此ギアン島之儀は、前書傳藏五右衛門や立ひギアン島にひ、

周海凡三十里程に相見、湊は五里方も可有之、所々瀬相見、家數三百軒程も有之、人家之様子オアホ同様に有之、外國之船一切相掛り不や、三十日程滯船薪水取入、同所出帆、大東洋乘廻り、七ヶ月程漁業致し、日本海乘離、漁致ながら、午の方二ヶ月程も乘參り、エケレス所領エミヲウとや島へ船繋ぎ、周海凡四十里程に相見、湊體之所人家三百軒計有之、上陸致ひ處、家は萱葺にてオアホ同様に有之、畑地も相見、三十日程滯船、薪水取入、同所出帆辰己之方へ乗、所々漁致ながらギアン島近く乘戻、洋中漁致、千八百四十三年二月、天保十四年外 正月に相當り 右島へ船繋ぎ、

薪水食物買入、三十日程滯船、同所出帆己の方へ向漁致ながら乘參り、鯨七八本程漁有之、數月相懸り、千八百四十四年、弘化元辰年二月 三月に相當り申候 北アメリカ洲マステウセツツ之内ヌベツトホルへ

着船、湊口入三里程、幅一里程に相見、家數凡五六千軒も可有之、鯨漁船二百艘も繋ぎ留居、私乗組の船へは爲交代陸より三人程參り、船頭水夫共不殘上陸致し、私共船頭同道にて上りひ處、此處は船乘又は商家之者而已住居致、繁昌之町家にて、何れも板葺之家建並有之、一丁程

参りぬ處、川の續きぬ處入口の處に出ぬへば、渡し十四五丁程も可有之、真中大きななる瀬有之、河岸より瀬迄は双方五丁程づ、の處、所々に石垣を築き立、右へ橋を掛渡有之、大船通路の節は、橋を揚ゆよし、同所を渡りハアヘイブンとヤ所の由船頭宅へ連越ぬ、同人は妻男子一人姉一人召仕一人都合五人暮にて、外に日雇の者罷越、作方も致し相暮し、同所はヌベツトホルの向側にて、人家は海岸に沿ひ凡二里程二側に建續き、家作は何れも板葺二階附、又は平家も有之、鯨漁船の船頭、其外都て商ひ家多く、繁華の所に有之、私儀は學問爲致ぬ由、船頭や聞、急に歸國爲致ぬ様子も無之、學問致ぬは、辨利も宜敷可有之と存、可然頼ぬ趣及挨拶ぬ處、直に學校へは難遣、下稽古場へ遣しぬ旨にて、月日不覺船頭同道にて町井一丁半程罷越、門構の家へ連参り、五六軒立位の板張の間有之、凡二十人計集り素讀致、何れも腰掛を設、師匠は高座に罷在教示致、天文地理等の書を讀、船頭の宅より通ひ暮頃歸宿いたし、十ヶ月程稽古致ぬ處、最早學校え可参旨、船頭や聞、日不覺船頭同道にて、町井三町程参り、門構二十間方位の家に連越ぬ間、師匠は同所の者の由、猶又博識の者凡之ぬ得ば、他所より罷越教示いたし、毎朝百人又は五六十人づ、罷越、師匠は高座に罷在、一同板敷に腰掛を設、素讀致、私儀も日々船頭宅より通ひ、天文地理の書素讀稽古致、凡二ヶ月程も過、可なりに通答出來致、前書の船頭は、數人もやひの鯨漁船に乗組、千八百四十五年十月頃、弘化二己年九月に相當り申候 出船致ぬに付、私

儀船頭所持之畑作等世話致遣し、日々學校え難罷出、折々は同所え参り稽古受、私儀歸國致度段は、兼て船頭え頼入置ぬへ共、急之便宜も無之ぬに付、漁船に乗組罷出ぬはば、日本へ歸國の便りにも可相成と存ぬ折柄、ヌベツトホルの鯨漁船出帆致ぬ趣に付、船頭テベスとヤ者へ相頼、水夫に被雇、船號フランクレンとヤ由、乗組二十八人千八百四十六年四月中旬、弘化三年三月下旬に相當り ヌベツトホルの湊出帆、アフリカ洲喜望峰乘廻り、新阿蘭陀哇瓜近海乘通り、同十月阿蘭陀所領タイモル島の内カラハンへ船繋
此タイモル島之義、在留の阿蘭陀人え相尋ぬ處、印度海中に有之ぬ島にて、其都府カラバンは阿蘭陀所領に有之、餘はホルトガル所領の由に御座ぬ旨や之ぬ、
薪水食物買入、三十日程滞船、此島日本九州程位に相見、入海凡五里方も可有之、湊の家數二百軒計有之、島の通の商船の由十艘計繋り居、上陸致ぬ處、蘭人住居致、賣女體のもの夥敷罷在、東印度人唐人も参り居、同十一月同所出帆新ゴイチヤ近海にて三ヶ月程鯨漁いたし、千八百四十七年二月、弘化四年正月に相當申候 前書キアン島に船繋ぎ、薪水取入、三十日程滞船、同所出帆、同年三月呂宋島へ乘入、湊入口廻り四五十里程に相見、家數の見渡も附兼、唐國エケレス其外諸國の商船數十艘繋り留、軍船も相見、右島はイスバニヤ支配の由、海手の城郭體の所有之、石火矢の筒口相見ヘアメリカ洲コンシユル官の者、應對致ぬ由にて、船頭上陸致し、船繋中、用

向の使にて、私上陸コンシユル官の方へ参り儀度々有之、右海岸地名マテラとヤムよし、商家多く反物屋米屋酒屋瀬戸物屋青物屋傘屋、其外相見、遊女屋も有之イスパニヤ人アメリカ人エグレス人阿蘭陀人唐人見懸やひ、海岸より一丁程参り、コンシユル官の家有之、門構手廣の家にいへ共、駈と覺不や、同所傘屋にて持用の爲帽子一買取ひ義有之、三ヶ月程滞船、同所出帆呂宋支配之由三十里程隔りボタンとヤ小島へ船繋致、豕買取、此所は家數五十軒計相見、草葺之家にて人物は呂宋同様有之、私儀は上陸不仕ひ故、委敷義は存不や、籐組曲物一ツ、船頭上陸の節買取私貰受、右島は周海二里程有之、二日程滞船、夫より日本近海大東洋之方にて五ヶ月程鯨漁致、十月頃と覺オアホへ着船、薪水取入三十日程滞船致ひ中、同所へ上陸傳藏其外之者共を相尋ひへども、傳藏五右衛門は不居合、虎右衛門面會致ひ處、傳藏五右衛門は日本へ歸り度旨にて、アメリカ鯨漁船に便船相頼、出帆致、十助は先達て病死致ひ旨や聞、虎右衛門儀は船中を恐、便船不致逗留いたし、大工之弟子に成罷在ひ由や之、私是迄之次第を咄し立別れ處、乗組居ひ船出帆三日以前に、傳藏五右衛門乗組之船歸船致ひよし承ひに付、相尋右船へ罷越、兩人へ面會、様子承りひ處、日本松前邊迄罷越、地名不存場へ上陸致ひ得共、無人島同様に罷歸趣や之、種々咄等いたし相別れ、同所出帆、大南海の小島近海にて鯨漁致乘廻し、千八百四十八年三月の頃 嘉永申年二月に相當候 ギアン島へ船繋薪水取入、三十日程滞船、同所出帆赤道下

にて七ヶ月程鯨漁致ひ中、小島へ船を附薪水取入、右は裸島にて先達て相越ひ同様之處に有之、折々小島へ船を附、薪水取入、是又同様有之、同年十一月イスパニヤ領シイラム島へ船繋、琉琉國程の島に有之、湊入口一里程幅十八町程に相見、家數五十軒計有之、四十日程滞船致、薪水取入、千八百四十九年正月月中旬 嘉永元申年十一月月中旬に相當候 同所出帆洋中處々鯨漁致、同二月タイモル島の内小名(ホルトガル支配之由)ボタンとヤ所へ船繋、右島は日本九州程之島に有之、湊之様成所は無之、海岸人家まばらに有之、薪水食物買入三十日程滞船、同所出帆同年九月初スベツトホラルへ歸船致、鯨漁船水夫賃錢之儀、定は無之、漁不漁により員數不同有之、鯨油十六樽に付船頭へ一樽受用、水夫は夫々割合を以受用致、私賃錢銀員數不覺右割合にてや受、前書ハアヘイブン船頭之宅に歸宿致しひ處、船頭先達て歸船致ひ由、前同様畑作等の世話致罷在中、右船頭より、日本四文錢并銅小錢取交二十文貰受所持致ひ處、珍敷品故ハアヘイブンにて土地之者相好みひに付、追々吳遣しひ、殘四文錢一文小錢三文所持罷在ひ、
 本文日本通用錢之儀相糺ひ處、前書之船頭ウイユルムエーチフヒットファイル、先達て鯨漁罷在ひ節、外鯨漁船日本江戸之沖合にて日本漂流人を助揚ひ節貰請、右乗組之者より船頭へ呉れを所持罷在ひ旨にて、萬次郎貰請ひ由、右漂流之始末等は相分り不や旨や之、
 北アメリカ州カリホルニヤのシントフランシスコに金山有之、山中之砂金堀取ひ儀は勝手次

第〇〇。同州共和政治の司よりや觸有之段は、兼て及承罷在ひ、若此上鯨漁船に乗組罷出ひ節、金山近き所へ参りひは、同所へ罷越場所一見致度、時宜に寄り砂金掘をいたし度存じ、幸ひヌベトホルルへ掘道具商ひ見せ有之、此所にて買取得ば代銀下直に有之、金山麓にて掘道具無之高價の由に付、ヌベトホルルにて道具類代銀錢拾枚にて買取所持致、同年十月ヌベトホルル之船材木類積込、北アメリカ州のカルホルニヤへ運送致ひ由に付、相頼水主に被雇、手廻り荷物并前書之掘道具とも持乗、船頭名前は不覺、船號ステキリンと乗組三十八人、同月下旬ヌベトホルルの湊出帆南アメリカ州岬乘廻り、千八百五十年四月嘉永三戌年三月に相當申候同州イスパニヤ所領ツツベレイイソツラへ船繋、湊幅一里程長十里程に相見ひ、アメリカエケレスの鯨漁船商船等三十艘程繋留居り、家數千軒程も可有之、此所は北アメリカ州之「コンシユル」の在ひよし、

此「コンシユル」と云はは役名にて、他國へ出張仕ひ役人之事を「コンシユル」と唱ひ由、漂流人萬次郎中立ひ、

八日程滞船、薪水取入同所出帆、同五月同州カリホルニヤ之内シントフランシスコ着船、湊廣き所八里計狭き所一里程に相見、家數千五六百軒も可有之、諸州之船は凡二千艘計も繋留居、右之内軍船一艘有之、大筒二段に置筒數七十四挺程相見、是は北アメリカ州之軍船之由、及承

り中ひ、賃錢之儀、都て商ひ船の水夫は、一ヶ月給料銀錢十七枚づ、先請にて、右割合にて賃錢中受員數不覺、此所より金山へは格別遠路と云にも無之の間、砂金出る場所へ罷越度、船頭へ中聞、私一人上陸致、唐人之宿屋之由止宿いたし、食事は米の飯菜は豕牛肉鳥肉等五種計り、一日に三度づ、差出、旅籠代は一日銀錢一枚半に相當りひ、三日程逗留同所出立、凡二丁程至り川口へ出ひ處、廻船數艘有之、スイインホールへ蒸氣船の事乗組、凡百人餘の乗組にて、一人に付銀錢二十四枚の賃銀さし出、朝五ツ時乗出、川流穩にて淺深有之得共、場所により三十尋も有之、川幅一丁程狭き所にては半丁も有之、川の兩側山も有之又平原地も相見中ひ、晝支度は船主より差出、前書宿屋同様の賄にて、其外の飯食は銀錢二枚遣しひへば、勝手次第差出ひ趣に有之、凡五十里程川上へ参り、同日暮頃セツクレメントと云所へ着船上陸致、乗合の者共も思ひ／＼に上陸致、此所は手廣き場所にて宿屋等も數多相見繁華の所に有之、私共同所の車に荷物を乗せ、馬に牽せ凡二里程山路を参ひ、所々人家一二軒宛有之得共、勝手に付野宿致、車馬の賃錢銀五枚遣し、食物は麥の粉製しひ、フレイ菜は豕の鹽肉を煮、凡五日程分持越ひを給、所持の鐵瓶を以て湯を沸し相用ひ、翌朝も牛馬を雇ひ、荷物積込罷越、平地三里程参り、山坂多き所になり、都合十里程も参り及暮に付野宿致、其後日數二日前同様罷越し、五日暮頃にヲスレハと云所へ着、右は北の川に御座ひ、北川中川南川と三ヶ所有之由、中川南

川へは罷越不_レ、山の麓にて、北川は家數五十軒程も有之、何れも板葺有之、宿屋に止宿、同所に川有之川幅七八間位、急流にて、右はセックレメントの川上の由、此所にては男計住居致、宿錢は一日銀錢一枚半相拂、食事は前書同様に御座_レ、一日休息致し、金山の様子相宿の者より承り_レ處、自分勝手に掘_レ者も有之、又は一場所持切の者も有之、日々被雇賃取にて掘_レものも有之由、元阿蘭陀人アメリカへ参り出生致_レもの、名前は不存、金山の内一場所持切にて預り_レ者へ被雇入、掘子に相成、一日賃銀錢六枚づ、や受_レ約諾にて、日々川端を掘、銀は少々重に砂金を掘出し、金掛目高下有之_レ得共、極大の方目方八ポント十二ランス有之、

此目方の儀は、在留の阿蘭陀人共へ相尋_レ處、アメリカ國一ポウソンドは、日本量目百廿一匁五分二厘一、ランスは十二匁一分五厘二毛に相當_レ旨_レ之_レ、

右之銀錢二千二百五十枚程に引替り_レ由、一ポントは銀錢二百五十六枚程に替り_レ由よし、數日被雇_レ處、雇主博奕致打負_レ由、私被雇日數四十日程にも相成_レへ共、賃銀不相渡、手強及催促_レては如何様之手込に逢可_レも難計、人氣不宜に付、被雇先出立、夫より知人と兩人もやひにて山中を掘、日々掘取_レ分、北川宿屋へ持出、砂金買取_レものへ賣拂、右砂金は鍬之様成道具を以掘取_レ由、追々山中へ立入掘方致、十里程登り掘_レ儀も有之、右様之節は外掘人同様山中へ止宿、同所に商ひ小家有之_レに付罷越、食事致_レ者も有之_レ得共、私共知人等兩人は、麥

粉を買取、餅に拵、牛肉又は野菜を自分に煮焚致相用_レ、私掘出_レ砂金大き成分は銀錢七八枚程に引替り_レ由、前書被雇先出立、自分にて掘_レ砌より、別て炎暑凌兼_レに付、晝は相休朝夕掘方致、日數三十日程も掘_レ處、追々旬季不宜_レに付、掘方相止、知人と立別れ、掘具は掘場山中へ其儘差置、右道具之内桶二つはノヲスレバにて銀錢二枚に賣拂_レ、是迄砂金掘取_レ引替りの内より、食物代等相拂_レ、殘錢銀二百七八十枚程、猶引替殘砂金員數不覺所持同所立出、牛馬に乗り手廻の品々も載せ山を下り野宿致、二日目晝頃セックレメントへ着、直に火船に乗り、凡五十人程乗組、船賃は銀錢三十枚遣し_レ、此節は下り船にて颯り早く、暮頃シントフランシスコ_レへ着船上陸致、宿屋に止宿休息致_レ中、所持之砂金を吹所へ持参り、金錢に引替_レ得共、員數は覺不_レ、此所よりオアホへ罷越_レは、傳藏外二人が罷在間、日本歸國之儀可_レ談と存、オアホへの便船相待、三十日程逗留致_レ處、北アメリカ州ポストンの商船、オアホへ罷越_レ趣に付、相頼み水夫に被雇、船頭名前は不覺、船號ハイライセと_レ、乗組十八人、右は唐船に付、船足之爲石を積込、同年九月初旬同所出帆、日數十八日程にてオアホへ着船、賃錢は前書同様割合を以_レ請員數不覺、三日程船中に罷在、夫より上陸オアホの内ホノル、と_レ所へ、前書傳藏其外の者罷在_レ宅へ罷越、一同止宿致、傳藏五右門日雇稼いたし、私は湊の船に被雇手傳働致罷在_レ、

一、私共三人並虎右衛門一同、右之通オアホ逗留罷在、日本へ歸國之儀は、兼々私共よりヤ立た立た處こニベツトホルの鯨漁船二艘、去る戌十月オアホへ船繋致つ節せ、漂流日本人五人、大東洋四十五度の於洋中助揚たすけあ由にて、二艘へ引分連越上陸致つに付、私共儀右漂流人え様子相尋たずに處、紀州日高郡之者之由、村名は不承、船號天壽丸てんじゆ船頭九助子供兼次郎佐助外に水主二人名前は失念、右之外八人餘と都合十三人乘にて、出船の年號月日は不承、國元より蜜柑積詰江戶表へ罷越荷物相濟あひさま、空船にて歸りの節、於洋中難風に逢、柱は伐捨楫は波に取られ漂ひ罷在ら中、アメリカの鯨漁船に被助揚、船は洋中に捨置、右漁船は類船とも四艘の内、二艘に八人引分爲乗組、ヲロシヤ屬國の由ビタホウスカとヤ所へ出し遺し由、殘二艘へ前書九助外四人引分爲乗組、オアホへ罷越は様、九助より承罷在ら處、右の者共はアメリカ州の鯨漁船にて爲乗組唐國ホンコンへ

此ホンコンとヤ所の儀、在留の唐人共へ相尋たずに處、廣東の内香港とヤ所有之、右地名之字音に似寄に間、同所の儀に可有之旨存ぞ旨ぞ立た立た、送遣お由に付、私共三人も同様右船に便船仕度段、船頭へ相頼たのに共、乗組多人數に相成な由に付、便船難相成先へ出帆致し由に付、萬次郎は、湊繫居な北アメリカの商船に被雇、船仕廻等致居ら處、此船は唐國ホンコンとヤ所へ

此センハイとヤ所の儀、在留の唐人共へ相尋たずに處、聞覺きこ不し、上海とヤ字音の訛りにも可有之と存ぞ旨ぞ立た立た、

茶を積請たに參ま山にに付、萬次郎より傳藏五右衛門へ相咄あ、私共此船に乗組日本へ歸國爲致吳に様、船頭フイツモウへ相頼たのに處、唐國へ罷越はにて、西之方に乘筋有之、日本の地へ寄よはては乘筋違ちがひ隙取ひま、殊に商ひの日合も有之差支さしに間、難乗寄がた、乍然風順に寄よはては、日本薩摩の地方近く乘通りはは、出可い遺旨ぞ間、私共は何卒歸國致度存、勘辨致かんに處、彌薩摩へ乘寄吳にとヤにも無之、風順に寄日本の地方近く乘通りはは、小船を以上陸致度存、虎右衛門へヤ談は處、小船にて渡海致わた儀に相恐おそれに哉、何れにて暮くしも同様にに付、居殘り度旨ぞ切きに付、左はは、我々は歸國可致存念しんに付、若跡わにて尋たも有之はは、其段噂致吳にやうにヤ置、三人ヤ談、其頃オアホへ罷越居なエケレス人名前不覺、同人アメリカより買受か由所持のボートと唱え傳聞船一艘、船具共代銀錢百枚にて買受、前の船頭フイツモウへ右傳聞買入は間、便船爲致日本の地と見受みは、出し吳に様頼入、傳聞船并所持荷物等も、商船へ積込、私共三人乗組手傳働等致は處、是迄世話に相成なアオホ役人體の者へいまだ何の咄も不致乗組居らに付、右の趣ま聞度、上陸の儀船頭へ相斷あに處、最早出帆間際に相成なに付、上陸不相成旨ぞ聞きに付、其儘罷在ら處、乗組居ら船は、長さ二十七間程有之、船號エイヲホーエレとヤ、乗組十七

人十月廿五六日と覺湊出帆、未の方を志し乗出し、洋中にて戌の方へ乘行、風順薩州の地方へは乗寄兼ひ由にて、日數七十日を経、其節日不覺、當亥正月二日琉球地方颯り内、凡二里程にて地方見請ひ間、上陸の儀船頭へ申聞、私共積乗せし傳聞船を出し、手廻り荷物積受暇乞致、三人共傳聞船に乗移ひ處、本船は直に戌亥の方へ颯り、追々北東の風雨に相成、帆は難立漸岸へ漕参り得共、荒磯にて殊に風雨強、難漕付及暮、其夜は山陰に乗寄相凌ぎ、翌三日明方風雨靜に相成、同所濱邊に人家相見、朝五つ時頃漕付上陸致し處、琉球人と相見一人出會ひ處、言語通じ不、同所假番所體の所へ連行、食物等手當請、日本役人體の人被相越尋請ひに付、名前儀は當名傳藏と申立、生所并漂流の次第一通り申立、致上陸の場は琉球摩文仁間切と申所の由及承、手廻り荷物等取揚以外へ連越の由にて、役人大勢附添罷越、傳藏は眼病にて歩行難相成、途中より駕籠に乗、外二人は歩行致し二里半程参り、同夜九つ時頃役所近く参り、人家の門口に菴を敷休息いたし、夫よりヲナカ村にて百姓家體の所へ宿を取被差置ひ處、役人旅宿呼越被成、糺受一通り申立、同所に外旅宿被申付、右宿に罷在ひ處、翌四日朝役人旅宿へ被呼出糺受、又宿に差返に相成、十日程過猶又被呼出、重立ひ役人と相見、三人程立合ひて私共手廻り荷物書籍等追々改有之、相濟旅宿へ引取逗留致し處、六月十九日前同様の荷物并改有之、七月十八日夕方役人附添、同所出立、駕籠にて一里程参り、ナハと申湊へ着、同夜五

つ時頃乗船、同廿九日薩州山川へ着、翌晦日朝同所出帆、同日夕方鹿兒嶋へ着船上陸、暫逗留致、二日程陸地罷越、京泊港より乗船長崎へ差送りに相成、當九月晦日長崎港着船仕ひ、一、萬次郎儀、外國逗留中、稼溜ひ銀錢を以、所々にて調物致しは、全不自由無之ために御座し得ども、懷砲、焰硝、ピスーン或は袂時計買取ひ次第御尋受、懷砲等買受所持致し儀は、一體アメリカ州に不限、外國の習ひにて、殊にカリホルニヤ等へ参りしものは、其身の用心として、買取所持致、賊其外不時の災難身命に及ひ節、俱に命を損じし身之用心に有之國風之由、人に寄三四挺も所持の者有之、玉藥鉛小玉も同斷添ひ物に付、ハアヘイブンにて買取ひ儀にて、袂時計の儀は日本へ歸國の念發し、私日本土州出生の所坏にて所持致し者覺不、珍敷品に付持参り爲見度、且又船中便利の品も有之、ヌベットホル杯にては子供迄も所持致し間、私ヲアホへ乗合の内商ひ船方の者より買取ひ儀に御座し、右之通申上ひ處、外國逗留中邪宗門等學ひ儀は無之哉、若右體之儀有之は、有體可申上旨、再應御吟味御座し、

此段私共、外國逗留中邪宗門等學ひ儀は勿論、右體の儀勸られ儀無之、如何と心付し儀も毛頭無御座し、若隱置外より相顯しは、如何様の御咎も可被仰付し、

一、私共武器類積無之哉、且金銀錢所持致し哉、彼國逗留中商買ケ間敷儀不致し哉、委細可申

上旨、是又御吟味に御座り、

此段國元出船之節、武具類積乗不々、金銀錢持乗不々、且逗留中賃錢として賃請ひ賃錢にて食物調給外、商買ケ間敷儀決して不仕り、

一、往來 切手札守等所持致り哉御吟味御座り、

此段、國元出船之節、漁師之儀に付何れの浦々へ罷越ひても差支無之様、漁業として罷出、五人乗之趣認め切手、庄屋より傳藏へ申請所持致り處、破船之節流失致、且札守等持乗不々

一、金銀衣類等貰ひ哉、御吟味御座り、

此段金銀衣類其外等、賁物之分は別紙申上り通り持歸り、御取上に相成り、右之通少も相違不申上り以上、

嘉永四亥年十一月十八日

筆之丞事傳藏爪印

五右衛門爪印

萬次郎爪印

オアホに居殘り者、並に相果り者名前書付、

オアホに居殘り者、

土佐國高岡郡宇佐浦

虎右衛門當亥三十七歳

同所にて相果り者、

同國傳藏弟

十

助當午二十一歳

右の通御座り以上、

亥十一月

校訂者曰、萬次郎漂流一件書類は、年代の新らしきだけ、類本頗る多し、本篇と大同小異に過ぎざれば、収刊せず、又此談奇中、各地の風土習俗の類の記事、また省きぬ、又曰、左の履歷書は、天下一本の珍書なれば、因にまかせこ、に附録す、

中濱萬次郎歸朝後履歷書

一、嘉永六年十一月六日、新規御抱入御普請役格となる。但し高貳拾俵貳人扶持、

一、同年十一月廿二日、航海測量造船等の御用を以て、代官江川太郎左衛門手附となる、

一、安政年間御軍艦操練所教示方を命せらる、

一、安政六末年二月鯨漁御用を命せらる、

捕鯨事業を起すは海員をして航海測量練習の爲め、直接の實利あるを以て、數々幕府に建議して、之を開始せんとせしが、此年を以て遂に之を決行することとなり、江川太郎左衛門御

鐵砲方手附望月大象、同甲斐直次郎の二氏と共に之を拜命し、曩に露西亞より獻納せし「ス

クナル」船に、必要の修繕を加へて、之れに充て、君澤形壹番御船と命名し、鯨獵に必用なる器械端艇等の準備を爲し、安政六未年三月品川を出帆し、先づ小笠原島近海に向け航行しけるが一日、當時の航海圖に記載なき一小島に泊し、(小笠原群島中)たるに、偶々大小數多の魚類群をなすを見て、水夫等各々釣を垂れ多く漁得し、本船内にて料理し皆々美味を賞翫したり、然るに其夜東風吹起り、漸く暴風となり、船體を動搖すること甚しく、大波激浪甲板を洗ひ、船體轉覆せんとすること數回、船員茲に必死を極め、桁船帆等を船舷に附着せしめ、之を海面に浮ばせて轉覆を防ぐ等、百方防禦の術を施せしに、風力益々激を加へ、今や危機一髪他に施す可き策なきを以て、止を得ず帆柱二本の中一本を切り倒し、辛じふて轉覆を免れたり、然れども端艇を初とし、船中の要具にして流失せしもの甚だ多かりき、翌日風波稍靜穩に復したるに乘じ、假りに桁を柱とし、帆を張り伊豆下田に歸帆して直に此旨を幕府に報告したるに、何の命令もなし、依て日ならず品川に回航したり、

歸府後更に捕鯨のことを繼續するの得策なることを幕府に上申し、此年(安政六年)八月九日更に勸誘書を御軍艦操練所に差し出したり、

一、萬延元年申正月、始て幕府より使節を米國に派遣す、軍艦奉行木村攝津守、小栗豊後守、勝麟太郎等と共に同月十八日、島津氏獻する所の汽船感應丸に乗り、神奈川を發したり、同

年歸朝の途、布哇島に寄港し、別後九年にして舊知己なる人々に面會せり、此年五月六日を以て歸朝す、此際寫眞器械裁縫器を購ひ來り、此器を以て物象を寫し、衣服を裁縫して漸く其術を諸人に示せり、我寫眞術傳來の最も早き一ならん、

一、同年八月廿五日、御軍艦操練所敎示方出役免せらる、

一、同年亞米利加罷越骨折に付き、銀五十枚時服二御褒美として下され、又亞米利加へ御軍艦被差遣候儀は、御用初以來初めての義に候處、數千里の航海無滯御用相勤、格別骨折候に付き別に御褒美として銀三十枚被下、

一、文久二戌年十二月、壹番丸(帆船)船長となり、更に捕鯨の爲め品川を出船す、時に同年十二月廿六日(千八百六十三年二月十三日)なりき、廿九日浦賀を發し、端艇二艘を製造せんとして兵庫を志し航行せしが、三年亥正月二日紀州沖に至る頃、北西の風吹き起り遂に激烈の暴風となり、船は進退の自由を失ひ、同月四日に至る迄、只海中に漂ふのみにして今や兵庫に航すること能はざるを以て、風向に従ひ小笠原島に向ふ、同月九日午前六時小笠原島の父島を見、同日正午二見港に入り投錨す、此處に於て内地より本船に搭載し來れる材料を以て、端艇二艘を製造に着手したり、其内追々鯨獵の時期となり、端艇も出來上たるを以て、鯨獵並に航船運用傳習したとして、本島詰合より依頼したる林浪權之丞、林和一郎(後林和

一の兩人を乗船せしめ、又同島に居住し居たる外國の水夫六人を僱ひ、三月十七日同港出帆し、數日の後同嶋近海にて眞兒鯨二尾を獵し、尙進んで捕鯨せんとするに、薪水に缺乏を來したるを以て、一たび小笠原島に歸航せんとて、同島に近きしに、偶々風力衰へ風となりたれば、止を得ず兄島に淀泊したり、時に同年四月十九日なり、然るに茲に珍事こそ起りたれ、兼て僱ひ入れたる水夫キルエム、シミスマスなるもの、許可を得ず無斷にて上陸し、其夜歸船せず、翌朝に至り、同島大村在住のジョージなるものを伴ひ、端艇にて本船に歸り來り將に本船に乗り移らんとする際、ジョージは誤りて己れが持たる短銃を船中に取り落たれば同端艇に乗り居たるジョントは之を取り上げ檢するに、彈丸を填裝したりとて通知せり、依て松浪、林の二氏をして端艇を檢せしめ、短銃を受取り、船長室に於て更に之を檢せしに、彈丸填裝の事實なることを認めたり、依て密に乗組員に不穩の情あることを告げ、捕縛の準備を爲さしめ、短銃は船長の手許に置き、右ジョージ、を招きたり、同人室内に入るや平生の撻撻をなしたるに、直に暴言を吐露し、シミスが借金の抵當に差出し置きたる物品を返すべしと迫りたれば、其不當なることを論じ、且つ短銃を示せしに、己の所有品なれば、返せと申出たれば、何の要ありて彈丸を裝したる短銃を懷にして來りたるやを責め、益々取調の歩を進めたるに、遂にシミスが預け置きたる物品を奪ひ取らんが爲めに來り、若し妨

ぐものあらば此凶器を以て脅迫又は殺傷して、其目的を達せんと陰謀たること明白となりたれば直に手鎖を掛け、次にシミスマをも召寄せ、同様の手鎖を施したり、此日、此港出帆、即日二見港へ入港、扇ヶ浦御役所へ犯人を召連れ、詰合評議の上入牢申付け、又同島在住の外國人十三人を招き取調たるに、ジョージは老年なれども、從來種々不良の所行ありて、今回の事たる全く海賊の所業なることを述べ、十三人連署の証明書を差出されたり、其寫左の如し、

於小笠原島千八百六十三年の第六月十日

壹番九船長中濱萬二郎、父島在留の者共は申聞きに、ジョージホーツレ並にリヤムスマスの兩人を、日本に連行しても異存無之哉の旨等有之候處、私共一同承諾し、殊に右兩人の者共、日本壹番九に對し、海賊の所業相働き義、相違無之、依て私共記名するものとす、又前記スマスは一番九被雇中、種々物品を竊取したることも明白となり、外國人連署左の証明書を差し出さしめたり、

於小笠原島千八百六十三年第六月十日、

下に記する連署の者共より、提出する本書は、日本人に捕はれしキリアムスマス一番九に乗組中、洋中に於て諸品を盜取候義、相違無之、其諸品は左に記し、私共茲に連署仕候、

ゼームス、スミス
フリッツ、エイチ、ボーピン
ジョン、ウキリエム
ベンジソン、モノキン

右二人の悪漢なるは、他外國居留民の熟知する所にして、彼等の忌嫌する所となり、只管本島を退出せしめんことを望みたるなり、依て本船を以て江戸に護送すること、せり、又小等原島詰合より依頼により、本船に雇入れたる南亞米利加人ヘレップ、亞米利加漁獵船より逃亡して本島に上りたる外國水夫三名、病を以て魯船より本島に上陸したるもの二人合せて六名、其他本邦出稼人七名も、同様便乗を出願したれば、之を聞届、五月朔日同港解纜、同九日浦賀に入港して、其頭末を江戸表に上申したり、犯罪人は領事に於て取調の上相當の處分を爲したり、

- 一、元治元年十月十三日松平修理太夫(薩摩の國主)より出願に付き、軍艦運用方教示の爲め、三ヶ月間御貸渡し聞届けられ、次で鹿兒島に趣き、軍艦運用航海術并に英語の教授を爲す、
- 一、慶應三年十二月薩摩より歸府、
- 一、明治元年頃、高知藩に召出され、新地百石を賜はる、
- 一、明治元年開成學校中博士に任せらる、翌年病氣に付き辭任、
- 一、明治三年九月、大山巖林有造共七人と共に、普佛交戦に付き、實地取調の爲め歐州に出張

を命せらる、

途中病を發し、英京倫敦に滞在、翌年歸朝、其途次、往年小笠原島に於て救命を受けたるジョン・ポランド號の船長ナイトヒールド氏を、其郷里マサチユセツのヘアヘンズンに訪ひ、同氏并に其家族等に而會し、又布哇にも立寄れり、

- 一、明治五年の頃大患に罹りてより以來、専ら療養を事とす、
- 一、明治三十一年十一月十二日、卒中を以て死去す、谷中佛心寺にて佛葬す、享年七十二才英良院壽道日義居士、

校訂者曰、萬次郎の年齢は、漂客談奇の類の文書にある所は、誤れり、明治三十一年に享年七十二歳にて歿したるは、實に中濱氏より聞ける正確のことなれば、それより推算して正すべきものなり、

漂客談奇終

紀州船米國漂流記

日高郡遠浦庄泉吉手船、九百五十石積天壽丸虎吉船十三人乗、去る嘉永西十月有田郡にて蜜柑を積入れ出帆、同月十二日浦賀着、同廿三日江戸出帆、豆州下田着、翌日子浦入津、此處にて數日滯船、諸用辨、翌戊正月六日子浦を開帆、洋中におゐて正月九日俄に逆風發り、大浪に揉立られ、忽ち楫を碎き、既に溺死すべき形状なれば、無據上荷を刎捨、命限りに働け共、終日大山も崩る、如きの大浪、危難凌兼、心中各云合す事無、天神地祇に祈誓をこめ、御關に任せ、帆柱を切捨、帆を取上、左右の浪除とし、荒らの大海に五日五夜の間、浮つ沈つ漂ふ中、八丈島へ兩度迄一里計りに流れ寄しが、楫櫂の類なければ詮方無、頻に物を揚て助船を乞けれ共、暴風東西に揉み合、海面晝夜透間無、逆浪天を洗ふが如く凄敷有様ゆへ、地方にも施すべき方便も無之にや、只煙を上る計に有之見る内、豎横に吹しきる大浪風に吹流され、少しの間八丈島を見失ひ、腸をたつ計に思へども其無甲斐、一向方位を分す浪風に任せ、數日の間東北へ而已漂流れ、二月末方には、糧米及飲水に盡、殘の干鰯杯食料にして、水を絶事一晝夜に及事も有之、其後は折々天水にて、漸に渴を凌ぎ、何所を當て途なしに、渺茫たる海上を流

れ次第に、其所はかどなく浪の間に漂ひしが、方角も不辨、何國の洋とも不知して、終に三月十三日、異國の船に助けられ、漂客十三人、必死を遁れ、初て安堵の思ひをなし、嬉しさ云んかたなかりしとぞ、爰迄の間、毎日飢渴を忍んで、晝夜相替り浪水を汲出し、艱難辛苦の中にも、船中水に渴へて、銘々、露を請て咽を潤さんと、夕暮より茶碗或は皿杯を、思ひくぐに櫓の上に廣げて、夜露を受置しに、一人夜半前に、密に皿碗の露を飲ほし、跡に潮を露の如く一杯づ、數碗え入れ置、空寐をして居たりしに、暫して又一人忍んで、皿碗の露を一つに寫して、一口に喫せしに、潮なれば忽に吐逆不絶、憤怒し器を擲んで海へ投込み、獨りの者の風情、先の一人は何共言れず、笑を忍んで腸もちぎる計りをかしくこの話し、亦異國船に出合し初め、黒人カイノ口より、黒牛の如き面をぬつと差出し時、肝を消したる事、又大船に乗り移りし時は、何國の船とも知らず、萬に付憂てのみ居しに、漂泊人の眼前にて、船中に數十疋繋ぎありし獅子の如き者を引出し、刺殺し喰形狀を見て、一身戰慄し、畏敷事針の筵に座する心地なりしが、退て思案するに彼等我漂船荷物に障らず、聊物を取ざりし動靜を思へば、賊船には有間敷い、此船に繋たるものは、獅子にあらず豕なり杯、各評議して、稍胸落付、少し安心したりしとの始終、又乗船初め、二三日か程は食事少しづ、ならでは不喰い故、空腹の儘、船子を譏りほざき、空鍋空鉢をた、きて、食事を乞求めども、興へずして、後四日日程よりは、腹一

盃に存分に可喰とて、仕方にて勸め呉れと言事、又漂客船中に米有事を搜索て取出し、是を焚て吳よと手真似して乞しに、船司横黙頭して、米を喰ては目を煩ひ、足腫れて、日本へ歸る事不叶、矢張り肉食して、無事に故郷に歸るべしと、懇に仕方にて諭し吳たりとの話、又異國船の者ども、漂人の内吉松左藏は若年故にや、養子に惜しかりけれ共何分共兩人故郷に歸る心切なるゆへ求に應せざりしかば、渠兎角賺し欺き、兩人をアメリカ本國えつれ歸らんとせし舉動なりし故、兩人や合、謀て元船をぬけ出て、便船へ乗移りし話を初めとして、其外九二年之間、驚濤を凌ぎ、數千里外の絶域に至り、親しく其實を見、亦遙に護送を得て歸朝せし迄の話、數條御座得共、至て愚の私事に得ば、耳には聞ながら色々混雜して其事情を詳にする事不能、爾も文續前後して彼是疎漏なる事、兼て御案内之通旨筆無識の止事不得事所に御座候て、實に裘を隔て痒搔が如き事のみ多存ひ、勿論驚劣不文なる識にて耳目に知らざる所の異説を聞書せし事なれば、聞違書違誤りも亦多端と存ひ、然れども聊以蛇足を添儀は曾て無御座ひ、只漂客説處、其情實の違はざる様とのみ愚文に認め儀に御座得ば、必怪しみ給ふ事無し、貴覽願ふ者なり、

右助け船は、北亞墨利加州ヌヘクシといふ國の鯨船にて、凡船二千石積位の漁船にて、人數三十一人乗組有之、

船人等皆殘切髮にて、面色白く、眼青く、身之丈六尺有餘にて、筒袖之衣服、言語不通故、何國の人たる事不辨居たりしが、魯西亞沖にて、アメリカ人に助けられしと言事、後に知れぬ由、船之名ヘノニラ船長の名をクラツカと言由、此國人色白く眼黒きを上品とする由、右船に乗込處、早速十三人之者え、麥の焼餅一づ、配當致し、稍有て船司圖説を披き見て、何方より参りしと問様子なれども漂客其圖説不分明故、浦賀の切手を見せし處、加比丹不分明様子にて針を出し何れの方角なるやと問體なれども、其譯漂客不知ひ故、此方之針を出して見せけるに是又彼方に不分、互に言語不通難儀なりしが、日本人と言事を推察せしにや、日本之圖を出して、指先にて圖の内を押、伊豆肥前土佐薩摩と、國々の名を、日本の語にて呼出し内に紀と聲有し時に、則其紀伊なりと答ければ、早速合點致し、此紀伊より、江戸都府迄、海上三日半路なりと申せし由、此船司温厚篤實之人にて始終撫育哀憐不淺といふ、互に言語不通、何事も仕方にて問、手真似して答、兎角して日を経るに隨ひ、後には自然と少しの事は互に分りぬ由、其アメリカ人語、漂人聞覺之内一二を記、

- 日本をジャボンチ
- 魯西亞
- 阿蘭陀を
- 唐をチャイチ
- 暎啞利亞をイギラン
- 椰子をコクナリ
- 麥粉餅パン
- 佛朗西を
- 亞墨利加をメレケン
- フランシ
- 儼坊主をセル
- 鯨をホエラ

雪をシノ○雨をレン○鯨の油をアエラ○豕の油をヌラン○風をウイス○男をメン○女をオーマ
ン○氷の山をアイヌ○清僧をヒシヨク○近日と言事をバンハエ○器物に物の満たるをホール○
様と云ふ事をミシチ、様と云事を人之名之上え付呼ふ皇朝と上下之違ひなり、

○最初助けられし船をヘノニラ○船主名をクラツカ○八人分れて乗る船をモリコ○三人乗移り
此船をカバ○後に唐土え渡り船之名をコツヘー此船之名は、太平幸福を表したる事の様に相聞
カハ由○カピタンをキャプテン亦キャフン共カハ由漂流人船長をカピタンくさハ是は長と
も頭とも言事の由御座ハ(原注、亞墨利加人、漂人之名前尋問せし故、面々虎吉、市楠、吉松、
左藏、菊松、某と、一々に名乗りければ、船子ども、其名可笑がり、手を叩て笑ひしとぞ、是
互の事にて、此方にもほり名を可笑思ふるなり、漂人之内、大體日本の地を離れたれば、余は
皆唐土と心得居し故、初めの程は、彼圖説を見ても、恍惚として不分ざりしが、漸々方位を見
聞て、數多之國々在て、諸大洲國土列居する事をほのく知りたりと云、食事は不斷牛豕之
肉食、日々三度づ、なり、間にはパンを茶に漬て喰、(牛は鹽漬を水にて洗ひ、蒸して喰、油揚
にして喰、豕は生るを刺殺し、料理蒸もし焚もし、油揚にもする由、油は皆豕の油を用ひ、茶
は焙せずして用るにや、青くさく味ハ悪しと云、燃し火は、鯨の油を以て燃す、燈心は布のき
れなり)、

アメリカ麥無、唐土より渡り由、○稀には米飯少し計り柔に焚て、其上麥の粉と砂糖を入て
煉て喰、都て彼國之風習にて、食物は一向惡敷、常に肉食三度共、牛豕を食し、我國に比すれば
下國と相見由、全體彼國之人は、一同少食之由、味噌醬油無之、砂糖蜜等は澤山にて、不斷
煮焚に用ひ、鯨は海中にて皮を剥き、直に船中の大釜にて其皮を焚て、油を取計りにて、身は
其儘海中え投入流し故、漂人等、何故油計取りて、身は捨ひやと尋ければ、鯨は毒魚なる故
不喰とハ由、四月上旬同じ様の大船來りて訪ひ節、元船の加比丹、右大船之内、船長え何
か談し合、漂人十三人之内八人を右大船へ移し、(此人は魯西亞國え上陸由にて、今に歸らず)
元船には虎吉、市楠、左藏、菊松都合五人に成、無程亦船來りし時、三人を遣し、(此三人も、
氷山堆き處迄至りし由、愚未だ此三人に出會せざれば、其來歴を不知、此船には、船主の妻子
も乗組有之由、此外にも夫婦乗組たる船ま、ありしと、アメリカの婦人は、禮節和順にして、
しとやか成事感心せし由、人物恰好は、日本の婦人に似て少し小さき方なり、唐土の女よりは
アメリカの婦人遙に品よろしく、姿幽るん成事のよし、)

此度は、元船には吉松虎松兩人残り、船は段々北へくと漁に趣き、七月上旬に氷海に至り、
此處七月なれども、海水凍り其上雪積り高山をなし有之由、此天乘丸之漂人の至りし處、北極
出地九十二度、接近地夜人國、流思の南洋ならず、古德隣堂某言て、ウニカウルは夜國師兒狼德

亞等の地より出るを上品とす、其外之國より出るは下品なり、通大犀を、魚の精と云事蘭の開國一千百十七年に當て初て知ると言)

此氷海氷山之上に、チエと云海獸數多遊び有之、チエーは、馬よりも大きし、此海獸の牙、并マツカ鯨の牙杯、船子共より貰ひ由にて、面々持歸り有之、亦去る嘉永二酉年、我紀州遠浦海え來りし磯坊主も數多有之、(此磯坊主と云は、遠浦人名付の處の名にて、實の名に非ず、右海獸、近頃日本紀州日高郡え來り、春より秋の初め頃迄、川洲に遊んで、折々は堤に上りしに、其姿犬より大きくして、跡足なく、長さ五六寸計、水掻有之、尻之方は鯨の尾の如くなりて、腹白く、脊の毛は灰色にて、異風のもの成故に、名を知者なく、誰云とも無く磯坊主と云なせし海獸之事成由)、又大船位之小氷山、右往左往に流る、所は、船をかわして通抜、段々遠奥え入込節は、寒氣甚敷、虎吉等綿入れ二枚重袷羽織を着て、帽子を被居たりとぞ、此時、夜國人、皮にて造りし船に、男女十人計乘來て、元船へ乗移り、何か交易し、(校訂者曰、カムサツカ東北海なるべし、環海紀聞の條を見るべし)、其人物容貌、脊ひきく裘を着て、頭は殘切にて色黒く、女は兩方、眉の下より八の字形に入墨して、つまらぬ風俗にて、クウくと云騷々敷有之、(此クウくと云事、なんぞ吳と云事の様相に見ゆに)、船子共たはむれて、虎吉を指さし、是は日本の女なりと欺きければ、夜國の男女、日本人の袖の廣く尺長き衣服着たる

を見て、實の女と心得、珍敷物と思ふ體にて、虎吉を取まいて、一向放し不中故、是には殆ど困り、不得止事、翠丸を出して見せければ、漸々致得心、夜國にても細工は相應に致しぬ哉面々木の煙管を持て煙草を呑ゆ由、煙草は亞墨利加人と交易なり、アメリカの婦人は、煙草を喫吸せず、(此煙草は、アメリカの珍製にて、葉を蜜にて堅く煉り、かため、厚さ一寸計、長さ五六寸巾一寸餘りに製したる物の由、アメリカ人は、常々是を喫吸し、又不斷口にもふくみて居るなり、此煙草を噛嚼する事、口中の藥にて、肉食の毒を解すなり、漂人此煙草を船子共より澤山に貰ひ得共、味嚴敷、吃烟しがたかりし故、後に中華に持渡り賣りしに、目方三百目價銀十二匁に賣ゆ由、此制は、唐土にては出來不中と云、其故價高く賞翫するものなり、まして夜國裸島なんぞにては、重寶するよし、最初漂人とも持合有之日本の煙草一玉づ、船子に遣ひ得共、格別不歡、後に唐土に渡海之砌、右之刻煙草を贖として、船子共一同より戻し呉ゆよし)

此洋中にて鯨を突止めたりし時、折節氷山流來ゆ得ば、氷山の下え鯨を沈せ、引出す事不叶、魚鯨を一切捨逃しよし、猶奥の方へ進行し時頃は、七月十五日暮六時に、早月一反計も昇し故不思議に思ひ居る内、月隠れ、彌不審に思ひ、月の大さ及明朗なる事は、日本にさして不變夜は至て短く、日本の半夜位と覺、日も格別永き様にも不覺、此處は霧靄深くして、白晝も薄

くらく、又夜中迎も、さのみ不暗、闇の夜と云時も、日本の暮六つ時位の事にて、燃火を點するに不及、提灯不用國之様相見ゆよし、此洋中も魯西亞の所領と云、七月下旬漁交易等も相仕舞是より歸路に趣、此處より洋中南へ走る事凡三十五七日にして、北亞墨利加洲の屬島ハフウと云所へ九月四日着岸、此處より海上六ヶ月走て、アメリカ本邦へ至ると聞ゆ計、漂人未アメリカ本邦へは行ざりしと云、南止帯より北海へ渡りたると言、廣大のアメリカへ行ざりし事、無事に歸朝の上の欲には、少殘念なりと此島回り六十里不過孤島、溫熱の地にて、冬氣無雨、百日に一度位ならでは不降、晴天計の熱國なりと、萬次郎やゆ、此萬次郎事は末に委く有り、此島五十年前迄は、人不通僻遠の幽島にて、尊卑の隔なく、溫熱無冬の地なれば、島人一同赤裸にて禽獸にひとしき故、人死すれば男女是を喰ひ、親子の分ち無き戎國なりしを、五十年前アメリカ人初て爰に渡り、此島を開拓して屬國とせしよし、夫より此處に小城を築て尊長を置尊卑品を定め、土人に家造らさせて、耕作の諸道具を與へ、撫諭教導して、風俗言語の悪敷を改め、法令を立、算數を教、書法を學せ、交易の利をして國を富してより、其德澤になつぎ、心服せしと言、此に接近の續島あり、ワフウワヒモ マラカイの三小島なり、此四島の内、ワフウは地形勝れたれば、都府と定め、總名ワフウと云よし、此都府(校者曰、今のハワイ國にて都府は、ホノル、と云ふ、此國に、日本の出稼人、凡五萬に出づ、)本邦より數商店を出し、又縣吏

の役所之有、通商を管領する、此藩鎮年限に交代すると云、其外唐土暎咭利等の諸外國よりも此處に商館を設て、諸産物を交易する由、船一艘の荷を、船より船の賣買にて、小商無之、皆巨商と言、此島アメリカ掌握の以來、人の屍を食事禁制の由なれども、未密々には、嚴禁を犯し食者も有之にや、或時吉松途中にて、黄昏時、島の女人、頭を抱へ忍びやかに行しを見て、昔よりの染習除き難き事やと思ひて、心地あしくありしとなり、扱又此島、年中一季にて、日本七月八月の季候にて、衣服は單物より外にいらす、男女衣服はアメリカの出張の商店にて賣と言、夫故、風俗アメリカ人に變らざれば、男女色黒、女は猶更、目ざし面色一體の容貌、アメリカの婦人とは格別の違ひにて、甚賤しげ成姿、齒艶なる者無、不束にしてしつこく、本邦の女とは大違成と言、アメリカ仕立の女の衣服は、筒袖にて襦袢の如く仕立、鯨のひれにて張りを入たるものなり、是を着て胸元をこはせにて、合、まぢ無幅廣き袴の如き物をはいて、腹にて細帯を以て堅くしめ、都て體の細きを上品とするならはし故、胸元より腹迄をしかとめる事なりとぞ、袴は是と差かへて、無性に廣く仕立たるもの、由、足には履をはき、大小便の時は袴を操り上げ、腰掛にて兩用ともに辨るご見へほどの事なり、島人は、常服は袴木綿にて、はれ着には縋子括着たるも見かけゆ山、袴をチウセス襦袢をコロウスと云、男女とも頭は殘切、男は總身に入墨有之、縣吏役所より折々監察島中を巡覽して、若産行を廢する哉、又赤裸に成ゆ

女杯見付る時は、折檻を加ふる由、島人は是を恐れて、業を勵み、衣服を不放と言ふ、漂人此島にて、凡日數四十日餘り滯留中、女の裸の體を不見となり、島人女をワヒ子と云、島主の居處、茅葺にて十間四方位のよし、門番の歩卒、鐵炮を携え有之由、此火器も、本邦アメリカより與へしものなりとぞ、

一島人の内には、竈鍋釜の類一切無之、年中暖かなる物を飲食する事無、常食には芋糊をなめて、水を呑迄なり、魚類は鮮にて先腸を吸、扱身肉を喰と云、元來僻境の貧地故、女は娘妻女に不限、差たる手業もせず、徒らに暮らして、八ツ時頃より殘切髪を櫛り、(此髪のごき分様に男女差別有之云)辻君細嫁に出て、面々異國人等に身を賣て渡世の足しとす、亭主漂人異國人等來るを見れば、娘妻に託して自分は出行なり、家内には戸障子の隔て無き故、木綿の蚊帳を釣詰にして間の隔ての閨房なり、蓆は羅紗の織り具、又はもんばの様成物の至て幅廣なる物の由、漂人等此島に滯留中、萬次郎等に誘引なはれ、折々通ひし由、島女きぬぐの睦言に、深切らしき事を語り明しけれども、元より言語不通なれば、褒るのかこなすのか一向に分らず、何を何と言事か、可笑して聞留ざりしとぞ、土地作物は○甘蔗(太く大きし、土人製法する事を知らず、生にて賣よし)里芋、西瓜、年中不絶有、菜菔(丸太く短し、日本の鼠大根のことし)胡蘿、色黄なり、小豆、小角豆、瓢箪(丸し、大き廻り六尺内外七尺以上なるも有)此売を用、

二つ割、櫃にも其外盟にも、諸色の入物などに皆此売を用、蓋もともぶたなり、島人は櫃盟をひとつに用ひて、不潔を不知と云、○油は魚油なり、諸館皆是を用、土人の内には、行燈なし、夜分も火をともしさすくらがりにて居る、

蜜柑、柚、柑子、(此外にも、數品可有之なれども見聞せず)

竹不生(桶の輪に鐵を用ゆ)絹布不産、皆他國より來り、米麥不産、年中の常食里芋なり、(此他米麥不産の地故、五穀を租税に出す事無之、多分芋を納も有と云)

島主は痴漢にて、何事も應接する事無之、萬事アメリカ役所にて裁判する由、年貢もアメリカ縣吏より取立て、島主に宛行といふ、

馬は土地に澤山有之ども、不喰、牛豕は諸館に養ひ、子を育ると云、諸館にて毎日牛を屠る事、日に十八疋づ、なれ共、上食にて價貴く、島人共牛豕を常に喰事不能と言、諸館には萬備ざるものなし、歌舞吹彈琴の音も聞るよし、(ヲ、ルコルの大きき一問位の大器にて奇々怪々の妙音美音有と云、船中に翫ぶヲルコルは二尺位の由、洋中にて時化、或は難風の日は、櫓を操さげ、船の上は廻りをべ切、内には燈火照して、鼓ヲルコルの二曲を鳴らし、樂府を唱へ、終日酒ゑんして歡樂するよし、山の如くの大濤、船の上を打越して、内へは少しも洩入事なく、難風如何程烈敷吹發りても、聊恐る、色なく、却て時化難風の日は、船中の肩休めにて樂なりと言、

漂人等携へ有之歌三味線、并太鼓、外に膳碗も二十人前づ、有しを、船子共え遣しぬ處、アメリカ人大に悦び、中にも膳碗の塗物を甚だ賞美せしとなり、彼國にはうるしを用る事巧みならずや、又はうるし無や、日本製の塗物を珠玉の如く珍重する様子に見へぬ、又ある難風の日、船中徒然のま、吉松船子共と相撲を取りたりし時、黒人は天窓に頗る力有、腕先も強して中々勝事不能、アメリカ人とは互角のよし、亦唐土にて唐人と取ひ時、何れも甚よはく、一人も手に立者なしとぞ、鴉片煙草流行故、皆弱きとの事なり、亦此島小島なる故にや、渾天璣の兩説にも、外の圖説にも見へず、極て小島なる故洩れたる成るべし、此ワフウにて菊松市楠左藏の三人に出合、都合五人に成、爰にて前別れたる八人を待合居る内、以前の大船來りしかと、托せし八人のものも見へざる故、各驚胸衝き、其仔細を詰問せしに、右の八人者、魯西亞國に上陸致し、彼國縣吏人に託して、フロシヤ人右八人を日本へ護可送との約束したりしとなり、則魯西亞役人より、日本人八人を預りの書付、并彼國人よりつ、がなく日本へ送届べくと言契約の證文を持參せり、此書も元船のクラツカ所持す、残りの五人、此孤島に滞留中、船子どもが勧めに隨ひ、日中には地方に上陸致し遊び、夜分は元船へ歸り寐る、最初に此島へ上陸せし時、壯年の異人壹人、海邊に在之、漂人を見付、各には日本人ならずやと聲をかけし故、如何にも我等は日本なり、其計日本の語能通辨せらる、はいかなる人ぞと尋

ければ、予は日本高岡の者なり、各達は此處へ來しうへは、最早日本へ歸る事は成る間敷ぞと申せし故、漂人色を失ひ當惑せしが、何故歸朝不叶哉と尋ければ、我等は十二ヶ年以前に此處に漂着して、未だ歸る事不能なり、此壹儀にて可察、併此里に、古老の日本人三人在之、行て萬事尋得との事なりし故、直様壯年に隨ひ、其宿所に至り見れば、居家内は漸ひざを入る、計りの小家にて狭き家故表の芝に藎を敷各圓居して始終を聞に右四人は、日本土佐の國高岡郡中の濱と言所漁師にて、傳藏五右衛門虎右衛門萬次郎此四人なり、右の内、萬次郎儀は漂流せし時漸十一歳にて、幼少なれども生質才智有者故、異國船の加比丹甚だ是を愛し、自身の子になすべき積りにて、アメリカ本邦え連行、五六年の間學文させしに、頗聰明にて、讀書は元より萬にさとき者なりしが、心底の宜からざる者なりとて、加比丹に見捨られ、再び此ワフウへ歸り、桶職を習ひて、當時此孤島にて桶屋を業として居よし、右の四人は、十二ヶ年以前に、釣船にて漂流し、何處かは不知、一ツの無人島へ漂着し、此無人島兼て熊野の沖に有噂に聞及たる鳥島かと覺へひよし、五六ヶ月の間、飯米なく、煮物を喰事不叶、魚を釣て喰ひ、諸鳥を叩落して干物にして是を喰ひ、漸餓を凌ぎ、助け船を天地に祈りて待内に、日數凡百五六十日目に、異國船來りか、りし故、助命を乞て一同(此異國船後にアメリカ船と知れよし)夫より此孤島に來りしが、その後は古郷へ歸るべき方便をば知らず、此我國にて奴僕の如く役せられ、

辛苦して暮らす内、一人死亡し、残る所我等四人なり、先年便りを得て、日本の地方迄送り貰ひ、ある小島に至り、是は日本所領の島なりとておろし呉ひ故、上り見れば、草履草鞋の古切、彼方此方に見へたれども、人家無故、無據再度異國に戻り、漸く爰迄歸りしなり、最早我々は日本へ歸る事不成と思ひ定め、此島永住の心に決し、妻を娶て如此の仕合、近頃此處に、熊野の住人善助と云人、兵庫の船主等と四人連にて來りしが、暫して唐土へ渡、其後亦江戸の人とて、立派なる人物三人來り、是も無程唐土へ渡りたり、此客、我々え遺言して、譬我等唐土へ渡り得ても、若日本へ歸る事叶はぬ時は、再度爰に來りて共持せんと約せしが、其後今日迄、其人々の音信を不聞、最早日本へ歸りし事か、如何と存居る事なり、我々は無筆の者故、外の者之如く扱はれず、誰あつて取上呉る人も無く、口惜き事なり、五右衛門は諸館薪水の勞役を勤、虎右衛門傳藏は農夫となり、万治郎は諸館或は船手へ雇れ、一日に日雇料銀錢三文（此銀錢一文は、日本の銀一匁位の割合に當る）貰ひ、桶職を業として、朝夕身を安んずる程の事無苦勞して、生涯を終るべき我々なり、其元は歸朝致度存念あらば、何吳我を助けられし船司へ打入て、ひたすら頼み候得、左候は、品に寄萬に一つ歸朝の期も可有之か、偏滯固執の嶋人は頼むに不足、嶋主逆も道理を辨たる人ならねば、何を欲とも承引く人にあらずと、始終を具に聞取り、漂人等尋て、其許等は故郷へ可歸方便不知と云事如何、此處より、何卒便りを得

て、以前の兩客の如く、支那へ渡りたらば、かの國より年々兩度、我が日本へ通商有、和蘭陀よりも通商の渡海有、既に熊野の善助等、唐船に送られ、先年無事に歸朝仕たり、其許等も唐土和蘭陀日本へ通商の渡海ある事を不知哉と申ければ、彼者ども、手を打て、左様の儀有事をば、我々は無筆文旨の者なれば、夢にも不知と答、漂人又尋て、此嶋は如何成處ぞと申ければ、土佐人答て、此處は隨分宜敷地なり、年中じゆばん壹枚あれば、外に衣服はいらず、食物も我國と格別劣りたる事なしと言故、漂人等怪み思ひて、此僻嶋の貧地、我日本にさして變りなしとは如何成事に候哉と、其許等、故郷にても如此芋斗り食ていたる哉、誠に悲敷人々なり、今日我人の見る處、我が日本と此ワフウと、日を同して語るべき國にあらず、我神國の威名強盛成る事、世界第一にして、五穀豐饒武備武藝の精練、諸製作の良好、中々諸外國の可及所にあらず、異國萬邦我國家の神威を仰慕ひ、禮を厚して毎度通商を乞に至る、此一條にても、萬國に秀出し事を知るべし、我等常に及聞、世界の内、其容る處の千百に下らず、其内帝號を稱るは、わずかに七ヶ國に不過と聞、日本は其第一に在て、實に萬邦に冠たり、三都はケ様く、我紀州はケ様の地にて、我等未だ此僻嶋の如き不自由なる處を見聞もせざる所なりと申論しければ、初て曉り、我等片田舎に生れて外を不知、我里に在て都有事を知らず、明暮海中に有て釣船業として、朝夕他を見る暇なく、幼少よりいろはの假名手本一つ不習、一字不知の明盲ら

にて、我等國豊饒なる事を分曉せず、今迄歸朝の道有る事も曉らず、うかりとして徒に暮せし事は遺恨なりとて、故郷を慕ひ、歸國の心を發しけるこそ、各説諸終てそこを辭し、元船へ歸り、加比丹に歸朝の事を一向頼ければ、船司クラツカ許諾して、我がヘノニラ丸はバンパエの内本邦ヌヘーンえ歸帆成せ共、モリユコッペーカハなんと、近々支那えわたらんとす、其外コウチ○イキラン船左右に有、我キヤブテンの良人を鑑定して、護送を頼託すべし、何分チャイ子迄行たらば、チャホン子え歸朝は心易き間、心靜に便船を待べしとの事故、少し安堵しても半信半疑ながら、クラツカを杖柱と頼て、便宜を爰に待居たりしとぞ、翌日より、日々上陸して遠近を遊覽せしに、此土地沼田多く、是え里芋を一面に作り、年中の食料に宛、嶋人此芋を「テタ」と云、芋は根を取て、蔓を沼えさし置は、自然と根芋を生す、是を又取又植る、年中不絶在之よし、嶋の内には竈釜鍋無之故、外芝原え大成る穴を掘り、其中へ火を焚、右の火に成たる時、青草を其中に敷、芋を入れ、上を又草にて覆ひ、蒸焼にして、程能き頃上より水をそ、ぎて芋を出し、水にて洗ひ、皮を去り、能摺り潰して、水にて糊の如くねり延し、大體五六日の食料だけを一度に、家内の分限に應じ製し、大成る瓢箪へ入れ置、四五日過て、酸味を生する、是を度として食す、食事の時は、大瓢の側に、男女老少坐して、糊の如きを匕器椀を不用、直に指三本へ付て啜る、嘗ては漬々ては嘗、間に水を喫して、菜もなく茶も無、芋ばかりを吸食なり、漂人等此側にて、食する體をながめ居たりければ、女はさすが耻敷や有けん、三本へ付くる指先を二本にしてなめ、二本を登本として口をすぼめて啜る風情、可笑かりしとの事なり、嶋人の内、大病人有時は、商館にて土瓶の破損物などを貰ひ、聊米を調へ煎じ飲と云、大病人の外は米を喰事なし、惣じてアメリカ人連も、米を喰すれば頭痛眼痛足腫候よしにて、一同米を喰事なし、此島アメリカ人、昔し年來初て取締り附候後より、段々人物土地開け候由なれども、未だ此地に年號も曆も無、島人我年をさへ知らず、島主を除き、其外は貴賤の差別も無、皆平等の農夫にて、殊に女は犬と寢席を同し、犬に乳を吞せ、或は犬の蚤を自ら口にて啣潰し扱して、畜生の隔てさへ知らぬ風習、又島長と云者も、暴強無情の痴漢にて、人を愛る事を不知、異國遠境の咄しも、珍敷と聞心もなく、漂人有りても撫育の哀憐の志もなく捨置、無我無情の者なり、扱此處に滞留する事凡四十日斗りにして、其十月十一日、唐土へ渡海の便船を得て、元船クラツカより種々應接在て、漂人五人長々助命の恩を謝し、荷物取認め、元船を辭して便船に乗移る、(此節クラツカは、漂人所持の道具不殘出し呉れ、且膳椀三味線等迄戻し呉候得共、漂客押返し、三味線膳椀等は、船へ謝し禮として遣し候よし)

此便船も、アメリカ本邦の船にて、名をコツヘンと云、此時土佐の人等も、便船を色々頼候得共、便船司承引なければ不及是非、互に名殘を惜みながら、泣々離別の情を述て、船歌諸とも

滿帆の風に任せて、南に向ひ、漁りて數日走りて十二月に裡島へ船をかける、(ハフウを開帆して支那へ至る迄の間に、鯨十疋突留候由、此便船の様子咄しに、此度日本人を乗せし船は、何れも皆存外早く、魚油ポールに成たりとて悦候よし、土佐の人便船を乞し時、何故承引無之哉、其譯けしれず、右の人は最早ハフウの住人と成故の事なるべし) 此島甚た暑く、日本は嚴寒の時節なるに、此地熱さ難堪、日本の三伏の如くに有しとぞ、此島の男女も、天窓殘切髪にて赤裸なり、小船に來り、何か交易す、男は陽物をあらはし、惣身へ入墨有之、女は薄の葉の如きものを少し前に垂れさげ、前陰を覆ひ候斗りにて、尻の方丸裸なり、此女をアメリカ人大船へ引上げ、日本の惣嫁買の如く面々奸姪し、價は煉煙草を一寸程づ、切て遣しける、是を、女口に含て小船へ歸るを、裸男下に待受、無理無體に口中の煙草を押出し、奪取勝に奪ひ合、義理も情もいはぬ裸蟲の形狀なり、(此煉煙草、裸島にては殊に珍重するにや、船子とも、取はづして一切れ浪に落しければ、彼男女海の中へ飛入、恰も魚の泳ぐが如く群り、浪を分て尋拾ひ候よし) 此裸島サントウイクとは聞こえず、或人云に、右咄しの中を按ずるに、管見ならば南アメリカ西遠の洋に有と云一つの島マルケイサなるべし、此裸蟲ども、椰子の堅き皮を庖丁を不用口にて剝候、島人ども齒は能揃ひ、誠に丈夫なり、此地椰子多き處にて、是を食する由、島の内にては家居別になく、岩の間に居ると云、生の椰子は大き西瓜位にて、栗のいがの如き

皮有之、至て剝事難き物なりとぞ、アメリカ人も日本人も、口にて剝事不能、大いなる庖丁にて剝、又皮有之、此中に仁有、油あり、漂人は是を食に、甚た美味なりし故、いくつと無く求て喰しとなり、此殼へアメリカ人、氷砂糖を一杯づ、入れて、一同え呉候よし、澤山持歸り有之、此島に暫時碇泊して直に出船し、洋中二日走りぬけ、硫黃島へ船を止め、(此島にて、大さ鳶位の蝙蝠を、船子ども打落し候よし、此島淡路島位の小島にて、住居る島なり) 右の手の方に、硫黃盛に燃上り、此處にて椰子薪夥敷取入れ、椰子は多分豕の食料に致し候由、爰に大い成る穴を掘り、豕一疋其儘丸焼にして晝飯にしたりと云、此所開帆して、洋中西北へ數月にして、翌亥の二月上旬清道光三十一年(今年號改りたれとも忘れたりと云皇國嘉永四辛亥年なり) 唐土廣東香港と云島へ着船、(此島、内地を離る、事僅に二里にて、惠州潮州へは咫尺の間と云) 此香港へ來りし以來、飲食調度日本にさして變る事なし、(但香港よりシンハイに滯留せし間は、其土地の風習にて、日に二食なるよし、乍浦へ至りてより、日本の如く食事日々三度づ、なりとぞ、唐土にては、貴賤に不限一同冷飯を喰さるよし、米を毎日三度づ、焚て喰ひ、餘りは豕の餌に致しよし、白粥を賣歩行、商人も有よし、香港に着せし時、日本の姿にて上陸致し得ば、諸外國の異人蟻の如く漂人を前後左右より取巻、一向歩行成がたく故、船へ歸り、翌日よりアメリカ風にて上り得ば、見物人はなかりし

香港にて、初て煮染る、豕は醬油少しと砂糖蜜にて焚由、(醬油は溜りにて、澄醬油無之となり、アメリカ人は、何れも醬油にて煮焼したるものは一切不好、油揚の類を好て喰ふと言) 酒の肴には、アイヒル、牛、豕、玉子鹽漬、ホヤ、キンゴ、昆布、(此二種吸物にして出すよし) フカノキンヒラ、鰯、右四品は日本より渡る物のよし) 蛙は珍肴の由、頭腸皮迄去て煮染る、上海にて蒙家の饗應に逢し時、漂人え格別の馳走の志にて、蛙の煮染を大成器物にうつ高く盛て出したれども、いかにも手足を張てしやきばりたる姿なりし故、漂人の内、一人も是を喰ふ者なかりしとぞ、異人は是を悦び喰事、日本人か鰻を喰ふ心持の様に見へや、支那は何方も水悪敷濁水の由、上海邊の飲水は、川水故、明ばんにて澄し用、乍浦の地は井中に鹽氣ありて、飲水には難用、不斷雨を受て置用る由、香港より上海迄の間にて、日本墨と云看板を出したる商家を再三見かけしよし、此香港は、淡路島より少し小さなれども、万國通商の咽喉の地にして、諸方海船輻湊の船場繁昌の地故、諸外國の商館多此處にあるよし、入津諸運上銀、并諸邦商館及農商租税は、嘆咭利斯館へ取納、イキリスより唐役所へ手渡し由、是去る道光二十年前後の兵亂以來より、諸尼利亞の支配と相成やん事のよし、

道光二十年は、嘆國紀年一千八百四十年、日本天保十一年に當る、支那嘆咭利西確執、兵亂緣

由の義は、漂人等御聞話しよりは、尊公様方先達て委敷御案内も爲在ん事と奉愚察に付、此偏に略す、實にイキリスは、邊國なれども、世に名譽の美國にて、其所屬島地五大州に星羅延蔓せりと云、然ども魯西亞國へは、昔年降参したりしなり、全く其國に附屬といへ共、種々契約の事有之と聞、右道光二十年七月唐土和睦を請求めて合戦治りし後は、イキリス人上海の沖中に、中山と云海中に船を家として、今以て鴉片煙を奸商する由、唐人夜中忍んで密に小船を乗出し、態々遠沖の中山に至り、鴉片煙を買求めて、私かに暗室の無人の地にて喫吸するよし、此物無味の中に至て味を以て、一度喫吸する時は、修身忘れず、一日喫せざれば飢餓にさる、より最も苦しき心地する程の至味なる物のよし、鴉片を喫する異人、毎度漂人え喫吸を勸られ得ども、兼て此品人命を縮る毒物なりと聞知り有之故、漂人の内一人も是を喫食せざりしとぞ、此品を喫好する人に限り、身體やせて色青く見ゆ、此鴉片酒と同様の物にて、喫吸する人、連中を惜しがりの由、是を喫咽すれば、睡眠を催し、心地能て大體の病氣一度は發散するよしなり、然ども、自然に命を縮める毒故、唐土には嚴敷禁令せしと聞、當時表向は嚴禁なれども、其禁令を設る役人も、忍んで嗜吸する故、自ら黎民密に連中打寄、樂よし、此鴉片煙は、煉藥の如き物にて、目方百目入位にて一體銀四匁位の由、漂人は是を喫吸する異人連の側に見たりしが、其吞様は、常に煙草を二三ふく喫して後に、此物を竹の煙管へ繼込て、煙草の如く喫吸し

て、煙りを腹中へ吸込、暫くして吐出し、心能げに樂みよし、先に香港に着せし翌日、何國を當てはなれども、先上陸して遠近を徘徊せしに、遙か向ふの方に、寺院と覺して、打連四五丁計り歩行せしに、後ろよりはるかに追懸て、呼び招く人有之故、其人に隨ひ宿所に至りしに、此家裁縫屋商賣にて、下人數多道ひ富る商家なり、(後に聞しに、此裁縫屋は、イギリスより出店の商家にて、某と云ふ者なり)此人、因縁や深かりけん、漂人を一方ならず深切に撫育し、子弟の如く憐みて、諸方官民豪家の方へ引合して、漂人に目を懸給るべしと頼みける故、彼方此方より扶助せんと、富家の人々張臂に成て、金銀衣服を惠み呉ひ、其中にも、ジャデンと云富人と、佛朗察の寺院清僧ヒシヨクと云人兩人は、取分懸に痛わり呉ひよし、馳走して夜食に満ち足り、有財の身と成りし故、漂人彼地にてあらゆる榮花の樂みをもして見たりしとぞ、此ヒシヨクといふ清僧も、頭は俗と同様殘切なり、衣服も常は俗と同じ姿なれども七日めくの祭日には、麻の如き淨衣着着す、此衣は俟より恩賜の官服なるよし、是を着ざる時は、俗人侍分近く寄られぬよしなり、此ヒシヨク器識卓量衆に越たる人なりとぞ、昔年琉球の都に三年居たりしとて、日本の片假名を能くらんじ、日本板行の本を以、日本紀州和歌山はいかに、田邊は何にと、皇朝の事を委しく予て、何角尋問など致し、此僧漂人え和製の品を形見に迎懸望せしゆへ、虎吉有合の日本仕立の胴着を一つ與ければ返禮に銀子幾許呉ひ故、辭退して再三返し

けれ共、絶て勸め呉ひ故、難默止く貰ひ、此香港に四月四日迄凡日數四十日計り、裁縫屋方の食客と成て逗留せし内、方々より招請に逢て参り、毎に、酒食又金銀衣服思ひく競ひて毎日呉ひ、又清僧ヒシヨク漂人に諭して、徒に遊んより、我方に手習子供數多あり、我教導せんと勸め呉ひ得共、漂人等、もし横文字學び得ば、歸朝の上御答あらんかとあんにて、兎や角とや詫し習はざりしが、毎度の勸め黙止がたく、若年の吉松左藏を勸めて、毎日裁縫屋よりして佛朗西寺院え手習ひに通はせ、必横文字を習ふべからず、本文字を習ふべしとや含て遣りし由成れども、何分心中に御答めを恐る、事ゆへ、只徒に空習のみして文字を書覺やさず、唐土の手習小兒は、朝より晝迄は頻りに素讀して、聲枯る時は水を喫して、無寸暇勤學、晝より晩迄は手習無油斷勵ひ、裁縫屋下男書なりとて、漂人等扇面の書を銘々持歸り有、(下男の書にしては達者に相見ず)右主初めの間、一方ならず心添いたし呉ひ故、思ひの外此人の影にて、歸朝の念願はやく叶ひし由、又虎吉先年江戸着の節求ひ百人一首一冊、此節迄持合せ有しを、禮謝の心にて裁縫屋某へ遣しければ、其返禮に、懸物一輻呉ひよしにて、持歸り有之、此懸物は晝にて、清帝の染筆の由、又或日裁縫屋にて、嘆夷の咄しに、我等先年天保六年通商の願に、日本の都府に至りしに、御制禁嚴敷して、浦賀より追歸されて、薩摩の沖へ碇泊りしに、薩摩より雨の降る如く大筒を打懸けたり、其軍兵の中にも、十人計の武士、一様に銘々大筒を一挺

づ、脇挟んで、腰切り海中に入ながら、火蓋を切打懸たり、車輪の如き火之頭上に烈敷飛來りし故、我等たまたらず礎を切捨遁れ歸りたる事あり、扱々日本には怪力の人數多在る國なりと恐怖して話しける故、我日本にて大筒を提て打如きは、大力とは言ず、珍らしからぬ事と答ければ、彌舌を卷て恐怖せしとなり、歸國の後此咄しをせしに、或人やけるは、此筒と云は眞田流の紙筒を提たるにはあらんか、此裁縫屋并上海の荒物屋との兩商長は、昔年唐土漢又利變亂の砌、暎國の黒白の群夷、基石を散せる如く數多襲ひ來りし内の人にて、合戦の中に不計金銀を拾ひ溜、治平の後巨商家と成たる人なるよし、此裁縫屋の主、漂人の身の上を心配し、此處は日本へ通船無き地なれば、漂人等いつ迄便宜を待とも歸朝有べからず、乍浦の地は日本へ通行の港なれば、便を頼んで乍浦送送り届んとて、兼てイギリス佛朗西兩館へ、便船を頼み置し由にて、其四月四日、同日に兩館より明日上海出船有と、書翰一時に到着せし故、何れへ乗船して可ならんと勘考せしに、イギリス船は、鴉片商船にて、途中諸方へ碇泊可致との事、又フランスの船は上海まで直着なり、道中遲滞せざる様子、殊にヒシヨクも乗船なり、上海へ可至との事なりし故、イギリス館へは氣の毒乍ら斷り、フランス船に乗船致し、ヒシヨク諸とも四月五日香港を開帆、洋中數日走りてマニラと云孤島へ船か、りし、ヒシヨク伴はれ、一つの寺院に至る、此船中にて、數日の間種々ヒシヨクより厚意の世話を受ゆ由、ヒシヨク漂人に

やて、是より直に各を日本へ送り届るはいと安き事なれども、日本にては、通商なき外國より送りては、受取らぬ國法と云事故、是非に及び不やゆ、香港にて、罪人を此船へ數人積み入れ有之ゆて、此島にて擲棄に致しゆ由、此マニラと云ふ島は、ワフウと同じ遠洋之僻幽島にて、島人飲食するに椀箸なく、撮みて喰ひしが、實に不潔にして、是には甚だ困り入ゆ由、翌日爰を開帆して、數日にして六月八日に上海と云處に着、此處より唐土縣吏之手に渡る、爰に凡三十日計り逗留し、此上海にも他邦の商館有之、此上海に滞留中、或日郡官より、日本漂流人御用の事に由間、都府へ可相登旨、飛脚到來せし故、右五人外に郡官役人并さし添、郷導に隨ひ、駕二十挺計り各打乗り、道程二里計にして大門に乗付、二重めの門より駕を下りて、又門を二重入て、殿閣を見渡せば、眼をさへぎる物として、心を驚かさざる事なく、心中に思ひけるは、我等僥倖を得て異國に漂ひたれば、斯國主に咫尺せんは、不幸の内の幸なりと密に悦び、進み行ば、敷瓦の上に毛氈を敷つらね、奥深き方の中央に、俵と覺しくて、一人椅子に懸り、頭には赤玉を鑲めたる陣笠を戴き、(此赤玉之笠印は、上分の由、其次は金の玉を用、其次は銀、段々位階によりて、玉印違ひゆよし) 縞の薄茶色の夏盛服にて、堂々として見へゆ、美少年兩人其左右に侍りて、柄長き團扇を以て君侯を扇ぎ有、右側には漂客懸りの役人と見えて、廿人計、左りの側には、近侍の官人と覺しき人廿人計り、兩方に別

れて曲ろくとか椅子とか云物に懸り、案内に随ひ、漂人各毛氈の上を、履をはきながら進み上り、平身低頭して禮をなしければ、正面の侯、居ながら一揖あり、餘事は通辭役より應接あり、漂人は無言にて控居る、此内に漂客へ菓子を賜ふ、各辭儀して取らざりしかば、側の官人挾て呉たる由、(此菓子は、大なる饅頭なりしが、中にあんも砂糖もなくして無味、唐人は此餅を甚だ賞味して喰よし) 漂人退て長屋體の所に休息して居る内、君國より惠みしなりとて、右五人え一人前錢五貫文づ、一同え呉ゆ由、公用濟て各駕を促し、黄昏時に宿所へ歸、翌日縣吏所より船頭を召出しに付、虎吉一人早朝に參りしに、折節罪人を刑罰の時に行合、數人の刑罪を見たると云、公用は暫暇取由にて、僕隸歌舞芝居に案内致し呉ゆ故、見物せしに、鳴物唱歌も定かならず、舞踊る體も言語も、不分して面白からず、をかしきのみなる故、一人笑ひを忍び、暫く見て役所へ歸りければ、錢三貫文呉ゆ、(此日、差たる公用も無に召出したるは、彼罪人共刑罪を見せん爲にのみ有りしかと覺ゆ由) 或日、此上海にて、方二十間計に構たる三階造りの花麗なる家より招かれし時、行て二階に登り、窓の内廻り四方に懸たる額を見れば、日本姿の軍兵數人を召捕たる圖、或は亂妨體を畫かいたり、又三階に登りて見るに、同四方の額に、異人[○]和[○]人[○]を[○]刑[○]罰[○]す[○]る[○]畫[○]を[○]懸[○]て[○]有[○]る[○]故[○]、是[○]は[○]如[○]何[○]なる[○]事[○]の[○]圖[○]なる[○]や[○]と[○]尋[○]け[○]れ[○]ば[○]、唐[○]人[○]答[○]て[○]、是[○]は[○]昔[○]し[○]、日本より盜賊此國の端島へ押渡り、家を惱し亂妨せし故、國王より軍勢を以て召捕、其趣を日

本へ伺しに、日本より返事には、我國未だ兵亂不治して他を顧る暇なし、其賊は國法に行るべしと返事故、斯刑罰したりと云ゆ、(此處の巨家、あら物屋某方、并及所々の大家筋にて、饗應に逢、七月迄逗留、翌月此處を辭す)

此上海より乍浦と云處迄は、大川續き川船にて、郡官同伴漂客五人へ別に從者二人づ、付添、川船二艘仕立て乗船す此川中に至りし時は、滿々たる大海の如くにて河とは更に見へざりし故、水を喫して試しに、鹽氣なく、川水にて有りし由、此上海え着せし日より、縣吏所之扶助にて賓客の如く扱はれ、殊に此船中にては、漂人一人に從者二人づ、付添、兩便を辨ず間も、從者兩側に付添はなれず故、氣の毒にて難有迷惑にありしよし、右七月八日上海を發し、船中無恙同十三日乍浦に着、役人の指揮に隨ひ、上陸して甚だ壯麗を盡し極めたる一つの館に至る、此家も方二十間位の三階造り、花麗の家居なり、此館の二階より、日本人六人出來りて、我等は日本五島の住人にて、今亥正月此國え漂着せしとて、此處にて日本漂人都合十一人一集に成、(此五島の漂人の話しは略す) 此人々、皆無筆にて獵師なり、虎吉船の漂人五人は、相應讀書するを甚五郎羨みて各は讀書體成る故、異人の饗應も又格別なり、我々は幼少より魚漁のみして手習せざれば字をしらず、一字不知の明めくら故、此國に來りし以來、恥をかき當惑せし事度々なりと後悔いたしゆ、此處にて十一月迄逗留中、虎吉等にいろはの假名手本を乞て、一心不

亂に手習致ゆ由、扱又此天壽丸の漂人五人は、五畿内國盡し位の事は、相應に讀書出來の事故、何方にてもさのみ不自由成事なかりし様子なり、尤乍浦にて郡官よりして貰ひたる詩に、日本諸君子有詩稿口谷書なんといへる詩成れども、夫は沙汰の外なり、其詩元より何を認めたるやらん不知なり、今一段讀書に心あらば、又一段恥敷ことも不自由成る事有るべからず、此乍浦に七月十一日着して、其十二月十一日迄逗留、此地には皇朝え五度七度づ、商船に参りし人数多在て、日本の語能く分、我國の音信を彼是聞ま、に、此地に來りし時は、初て最早日本へ歸りたる心地したりしとぞ、唐人の内にて、日本の總名を長崎と心得し者も在て、長崎人は庖丁を帶しあるくからこはいくとして座輿に咄しゆ由、唐人ども、切れ物を都て日本にては庖丁と言と心得て居るにや、何れも漂人へ對して咄する時は、刀脇差にても庖丁、菜刀にても庖丁とや由、日本の帶刀人は、庖丁をさしてあるから恐しとや居る、或商家にて四方の咄しせし時、商長物語しに、去年の日本商ひ、御仕切下直にて一向に不引合故、今年夏船は日本え行ざりしと、冬船も、此通りに引合に不成ひては行がたしとたんそくしはなしたる由、此乍浦にても、香港上海と同じく、諸方官民豪家の饗應に合、金銀澤山なりし故、假初の川遊びにも水主を雇ひ、釣竿を持せ、酒肴を荷せ、終日遊びくらし、或は海に投網杯して榮花を極たる事も有よし、唐土の銀錢を持歸りても、日本には不通用の物なれば、有て益なしと思ひて、金

錢彼國に遊ぶ内遣ひよし、或日夕涼みに、橋上にて酒宴を設けて、漂人五人盃を彼方此方へ取りかはすを、側に富家の小女、乳母等と夕涼に來り見て可笑がり、我國とは「ホノヤニ」なりとやゆよし、唐土にて貰ひし衣服竹籠其外數々持歸り有内、乍浦にて日本服に仕立たる云衣服有り、地はかなきんにて蔭色の綿入なり、春中の方へ綿をした、か入て、袂の方には綿なしふきを内へまはして不器用の仕立風なり、煙管は大なる物にて、らをは木を操ぬきたる物なり長さ一尺四五寸あり、是は座敷持の由、他行の節持煙管は、長さ一間位にて火皿に劔有て土突きて、らうの中程へ煙草入を据り付、杖にして歩行ゆ由、其外略す、長々異國を歴廻りし事故意味有珍説奇話も又有なれども、漂泊の身の上にて、只々無事に歸朝致度念願のみなれば、珍事奇談も眼耳に入らず、香港等にて萬邦の人物に出合、容貌言語の異なるを見聞し來るよしなれども、其内珍敷思ひしは、天竺人等我日本遠浦の祭禮に用る永頭巾の様なる物を被き居たるが目に留りたる而已、外の事は、見聞したるも耳目の心なければ、其事覺なしと言、遺恨と云べし、此乍浦の郡官より、漂人都合十一人え、詩畫一幅づ、臚として呉ゆ由にて、各持歸右五人の外、五島の漂人合て十一人、各詩畫一幅づ、持歸りゆ、至極の能筆に相見ゆゆ、今亥八月唐土の閏月十一月十一日、通商の便船を得て、爰を辭し、開帆し、同廿八日長崎へ着岸、乍浦より長崎迄海路凡二百十八里のよし、

翌日廿九日、立山御番所へ被召出、繪踏御糺の上に酒飯被下、即日七つ時より、御法の通り揚屋に入、翌子四月廿八日迄揚り屋に整居、同六月無事に故郷に立歸り、故郷にては去戌正月溺死したると心得、其砌より佛事を營み、三回忌迄吊ひしに、不計も此度無事に立歸り、親族の歡びいはん方なし、實に盲龜浮木不思議の一奇談なり、右漂人等、立山御番所へ被召出の節、早先達て土佐高岡の漂人萬次郎等三人致歸朝罷在の故、不審不晴子細を尋ひ得ば、答に、我々ワフウにて其元等に諭されひ以來、何くれ歸朝の念頻りに發り、色々評定せしに、傳藏一人は所詮歸國は叶はぬ事なりとやて不止故、傳藏を殘し我等三人妻子を欺き、便船を頼み、琉球海邊迄送り貰ひ、遠沖より端船へ乗り移り、元船は行衛不知に相成、我等は命限りに櫓を押し切て、難なく琉球へ漕付、薩摩役所より爰まで送り貰ひたりとの事なり、漂人唐土出帆は、彼國十一月十一日にて、日數十九日にて同月廿八日長崎着岸なりしに、長崎にては早十二月廿九日にて、家々に門松を建、正月の拵い多く有之の故、本朝にて今年閏月なりし故にやと、唐土人ども評議致ひよし、右爲御慰、奉尊覽備度、愚集仕ひ得共、元來文盲無識の筆記に御座らば、拙筆の程宜敷御推覽の程偏奉希ひ、

本文に有之裁縫屋某は、元日本肥後の人、又荒物屋某も、尾州の人（校者曰、壽三郎庄藏の記

別にあり）兩人暎咭亞船へ助られて、今は唐土住居して、豪家に相成罷在旨、立山御番所にて

安政紀元膺月節分夜（この一行筆耕者の識）西播 杏庵狂士醉書

紀州船米國漂流記終

附錄 海外異聞

校訂者曰、以下に収むる所は、漂流に關係せざる事なれども、或は勇敢、或は悲愴の談にして、童蒙の爲めにもならんかと發行者の請ふがまゝに、附録することとせり。

* * * * *

山田仁左衛門渡唐錄

此山田仁左衛門長政といふものは、織田信長の苗孫なり、山田は織田の別名なりと、本國尾州の人なり、浪流して駿府に下り、市人に交り、知己を求めて、宮ヶ崎町の商家に住する事十餘年、市中の産業をも求めず、常に大志ありて仕官をこのます、頗る任侠にして兵術を談する事を好む、市人遊逸の徒なりとて、相親しき友は諫むれども容易にて請事せず、左れども直實に

して才辯ありければ、人多く睦び親しむ、殊に交りをよくむすぶ、爰に我朝古より寛永十五年の頃迄は、異國へ商船通行自由なりければ、京大坂奈良堺長崎より、唐渡りとて交趾暹羅東京東浦塞唐土の外夷諸國へ渡りて、商貨交易の利をなしける時、駿府よりも肥州長崎に商船をこのへ、唐渡しける、毎年往來したりし商人定にて廿家計りあり、後に我朝より外夷に渡り、交易する事御制禁まし、異國より渡來する處の貨物を、長崎にて分賜りて、本國にて商買する事を許し給ふ、其家を貨物取と名づく、當所にて貨物取の家、近年迄残りたるは、松本新左衛門、反野與左衛門大黒(一本墨)屋孫兵衛、山内助兵衛、多々良庄太郎、出雲屋清兵衛、瀧佐左衛門、太田治右衛門、桑名屋清右衛門、富田屋五郎右衛門等なり、始め元和の頃(己午の年なり)駿府の商家瀧作右衛門太田治右衛門唐渡したりし時、彼の仁左衛門俱に渡海せん事を望む左れども日頃流浪の身にして、産業を事とせず、志しよの常ならず、商家の人の用を爲す事意なしとて請がわす、終に唐渡りを發せんとする時、彼を誘引せず、仁左衛門其心を悟り、先達て家出し、攝州大坂の邊に待むかふ、瀧太田大坂に至る時、出迎ひてひたすら同船せん事を乞ふ、二人とも止事を得ずして同伴し、例の外夷に行、此頃大明に行し事なし、大宛しやむる塔伽沙谷トモ云、タカサゴ 天竺の外夷にて交易をなす、其船を、御朱印船といひし、官命を賜りて渡海せしゆへなり、已に大宛に行、外邊に廻り歸らんとする時、仁左衛門言に、此土に止らんとしよ、二

人は其心に任せて歸朝し、仁左衛門獨大宛に止りぬ此時廿七歳なり或は廿八歳とも、其後消息を聞く事なかりしに寛永の頃太田治右衛門、瀧作左衛門亦渡海して大宛へ渡る、時に大宛の人告げて曰、嚮に暹羅國より國書を傳へて曰、和國の商客來るべし、暹羅に渡來すべし、商貨交易の利宜しきあるべしとなり、速かに彼の國に至るべし送り渡すべしと告る、是を聞怪みながら、暹羅に渡りければ國人倭人の來るを見て、長吏に告る先に、國王の命ありはやく倭商の來る事を王城に告べしとて、彼の二人を護衛し一所に込め置、禁錮するが如し、數日在て長吏告て曰、國王汝等を召す王城に往くべしとて送り遣す、驛中例に異なり、國人目を傍め衛固して驛館に饗す、日を経て王城に至る、官人令して云く、國王汝等を見給ふべし、よろしく本國の貨を獻し、おんぶう王を拜すべしと國王を稱して、ナ已に營中に入て王を拜す、左右兵器をつらね、數人の侍官圍列せり其儀甚嚴重なり、王出て見る、衣冠綾羅目を耀す、命して曰、別館に入て留宿し休慰すべしと、王入て退き去る、官人別殿に引て留宿せしむ、饗應善美を盡せり、夜更て人あり、ひそかに便服して出來り、左右のものを退け、瀧太田が肩を撞ち、手をとりて權笑す、二人驚ひて是を見れば彼の王なり、いひて曰、我は山田仁左衛門、舊日の恩惠いづれの日か忘れん、我吾子と共に本國を出て愛惠を以て渡海し、大宛に至るの後、此土に來る、我來るの頃、隣國兵亂し或曰六崑國、國中亂る、時に我謀を廻らし、倭人の國にあるものを語らひ、一騎の將となり、日本の

加勢と號し國民をかり催し、倭國風俗軍裝をなし、屢々戦ひ、幸ひに勝利を得、軍功を立つ、王賞する事甚し、我に后女をめあはせ王位を譲り、今隣國を合せて我領掌に歸す、榮耀身に餘れり、唯恨らくは本國の舊好に逢ざる事を、故に先に大宛に令を傳へて、倭商の來るを待つ、幸ひに吾子に逢ひて累年の思ひ足れり、我名をして本國に知らしめよ、且は日本の武名盛なるを以て、わが功を成す事を得たり、我又微賤にして日本の威風を外夷を顯はす事、生前の悦び何事か是にしかんやといふ、事畢ざるに商客退ひて下座に平伏し、我等此國に來り、今般體裝の甚だ疑惑する處、王の言を聞く妄意をひらく事を得たりと、其威風の盛んなる功を仰ぎ賞す王曰、否吾子今以て舊日の恩宥をわする、事なかれ、わが面會唯往日金蘭の交意を謝し、猶兄弟の好親を望む、自今已後國中に令して、和朝商客の着津留宿を安じ、又國中悉くに貨物交易をなし、利得の多からん事を欲す、是を以日本の商客と語ると、談話從容として舊日の如く相親み、尊卑を分つ事なし、既に黎明におよびければ、外臣の怪まん事をはかり、後會を約し入去る、其後辭し去るの時、金銀國産の名器を授け、驛路を饗し、海津に送り歸さしむ、斯て瀧太田は、持携へし處の貨物を、悉く彼の國中に交易を爲して大に貨殖の利を得、本國に歸り具に山田が事を郷里に語り告る、是におみて老夫舉りて日頃の大志果して尋常ならざる人才なる事を譽めけり、本國の商家に、此事を聞傳へて、暹羅國へしばらく往來して交易の利を得た

る事多し、寛永三年丙寅の頃、商客亦彼の國に至る、時に山田ランブウ王屬命して曰く、我れ本國に在し時、駿府の總社淺間新宮は、靈德尊く神威盛んにましますば、日頃殊に敬拜す、今茲に來りて軍艦を造り戰場しばし勝利を得し事、日本の神徳の冥護にあらずんば、争でか我軍功を爲す事を得ん、これに依て戦艦を圖し、繪馬に易へて神殿に奉納せん、よろしく持去りてわが爲に奉納せよ、標題の文字は平田仁左衛門附宅して書せしむ、年月姓名倭朝の曆號を以て、本國の姓名を記すべしとなり、平田氏諾して染筆す、倭商來歸の後神殿に上げて、國人をして見る事を得せしむ、今淺間の寶庫に納む、異國軍艦の繪なり、扱亦山田親族外に聞く事なし、獨り治兵衛といふもの商人にあり、是山田長政が甥なり、故に暹羅より貨器を送り、是を以て賣買し、武郷に住して唐物屋といふ、寛永十年の頃、長崎へ往に暹羅(に)渡り至らんと欲す時に、暹羅人の來るあり、詳に山田が事を尋問ふ、曰、其王は叛逆のもの、爲に鳩殺せらるゝと、返逆の徒黨國中に在り、今往くは恐らくは害に逢はんと、治兵衛此事を聞て遂に行ず、山田彼國に王たりし時、國都におゐて獸類を鬻で食とする事を禁じ、王の飲食専ら魚肉を以て調進す、又市店を定め、倭人を居らしむ、是を日本町といふ、今長崎渡來の暹羅人に聞くに、今猶其名存せりとなり、
彌接、暹羅へ日本人渡之時、住居をするもの、子孫多くあるよしは聞こも、日本町と唱ふる事は聞かず、此は是呂宋の間達たらん、新安手簡に、呂宋に日本町連、大山を打開候處に、此國の人三千人斗り住居ひ、よき人は馬に乗り、鏈を持せ日本の風俗と同じ云々、

來覽異言ニモ、呂宋ニ有日本流寓ニ分其東地而居者、嚴設關防不令過界、其人被服帶仗、不遵本俗、即今學衍至三千人云々、

右柳陰子の談なり、筆記の以下條々予見聞之、併備參考、

一、山田仁左衛門暹羅に在之しに、倭商の歸帆におゐて、駿府の舊友に土産の器物を贈る、今に漆器の盆盃の類、往々市中に持傳ふるものあり、
一、或云く、暹羅國は北極地を出る事十三度の國なり、海上日本より二千四百里東浦寨の西地なり、唐土よりは南西方に當れり、則南天竺なり、四季熱國なり、仲冬より正月迄夜涼しく、晝も少しす、其外暑氣なり、人煩ひ熱有て、病あれば則水を浴せしめて則病氣癒ゆ、國王は毎日金子を水に磨りて呑と云り、人物是等の國は、みな不斷裸かにて、腰に木綿島花布の類を捲、其端を肩に掛るを禮儀とす、色黒く毛髮ちみたり、中以下はみな跣足なり一年に二度三度耕作するゆへ、米穀安く乞乞ものは稀なりといふ、寺在て出家も多し、日本の出家の作法と各別成事多し、横文字の經はさのみ多からず、此國にも日本人の渡海の時住居せるもの子孫今に多くあるよしなり、

一、或物語に、播州高砂の住人徳兵衛といふものあり、後剃髮して寛永三年十月十六日、肥前國

長崎福田を出船いたし、翌年の三月三日に南天竺摩訶陀國龍砂川しやむろ波牟天亞といふ處まで着船仕りゆと云し、長崎より三千七百里といふ、彼龍砂河暹羅摩訶陀國の境にて川口三里川上にはパンテピヤと云城あり、此處にて日本よりの 御朱印を改めひて、則摩訶陀國王城へ早船にて改手形を差上りゆ、右の暹羅國波牟天亞の城主於夜加羅保牟と云者、大將にて於牟不宇と云て、左大臣の位に御座ゆよし、此オヤカラホンは、元は日本伊勢山田の人と云々、

一、長崎より暹羅國へ、便船して渡り、性勇悍にして且智謀ありければ、國王の下知に付き、所々の軍陣に立、能手柄とも致されゆへ、國王の聲になり、其上後は暹羅王の譲りを受け、國王と成被下ゆよし、日本にては山田仁左衛門と云ゆへとも、天竺にては「ナヤカラホン」と云ゆ、侍をば相衆と云「ナンマレテウ」共ゆゆ、いづれも帝王の御番を勤めゆゆ由、

但し山田仁左衛門を、此物語に勢州の人と云へるは聞傳への誤りなり、和漢三才圖會にも右宗心が面話を乗す、

一、明清寇記に乗る處の、暹羅の物語蓋し山田氏の彼國に渡り至るの時分成るべし、其事曰、近頃シヤムロ國六昆國と累年相侵伐すといへども、終に雌雄をわかつ事なし、其折節し、倭朝より商客多くカウチ暹羅國東京東浦寨の間に渡る、或は去來し或は住居と極め、暹羅の王は日本より渡れるものと點檢せしめて見られけるに、纔かに五百人あり、王則彼等に兵器を授けて

我國中の勢を催し、日本人を配分して、將校を善定めて六昆國へ推渡る、惣じて天竺南夷の習ひにて、初めに双方より先づ象を放出して相戦しむ、後に人衆を合せて勝負を決す、斯て六昆國より使者を交え、此方よりの象は黄象にてゆ、明日例のごとく象合を可仕ゆ間、定て御覺悟と云送りければ、暹羅國の王返答に、尤の事なり、此方にも日本の白象を所持仕りゆ間、明日軍法を以て象合致しゆべしと云されゆ、使者おとろきて、扱は日本の白象と承りゆ事、千萬不審にてゆへ、是非一見と云ければ、易き事なりとて、先神象一疋出す、額に二ツの角あり、脊に大き成る翼生したり、身は鐵石の如くにして、呼ぶ聲雷電に似たり、手を以て劍戟を巻くよく人獸を胎すと云なり、次に日本人に甲冑を威させ、纛旗をさ、せて、五百人一面に立並びて見せける程に、使者興を醒して、歸りて此事を語りける、六昆國の王大きにおそれ、一戦にも及ばず忽に講和の義を望みて、城下の盟を爲すと社聞及ぶ、是明清の寇亂の時、鄭芝龍鄭成功父子、強光元年襟迷福州府にて、明帝の末新主を取立、鞆鞆と責戦せし時、鞆人の物語なり、鄭成功幼字は森官、後に國性爺と號す、日本肥前の平戸におゐて生、成童の後福建に歸る、智勇兼備の人にして、甚だ武威を振るひしものなり、山田仁左衛門暹羅國へ渡りし寛永の始めより二十餘年の後、正保の頃なれば、鞆人聞およびて語りけるものならん、嗚呼我國武毅の盛んなる、威風を外邦に振ふ事や、上古より近世に至る迄、記傳に載る處枚擧するに遑あらず、外

國に入て鋒を交るの兵士、精強にして曾て辱を知る事なし、或は中葉足利家の末世紀綱紊れ、殘暴通逃の士、海島の間に隠れ、亂に乗じて國禁を恐れず、西土朝鮮沿海の地に入、往々邊境を犯し、城郭を燒毀し居民を抄掠す、殘賊なるは君子いましむる處なりといへども、其軍術におゐては、各國武威の餘烈なり、況んや豊臣太閤秀吉公の朝鮮を伐給ひ、兵を大明へ入れんとし給ふ、其武量の大ひ成、謀略の廣き、戎夷に至る迄聞傳へて、吾國の武威兵術を恐怖するゆへに、倭軍の爲に防ぎの備を設くる事、諸史往々に是を見る、威風外國に振ふ事知りぬべし、山田が如きものも、又わが軍威を負て竺夷に王たるものが、惜い哉世の人其名を知るもの少し故に今一二の聞處を以て繕書し、同志に授くと云爾、

寛政六年春

校訂者曰、本談の柳陰子、及び備考の著者は、誰なるやを知らず、又この事蹟の眞偽如何を知らざれども、古くより傳はる逸聞なれば、こゝに收刊す。山田の事蹟は、近來、シヤム國探檢等の書類中に見ゆるもの少からず、地學雜誌等の説殊に詳審なり。併せ考ふべし、

山田仁左衛門渡唐錄終

天竺德兵衛物語

播州高砂に異名を天竺德兵衛とすものあり、唯今は法體して法名を宗心とす、大坂上鹽町に住居す、此宗心若年の頃、日本より天竺へ渡りやゆに付、海陸覺ゆ分書付歸朝す、寛永四年迄は行年八十九歳なり、未代咄の種とも成るべきと書付趣物語り被やゆへ、愚筆に任せ書付置ものなり、今に存命なり、

播州高砂の船頭天竺德兵衛、生年十五歳より天竺へ渡り再三、尤手跡書やゆへ、長崎より唐土天竺迄の道法海陸の覺書寫し畢、

一、古しへは、日本より商人御免被遊申し、天竺と賣買いたしゆゆへ、角倉與市殿、茶屋四郎次郎殿、平野平次郎殿、かごやべにや是等の衆、渡天を御免の商人なり、德兵衛曰、私義は角倉與市殿あきないの船頭前橋清兵衛といふものに雇はれ、生年十五歳にて長崎を出船仕り渡天いたしゆ、

一、長崎より女島男島まで九十六里あり、女嶋男島よりタカサンク迄六百五拾里あり、タカサンク(校曰今の臺灣なり)とや一國あり、長さ七百五十里あり、此國の都口より十三里ほど沖、

ウクラタウケンとヤ島二つあり、是迄は日本より南へ走りやん、タカサンクより六百五十里西へ走りぬへばカクタウ(廣東か)の口アマカハとヤ處を見たてやん、此あま川(厦門)の海の深さ九百八十尋有之よし、此處の海大分に勝れて深きよし、碇りもなかくおろされずよし、此處南の方に「大くらす」とヤ星出やん、此迄は日本の北斗の星を見立時計を以て方角を伺ひ走りやん、此處より「大くらす」とヤ二星を考へ走りやん、

一、天川より三百里南へはしりヒヤウノハナとヤ處を見て参りぬへば、ナンキンと東京との境目のはななり、是より三百里西へ走りぬへばカウチ(交趾)のどらんかだけとヤ處より大山見へやん、是達摩大師誕生の處なり、是より四百里南へ走りチャンハのクハロウとヤ島有之、是より四百里南へ走りカホウチヤのホルコントウロウとヤ島あり、是より八百里成亥の方へ走りぬへば、マカタ國流さ川の川口なり、此處迄長崎よりして三千八百里なり、

一、シヤム國リウツサ川の川口より三里川上に、ハンテビヤとヤ城有、此處にて日本より持参やん御朱印を改やんて、マカタ國の王へ早船にて差上やん、

一、ハンテビヤより廿七里川上え上りぬへば、ハンコク(盤谷か)とヤ城有、是より川上へ二里上り、ウリヒクチとヤ城あり、此所はむかし空海と文珠と智恵争い成したる處のよしやん、此處より二十五里川上に都あり、タカ、ヒとヤ所なり、是よりリウツサ川の川口迄道法七十五里あり、

一、テヒヤタイとヤ寺あり、此寺屋敷は、むかしシユツダ長屋の屋しき跡のよし、シヤム國一の長者なり、

一、テヒヤタイより町續きを七里行て、長さ二十里づ、ある堂三つ、但し此七里は日本の道法四十二町なり、故に堂、長さ二十里は日本の三里十二町なり、(校曰、建築は、うそにてつき立てたるか、堂だか)

一、堂の本尊は立像の釋迦、此堂東向なり、又一體はねはんの像の釋迦、此堂は北向なり頭北面西

右立釋迦如來の小ゆびの厚さ三間餘有り、是にて佛像の大き御察可被成候、堂の柱一本の大きは人十五人手と手をとり組み十五度廻り見ぬへども、漸々三分一程廻りやん、釋迦堂の軒の内には、は、八間づ、町三筋有之の間、しやか堂とやんよし、(校曰、柱の太きは、ホラにて吹き飛ばされざるためなるべし)、

一、右堂の佛、この山を堀ぬき、尊形を御詰被成ぬ、右三體共に釋尊御直作なり、今に至て、諸人年忌佛事の志し是あるものは、くを調尊形にも堂にもはくを押やんゆへ、金佛の様に相見へやん(箱のことは實なり)此三つの堂夥敷義、六十七里打續き高さも二十里あり、マカタの